

令和7年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年12月5日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
歩道転倒による事故の損害賠償額の決定及び和解について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について
上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 8 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第11 議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第14 議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について

第15 議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第15まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	上村哲也	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	牧浦秀俊
7番	服部公英	8番	竹之内 剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	阪本正人	教 育 長	永井工仁
総務部長	中川恵友	都市環境部長	吉川昭仁
健康福祉部長	山下純司	総務部理事	高木真之
住民生活部理事	山本敏光	教育部理事	丸橋秀行
総務課長	野村浩之	企画財政課長	中本義雄
建設環境課長	武安康至	こども未来課長	水本多朱子

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	林 大 貴	書 記	大関誉文

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和7年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

（町長 阪本正人 登壇）

○町長（阪本正人） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

11月3日に議員の皆様をはじめ、各団体の皆様にご協力を頂き、ペガサスフェスタ2025を開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、町内外から約5,000名の方々にお越しいただきました。今後も住民の皆様喜んでいただける、また楽しんでいただけるようなペガサスフェスタを開催し、にぎわいのあるまちづくりを目指したいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単にご説明させていただきます。報第1号につきましては、歩道転倒による事故の損害賠償額の決定及び和解成立に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報第2号から報第4号につきましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、令和6年6月に公布され、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された乳児等通園支援事業について、令和8年4月からの実施に向け、上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

議第2号につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装することから、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第3号につきましては、下水道使用料改定に伴い、新料金適用時期の改正を行う必要があるため、上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,855万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,543万4,000円としております。第2条、繰越明許費の補正では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費について、予算書6ページ、第2表で、学校園照明LED化事業1億8,640万円としております。第3条、債務負担行為の補正では、予算書7ページ、第3表で、上牧第二中学校跡地活用事業ほか4事業、金額にして2,847万3,000円を追加しております。第4条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加変更として、予算書8ページ、第4表、追加として、片岡台出張所LED化事業債ほか1事業を追加し、また、変更として、防災行政無線整備事業債ほか1事業の限度額を変更しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害者自立支援医療費負担金につきましては、利用件数の増加に伴う自立支援医療費の財源として214万8,000円を、款県支出金、

説明欄、障害者自立支援医療費負担金で107万4,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、自立支援医療費で429万6,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金につきましては、利用単価及び利用件数の増加に伴う障害福祉サービス費の財源として627万6,000円を、款県支出金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金で313万8,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、自立支援給付費で1,255万2,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、地域生活支援等事業費補助金につきましては、利用者数及び利用時間の増加に伴う移動支援事業の財源として155万4,000円を、款県支出金、説明欄、地域生活支援等事業費補助金で77万7,000円を計上し、併せて、歳出説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、地域生活支援事業費で310万8,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、款県支出金、説明欄、奈良県がんとの共生に向けたアピアランスケア支援事業補助金につきましては、利用件数の増加に伴うアピアランスケア支援事業の財源として10万円を計上し、併せて、歳出説明書12、13ページ、款衛生費、説明欄、アピアランスケア支援事業費で20万円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書6、7ページ、款県支出金、説明欄、公共交通基本計画推進支援事業補助金につきましては、地域公共交通事業に係る補助金が採択されたことに伴い、300万円を計上しております。款繰入金、節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため4,317万9,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は8億1,700万2,000円となっております。同じく節公共施設整備基金繰入金につきましては、学校適正化事業に係る財源調整として1,058万5,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は2億691万5,000円となっております。

歳出に移りまして、説明書8、9ページ、款総務費、説明欄、防災行政無線管理費につきましては、新たな防災気象情報の運用開始に伴う新型受信機の整備を行う委託料として308万円を計上しております。説明欄、片岡台出張費につきましては、片岡台出張所の照明LED化工事に係る事業費として68万7,000円を計上しております。説明欄、賦課徴収費につきましては、軽自動車税申告手続の電子化に伴うシステム改修委託料として105万6,000円を計上しております。説明欄、戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍法改正に伴うシステム改修委託料として253万1,000円を計上しております。款民生費、説明欄、社会福祉総務費につ

きましては、片岡台3丁目コミュニティーセンター照明LED化工事に係る事業として161万7,000円を計上しております。

説明書8から11ページ、款民生費、説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計補正予算に伴う補正額として81万8,000円を計上しております。

説明書10、11ページ、款民生費、説明欄、保育所給食事業費につきましては、給食材料費の物価高騰の影響に伴い11万6,000円を計上しております。

説明書12、13ページ、款土木費、説明欄、下水道事業費につきましては、下水道事業会計補正予算に伴う補正額として715万円を計上しております。款教育費、説明欄、学校適正化事業費、消耗品費につきましては、新上牧中学校の学校運営で必要となる用品代として200万4,000円を計上しております。説明欄、上牧中学校移転業務委託料につきましては、中学校統合に伴い、引き続き使用する備品等の移転に係る委託料として780万円を計上しております。説明欄、交通安全啓発パネル設置工事費につきましては、生徒のより安全な通学を確保するため、啓発パネルを設置する事業として78万1,000円を計上しております。説明欄、学校園照明LED化事業費につきましては、小・中学校及び幼稚園の照明LED化工事に係る事業費として、工事監理業務委託料で840万円を、工事請負費で1億7,800万円を計上しております。

説明書14、15ページ、説明欄、小学校給食事業費、中学校給食事業費、幼稚園給食事業費につきましては、給食材料費の物価高騰の影響に伴い、小学校給食事業費で427万2,000円を、中学校給食事業費で254万8,000円を、幼稚園給食事業費で80万9,000円を計上しております。その他、令和6年度事業確定に伴う精算金を計上しております。

議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,444万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、歳出説明書6、7ページ、款保健事業費、説明欄、特定健康診査事業費で、保険者努力支援制度交付金及び特別調整交付金の過年度精算金として7,000円を計上し、併せて、歳入説明書4、5ページ、款繰入金、節財政調整基金繰入金で、今回の補正予算の財源調整のため同額を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は1億5,672万2,000円となっております。

議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましては、第1条第1項保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,166万2,000円とするものでございます。同条第2

項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,165万円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定について、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款繰入金、節一般会計繰入金につきましては、81万8,000円を一般会計から繰り入れております。

歳出説明書6、7ページ、款総務費、説明欄、一般管理費の委託料につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しに伴うシステム改修費用として67万7,000円を計上しております。款総務費、説明欄、賦課徴収費の役務費につきましては、口座振替手数料及び公金サービス手数料14万1,000円を計上しております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、主なものを説明させていただきます。

歳入説明書11、12ページ、款サービス収入につきましては、介護サービス計画費142万3,000円を計上しております。

歳出説明書13、14ページ、款サービス事業費につきましては、介護予防サービス事業費として、予防プラン作成委託料125万円を計上しております。款基金積立金の指定介護予防支援事業所準備基金積立金につきましては、17万3,000円を計上しております。積立て後の基金残高は317万9,000円となっております。

議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、既決の補正予算（第1回）、第2条に定めた収益的収入及び支出の収入を715万円増額し、下水道事業収益を6億1,064万5,000円に、支出を715万円増額し、下水道事業費用を5億9,990万円とするものでございます。また、既決の補正予算（第1回）、第5条に定めた他会計からの補助金の補正を1億1,586万円から1億2,301万円とするものでございます。

内容といたしましては、2ページ、令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第1目他会計補助金715万円を増額し、1億2,301万円とするものでございます。

次に、支出、第1款下水道事業費用、第1目営業費用、第4目総係費715万円を増額し、4,012万5,000円とするもので、下水道使用料改定に伴うシステム改修でございます。

議第8号につきましては、塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結についてでございます。

議第9号につきましては、上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結についてございま

す。

以上のとおり、案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（遠山健太郎） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

石丸議会運営委員長。

（議会運営委員長 石丸典子 登壇）

○議会運営委員長（石丸典子） おはようございます。議会運営委員長の石丸典子です。

去る12月3日、委員6名出席により議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

まず初めに、12月議会に提出されました議案の振り分けを報告します。

本日の本会議での審議の議案は、報第1号 専決処分報告について、歩道転倒による事故の損害賠償額の決定及び和解について、報第2号 専決処分報告について、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告について、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報第4号 専決処分報告について、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の4議案です。

総務建設委員会付託議案は、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について、議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について、以上の4議案です。

文教厚生委員会付託議案は、議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例について、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、以上の5議案です。

次に、会期日程を報告します。会期は、本日12月5日から15日までの11日間です。日程は、12月8日、総務建設常任委員会、12月9日、文教厚生常任委員会、12月11日、一般質問5名、牧浦議員、竹中議員、安中議員、康村議員、服部議員の5名です。12日、一般質問、氏原議員、東議員、私、石丸、竹之内議員、木内議員の5名です。15日、最終日、本会議です。開会時間は全て午前10時です。

次に、一般質問についてです。一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内です。

また、今議会より、一般質問の再質問等については、従来どおり質問者席で行う、または自席にて行う、両方可能ということに10月7日開催の議会運営委員会で決定しましたので、ここで併せて報告します。なお、ライブ配信の都合上、議員の皆さんは再質問等をどちらの席で行うかを事前に議会事務局に伝えてください。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、服部議員、8番、竹

之内議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（遠山健太郎） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠山健太郎） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、歩道転倒による事故の損害賠償額の決定及び和解について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 報第1号 専決処分報告についてご説明させていただきます。

専第6号 歩道転倒による事故の損害賠償額の決定及び和解につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり、令和7年8月29日に専決処分させていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分させていただいた内容につきましては、令和6年12月27日午後11時45分頃、上牧町桜ヶ丘1丁目11の2、西側歩道において北向きに歩行中、点字シートに足を取られ転倒、進行方向右側のU字側溝に右腕と左足を強く打ちつけ、右腕骨折と左足膝蓋骨を損傷し、損害が生じました。この事故は、点字シートの経年劣化によるまくれ、剥がれ等が原因での歩道転倒事故による損害賠償額の決定及び和解をするため、専決処分させていただいたもので

ございます。相手方は、大阪府柏原市、個人。和解の要旨は、過失割合が本町50、相手方が50で、損害賠償額が5万7,694円でございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○11番（木内利雄） 11番、木内でございます。何点かお伺いいたします。

まず最初に、発生時間が午後11時45分なんですよね。それから、大阪府柏原市の方がなぜここを歩いておったのか、疑問に思ったので、まずこの2点。それから、この場所は、午後11時45分は街灯があったのかどうか、要は明るかったのか否か、まずこの2点をお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） まず1つ目のご質問でございます、柏原の方がなぜここを歩いていたのかというところでございますが、お仕事でドライバーをされておまして、それでお迎えにいらっしゃったとお伺いしております。それで、代行のお仕事をされている方なので、車を取りに行く際、あそこを通られたという内容でお伺いしております。

それと次に、現場のこの時間帯の照明灯でございますが、現地を夜間、確認しに行きましたところ、照明灯というのは道路灯ではないんですけども、隣接する箇所にコンビニエンスストアがございまして、その明かりではかなり明るい状態で視認性は取れているのかなというのは確認しております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） おおむね分かりました。それで、代行の乗務員のようにお話があったんですが、何歳ぐらいの方。足に不自由はなかったんでしょうか。何歳代で結構ですから、何歳代の男性とか女性とか、また足にご不自由はあったのかなかったのか、その点をお聞きいたします。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 事故当時の相手方の年齢ですが、60代後半の方でございます。

それと特段、足に何か支障を来しておられるとかいうお話はお伺いしておりません。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 最後のところなんですけども、足にご不自由はなかったという認識でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 約2年前に片岡台1丁目の高齢者の方から私どもに連絡を頂いて、片岡台のフクイフラワーの付近で同様な道路の損傷というか、歩道の損傷があって、課長のところの担当者の方に見ていただいて、すぐさま改善をしていただいたという経緯があるんです。2年前です。もう1点は、何回もここで申し上げておると思うんですが、約30年前に西名阪の側道で、年齢は10代の女性、私は分かるとるんですが、適当にオブラートを着せながらお話をするんですが、10代の女性が死亡事故を起こします。それは道路が陥没していて、そこへ自転車で乗り上げて転倒事故を起こして死亡したと。町は損害賠償として2,000万をお支払いしたと。金額も金額なんですけど、10代のこういった貴い命が、道路が陥没をしていて、そこで事故を起こして亡くなったというのはもってのほかだというふうに思っているんです。お金もお金なんですけど、貴い命がなくなっているんです。こういったことにつけて、道路管理に関するパトロールはどのような頻度でどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 道路の点検等でございますが、基本的に職員等が現場に出たタイミングで、いろんな地区に現場がございますので、そのタイミングで道路の確認等もさせていただいております。それとまた、現在進めております舗装修繕工事等がございますけども、車道の部分もしかり、今回の事故が起きてしまった歩道の部分に対しても計画的に舗装修繕を進めるために、点検等も実施しておりますので、そういう点検の結果、悪い箇所から随時実施させていただいているというところでございます。なかなか延長も多いものでございますので、すぐさま改善という部分にはなかなか至ってないんですけども、ちょっとずつではございますが、改善していつている状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 何ぼコンパクトな上牧町だといっても、そこそこの面積がございますので、隅から隅まで一部始終を把握するというのは難しいかと思うんですが、私も通勤というか、買物に行ったりするときに通っていたら、あそこが陥没しとったでということで担当

課にお電話を入れたり、この間は、そこは県道ですから県へ言っておきますということで、がちゃぼんの前ですけども、というふうにあったんですけど、なかなか県のほうは来ていませんでした。数か月たって穴埋めしているのが確認されたところでございますけど、あれは県道ですから県がやるんですけども、そういったことでしっかりと早くしなければ、先ほど申し上げた30年前の2,000万円の賠償を払った、貴い10代の女性の命が落とされたというようなことも起こるわけですから、しっかりと道路管理のパトロール等々には力を入れて、しっかりとやっていただきたいし、また、職員が二百数十名いるわけですから、気がつけば担当課へきちっと細かいことでも連絡をすると、こういう体制をきちっと取っていただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、議員が申されましたように、そういうところの周知というか、横のつながりというんですか、そういうところもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） こういった悲しい事故が起こらないように、しっかりとお取組をされるように申し上げて、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 石丸典子です。今回の専決処分ですけれども、内容等は今説明でお聞きいたしましたけれども、これが専決処分されたのが令和7年8月29日です。専決処分書として議会に報告が12月5日です。本来なら専決処分をした後、招集される議会の最初の本会議に報告すべきであると思いますが、なぜ9月議会で報告できなかったのでしょうか。それともう1つ、その理由を聞いてからお聞きしますが、今後の対策はその後でお聞きしますので。

3か月もたった後、議会への報告です。本来なら、こういう大事なことが起こって、対策が必要であるべき内容であれば、議会には早急に情報を入れていただくべきであるところを専決処分の報告が遅れているのは大変遺憾であります、どのような理由で遅れたのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 12月議会での報告の理由というところでございます。まず、時系列のほうからまとめていきたいんですけども、まず事故が発生したというのが12月末でご

ございました、報告を受けましたのが令和7年1月ということで、そのタイミングで現地確認を行った後、保険会社に報告して、過失割合についてアドバイスを求めました。翌2月に相手方と直接お会いさせていただいて、お話を伺い、事故当時の状況をより詳しく聞き取らせていただいて、保険会社と協議を行った結果、過失割合が50対50という形で決定しております。その後、保険会社により相手方に書類を送付させていただき、翌4月に受領する予定でしたが、相手方の仕事の都合でなかなかお会いすることができず、ようやくお会いできたのが8月の中頃、書類を受領いたしました。そこから29日、示談が成立したわけですが、その後、相手方に損害賠償金を支払ったのが9月の中頃というところで、今回の12月の報告となった次第でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今回の事故の賠償額の決定と和解は8月29日に決定しているんですね。そうしましたら、その時点で9月議会に報告することはできたのではないですか。支払いが終了しないと報告できなかったというものではないと思いますけれども、専決処分を行った後に最初の本会議で報告すべきというところなんですけど、それは何ら問題ないのではないですか。その辺はどうですか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 専決処分報告についての報告ということで石丸議員からお話がありましたように、専決処分をしたら速やかに次の議会での報告というところですが、そこについては十分認識をさせていただいております。ただ、今回9月につきましては、初日が9月5日の開催ということがありまして、既に8月25日の専決処分時点では議案の配付が終わっておったということもございまして、今回の報告ということになったところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） そういうふうにとられているのかもわかりませんが、ちなみに議会運営委員会は9月3日でしたので、議会運営委員会にこういう内容で専決処分の報告がありますということもできるわけです。何が言いたいかといいますと、本来なら臨時議会等を開いて報告すべきというふうになっているんですけど、そういう時間がない場合に専決処分は取られていまして、これまでそういうことで承認してきましたけど、この期間が3か月も空いてしまうということに対しては、議会としては、こういうことがあったんだということも知られてないということが大変残念です。それは今後また改めていけるように、また協議

もさせていただきたいと思いますので、お聞きをしておきます。

それで、もう1つ、対策なんですけれども、これは道路の整備に関わっているところですが、特に点字シートに足を取られたということで、桜ヶ丘のバス通りの両面、1丁目側、3丁目側の歩道は点字シートが引かれているんですけれども、歩道の整備に伴って、今、点字シートも新しくされていますので、ところどころ大変剥がれています。ですから、こういう内容を例えば9月議会のときに聞いていれば、議員側も、こういうことがまたあつては大変ですので、知った以上は優先して点字シートをしっかりと張りつけるだけではなかなか大変ですけれども、そういうつまずきの起こらないような対策を講じるべきだと思いますので、議員としてもまたしっかり議会でそういう提案もできたと思います。現在も見ますと、点字ブロック、点字シートが野球のベースみたいにどこかに飛んでいっているとか、剥がれているところが大変あつて、なかなか見苦しくて、つまずいたり、本当に点字シートが必要な方が通れるような状態ではありませんので、あの部分については早急に何らかの対応をお願いしたいと思います。計画的に道路の整備は行われています。部分的にあちこちされていますけれども、こういう事故があつた以上、早急な対応が必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 今、議員のご指摘のとおり、歩道の整備につきましては計画的に進めており、点字シートの更新についても改善をさせていただいているところでございますが、やはりなかなか一気にいけないという幅のところもございまして、そんな中で安全性を確保するということで、点字シートの点検並びに一時的な修繕という形に関しましては、さらに気をつけて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） しっかり点検もさせていただきたいと思います。ちなみに、この事故が起こったとされる歩道のところですが、ローソンの入り口のあたりですが、点字シートが2枚、側溝に落ちておりました。今朝見てまいりましたので、そういうところは大変見苦しいですので、何回しても剥がれるのであれば、撤去、その分は引き上げる等、対策もお願いしたいと思います。町長、この点はしっかり予算を張りつけて対応していただきますようによろしく願いしておきますが、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今、担当課長が説明させていただいたように、歩道の部分についてもた

くさんの歩道がございますので、点検等をさせていただきながら、修繕できるところと修繕できない部分とがあるとは思いますが、そのような部分で今後取り組んでいきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きをしておきます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

東議員。

○5番（東 初子） 東でございます。私も一般質問をさせていただきましたが、桜ヶ丘の3丁目のバス停付近のところは新しくなっていくつあったと私は認識しているんですが、どの辺まで行われているのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 桜ヶ丘地区だけでなく、その他の歩道の整備を進めているわけですが、今現在進めている歩道の整備に関しましては、街区ごとに整備させていただいております。今、手持ち資料がございませんので、桜ヶ丘の道路部分、何メートルという明確な回答はできないんですけども、令和6年度から実施させていただいてまして、6年度に町全体で300メートル、7年度におきましては630メートルの歩道整備が現在完了しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。張りつけタイプではなくて、一般質問のとき伺ったのは、埋め込みタイプになっているというふうに認識しているんですが、私が見せていただいたところ、それが埋め込みタイプになっているんだらうというふうに確認させていただいているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 武安建設環境課長。

○建設環境課長（武安康至） 新たに更新したタイプでございますが、これにつきましては埋め込みではなく、新しい歩道整備されたアスファルトに張りつけるのではなくて溶融式といまして、密着させるような材料でございます。熱で加熱した、言ってみたら車道のラインがございますが、あれと同じような施工方法で歩道に密着させるタイプという部分でございますので、1回密着させるとなかなか簡単には剥がれないというタイプの材料でございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。今後も事故防止のために尽力していただきますようお願いいたします

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。
よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号から報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第6、報第4号 専決処分報告について、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の3件の議案については、関連事項となりますので、一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 報第2号、報第3号及び報第4号の専決処分の報告につきましては、関連することから一括して提案理由をご説明いたします。

専第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、専第8号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び専第9号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことから、所要の改正をする必要がございましたので、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和7年9月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の児童福祉法の改正につきましては、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設するもので、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に

第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来の同条の規定を引用している場合には、第33条の10第1項と表記する必要が生じたことから、条例の改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、条例案のとおりでございます。以上の内容でそれぞれ専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 6番、牧浦です。この条例に関して、目的について、町としてどのような課題認識があり、どのような効果を期待しているのかを伺わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 水本こども未来課長。

○こども未来課長（水本多朱子） 今ご質問のありました、町における課題ということですが、最近、町ではございませんが、全国的にも虐待等の事例がございますことから、町としまして、今までも虐待等が発生しないようには対応しているところではございますが、引き続きこの事例に当たりまして、今回、条例を改正することによってさらに対応できるようにしていけたらと思っております。それにおきまして、さらに周知徹底を図りながら、保育所等で虐待等が発生することがないように、これからも対応していきたいというふうには考えております。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 主に虐待の予防というところがまず1つということですね。そしたら、この設備基準に関する質問をさせていただきます。国の基準で、施設面積、療育スペース、静養室、相談室などがあると思うんですけども、これは国基準で違いは上牧町はあるんでしょうか。それとも上牧町独自でやっているのか、それはどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 水本こども未来課長。

○こども未来課長（水本多朱子） 今、設備基準におきましては、本町におきましては国の基準に基づいて行っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 設備基準については分かりました。それと運営基準です。人員配置基準、保育士、児童指導員、療法士等は、これも国基準と上牧町は一緒でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 水本こども未来課長。

○こども未来課長（水本多朱子） 今おっしゃられた人員配置基準におきましても、本町におきましては、国の基準に基づいて、人員のほう、保育士や放課後児童支援員等の配置はさせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 分かりました。これからもよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第7、議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和7年

4月に児童福祉法において創設された乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を令和8年4月から実施するに当たり、条例を制定するものでございます。こども誰でも通園制度につきましては、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを、就労要件を問わずに月一定時間までの利用可能枠で通園できるもので、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的としているものでございます。令和8年4月から全国の自治体におきまして実施されるものでございます。

制定内容につきましては、条例案のとおりでございます。

以上が上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第8、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

条例の改正理由としましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの標準化における共通機能標準仕様書に示された住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、当該機能によって行われる事務及び情報連携については、国から個人番号の独自利用を行う事務として条例に規定する必要があるとされていることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、条例案のとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 3 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 9、議第 3 号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 議第 3 号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和 7 年第 3 回定例会において可決いただきました上牧町下水道条例の一部を改正する条例の適用時期を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の改正内容につきましては、条例案のとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 4 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 10、議第 4 号 令和 7 年度上牧町一般会計補正予算（第 5 回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 4 号 令和 7 年度上牧町一般会計補正予算（第 5 回）について、提案理由の説明をいたします。

補正予算（第 5 回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおり

でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

- 議長（遠山健太郎） 日程第11、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民生活部理事。

- 住民生活部理事（山本敏光） 議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

- 議長（遠山健太郎） 日程第12、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下健康福祉部長。

- 健康福祉部長（山下純司） 議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よ

ろしくお願い申し上げます。

- 議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

- 議長（遠山健太郎） 日程第13、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉川都市環境部長。

- 都市環境部長（吉川昭仁） 議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第2回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

- 議長（遠山健太郎） 日程第14、議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉川都市環境部長。

- 都市環境部長（吉川昭仁） 議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結についてご説明いたします。

塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事について入札が調いましたので、契約をするに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約内容につきましては、まず入札の方法は、

事前審査型一般競争入札、総合評価落札方式でございます。工事期間は、議会の議決を得た日から令和8年9月30日までとなっております。契約金額につきましては1億2,751万2,000円で、うち消費税及び地方消費税に相当する額1,159万2,000円でございます。契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長、南條秀和でございます。

以上が本工事の契約の説明でございます。工事概要につきましては、塵芥焼却場跡地を対象に実施した土壌汚染調査の結果、一部土壌汚染が確認されたため、土壌汚染対策法に基づく汚染土の除去等の工事を行うものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第15、議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結についてご説明いたします。

令和7年度上牧町一般会計補正予算（第4回）にて計上し、本年第3回定例会において議決を頂きました学校適正化事業管理備品、上牧中学校新校舎電子黒板購入につきましては、このたび業者選定手続が終了し、仮契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の契約の内容等についてご説明させていただきます。

この事業は、令和8年4月の開校に向け、上牧中学校新校舎を新築する中で、デジタル教材やオンラインリソースを活用したインタラクティブな学びに発展させることで、よりよい学びの環境を提供することを目的として、液晶ディスプレイ一体型電子黒板一式を整備する

ものでございます。入札の方法ではございますが、本町の教育現場に最も適した電子黒板を整備することを目的とし、他の自治体において同様の実績を有するなどの経験がある事業者から企画提案書を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として特定する公募型プロポーザル方式を適用いたしまして、令和7年11月10日開催の上牧中学校新校舎電子黒板購入業務事業者選定プロポーザル審査委員会において、業者選定を行っております。

次に、契約の概要ではございますが、契約期間は、議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとなっております。契約金額につきましては1,311万2,000円で、うち消費税及び地方消費税に相当する額は119万2,000円でございます。契約の相手方は、奈良県奈良市高天町10の1、T. T. ビル4階、システム株式会社奈良本社、事業統括取締役、井門英也でございます。

本議案に係る説明は以上でございます。慎重にご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第1号から議第9号の委員会付託

○議長（遠山健太郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第9号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午前11時08分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月8日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について
- 議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について
- 議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について
1. 出席委員 委 員 長 服部 公英 副 委 員 長 牧浦 秀俊
- 委 員 木内 利雄 石丸 典子 東 初子
- 遠山健太郎
1. 理事者 町 長 阪本 正人 教 育 長 永井 工仁
- 総 務 部 長 中川 恵友 都市環境部長 吉川 昭仁
- 健康福祉部長 山下 純司 総 務 部 理 事 高木 真之
- 住民生活部理事 山本 敏光 教 育 部 理 事 丸橋 秀行
- 総 務 課 長 野村 浩之 企画財政課長 中本 義雄
- まちづくり推進課長 俵本 大輔 建設環境課長 武安 康至
- 住民保険課長 中岡 美鈴 健康推進課長 松田 志穂
- こども未来課長 水本多朱子 教育総務課長 辻村 純
1. 事務局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
- 書 記 林 大貴 書 記 大関 誉文

開会 午前10時00分

○服部委員長 改めまして、おはようございます。総務建設委員長の服部公英です。今日も皆さん、総務委員会、よろしくお願いいたします。

今年もあと残り少なくなってきましたが、急にインフルエンザもはやってきております。体調には気をつけて、しっかり働いて働いて働いていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

○阪本町長 皆さん、おはようございます。総務建設委員会に付託されました議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について、議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結についてでございます。慎重に、また、活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます。冒頭でのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 本委員会に付託されました議案は、お手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

議第2号についての質疑を行います。タイトルは大変長いんですけども、今回の条例の一部改正は、条例第4条の個人番号の利用範囲というところが拡大されるというふうな内容だと理解しております。

それで質問ですけども、住登外者宛名番号管理機能を使って行う事務で、具体的に説明

を頂きたいんですけども、上牧町の住民基本台帳に登録されていないけれども、行政サービス上記録していく必要がある個人を特定して、個人番号にひもづけるというふうな理解でまずよろしいですね、この内容は。

それで、上牧町において具体例を示して、どういう個人が対象になるのかというのを説明いただきたいと思います。といいますのは、個人番号の扱いについては、また、個人情報については、大変慎重に扱わなければならないということで、個人番号にいろんなものがひもづけられていくんですけども、その観点からも具体例を示して説明していただきたいと思います。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 それでは、住登外者の部分での具体例でございますが、本町の基本台帳に登録しておりませんが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人ということで、具体的には、町外の自治体に在住している方が本町に不動産を所有しており、本町が固定資産税を課税する方や、町外の高齢者施設への入所に伴い、町の被保険者資格を継続したまま転出する方などが具体的な個人であるということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 私も調べたら、そういうふうに書かれているんですけど、そのほかには、町として特別にとか、対象とかというのはない。出てくる場合があるかもわかりませんが、現在のところ、そういう方が対象だということではよろしいですか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。ありがとうございます。

以上です。

○服部委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦副委員長 牧浦です。お願いいたします。

ちょっと整理してほしいんですけども、条例改正の目的は何かということなんですけれども、町としてどのような課題や状況の変化に対応するためのものなのか。そして、改正しない場合、生じる不利益や行政運営上の支障はどのような点か、お願いいたします。

全部言ったほうがいいのか。

そうしたら、個人番号の利用範囲の拡大についてもお願いします。利用範囲を拡大した場合、町民のプライバシー保護とのバランスはどのように確保するのか、聞かせてもらいます。

それと、特定個人情報の提供体制についてお聞きします。特定個人情報を提供するに当たり、情報の授受に関してどのような安全管理措置を講じているのか、聞かせていただきます。

以上です。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 まず、課題でございますが、本町では、令和8年3月に予定しております基幹系システムの標準化に伴い、複数の基幹業務システム間や中間サーバー間の情報連携をより円滑に行うための現行の各システムの一部が個人に付番、管理している住登外者の単一宛名番号に統一するという部分で課題がありまして、統一するところが今回の1つの条例改正のテーマとなっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 それが目的なんですね。統一して……。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 今回につきましては、単一番号に統一するところが今回の条例改正の住登外者宛名番号管理機能というふうになっております。

それと、今回、標準化に伴いまして、町でマイナンバーの独自利用をする事務として追加しているというところでもございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 それは、町独自の見直しもあったということでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 それにつきましては、町独自で利用するマイナンバーの事務に関するものでございます。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、総務課長より少し説明をさせていただきましたが、それについて少し補足の説明をさせていただきたいと思います。

今回、条例を改正させていただきましたのは、各自治体で使っております標準システムが国によりまして標準化で統一されました。その統一されたことによりまして、うちの条例にございます、町で独自利用ということで使わせていただいているやつ、それについても同じように住登外者宛名番号の機能を追加する必要があるということから、今回改正をさせてい

ただいております、この住登外につきましては、町独自の使わせていただいている個人情報についてはということで条例を定める必要があるということで、それを定めさせていただいているんですが、それになおかつ住登外が、そういう業務においても使う可能性があるということなので、町の独自利用についても標準化で住登外の機能を追加する必要があるということから、国からも、国の標準化ということで全国の自治体と同じシステムを使うということで、仕様書が国において統一されたと。それに基づいて町の独自利用しているものについてもその機能を追加しなさいよということで、今回、条例を改正させていただいたというところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 分かりました。そうしたら、その次の、改正しない場合に生じる不利益や行政運営上の支障を聞いたほうが早いかわかりませんね。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 今回につきましては、標準が国で仕様書が定められているんですけど、町独自の分についてもそれを定めなさいということでございますので、それを定めず使わないということは現状あり得ませんので、不利益という部分についてはないのかなというふうには認識しておるところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 分かりました。それでは、町民のプライバシー保護の観点の答弁をお願いいたします。もう1回言います。利用範囲を拡大した場合、町民のプライバシー保護とのバランスはどのように確保するのか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 今現状のシステムにおきましても、住登外というのは現状使わせていただいております。先ほど総務課長からご説明がありましたように、特に固定資産税でしたら、町外にお住みの方が町内に固定資産を持っている場合は住登外ということでその方を登録させていただいております、現状、そういう形での運用は、各運用、各システムごとにさせていただいております、今回改めて国でそういう統一の仕様書を作ったということになりましたので、それに伴って今回も、何回も言って申し訳ございません、個人の町の独自で使っている部分についても併せて改正する必要があるということでさせていただいておりますので、運用上、今までと同じような形の運用になるのかなと考えているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 何とか分かりました。今まで使っていたけれども、国でこうなさいということで、上牧町もこれに準じてやったということでよかったですね。分かりました。

それでは、最後に、提供するに当たり、情報の授受に関してどのような安全管理措置を講じているのか。これ、今まで使っているのであれば、どのようにしていたのかでも結構です。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 マイナンバー事務をする上で、基本的には特定個人番号のルールが定められておりますので、それにのっとりしっかりとプライバシー保護をさせていただきたいというふうに考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 ちょっと答えにくいですかね。準ずるのは分かるんですけども、こういうことですという具体的なことはないですね。難しいですかね。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 具体的な例といたしますと、各業務、システムごと、各所管課で取扱いをしておりますので、原則はマイナンバーカード取扱事務ができるというのを専任しておりますので、それ以外の職員は一切見ることができないということでございますので、あくまでも固定資産税でしたら固定資産税の係の中で登録している人間がその事務をするということになりますので、その他の人間がその事務をできるかということ、権限上与えていない職員については、そういうことで事務等も見ることができないというふうに定めさせていただいておりますので、今までどおりの基準というんですか、セキュリティポリシー的なものを踏まえて対策はしているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 理解しました。ありがとうございます。これで結構です。

○服部委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。よろしくお願いします。

議第2号について質問させていただきます。さきに石丸委員と牧浦副委員長から話があったので、確認、おさらいです。これでいいかどうか。そもそも今回のやつは、今、部長と課長からも答弁がありましたけれども、地方公共団体の情報システムが標準化されたことによって条例を変えると。住登外者というのは、そもそも住民基本台帳に記載されていない人ですよ。先ほど話がありましたけれども、上牧町から転出したけれども、転出したであった

りとか、僕、一番あったのが、先ほど言われましたように、税を滞納して転出した方、でも、その方の情報を知っておかなきゃいけないので、それが住登外者になるというのは、もともと情報としてはあったけれども、それに伴って、今回、標準化されたので、しっかり条例に入れておかなきゃいけないということで条例を改正したんだなと。

宛名情報というのは、その方たちに郵便とかを送るための住所とか、名前とかというのが住登外者宛名情報だと思うんです。そこだけ、石丸委員が質問されたので、確認で間違いなかなと。事務については、そこに対する督促を送ったりとか、あと、選挙事務とかもあると思うんですよね。そういうのにするということで。

一番懸念になっているのが、第三者、住民基本台帳法と基本的に違う扱いになるから、第三者への提供ということは基本的にないものだと思う。だから、住民票とかもないですし、先ほど部長が言われましたけれども、担当課以外は基本的に見られないようなシステムになっていると思いますので、個人情報の保護とかという、先ほど牧浦副委員長が心配されていたことだと思うんですけれども、全くそこについては心配がないというような情報でよろしいかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 今おっしゃっていただいた部分につきましても、全く問題はないのかなというふうに思います。そのとおりでございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、これを議題といたし

ます。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東委員 改めまして、おはようございます。東 初子でございます。

議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、質問させていただきます。

1つ目が予算書7ページ、款、県支出金、項、県補助金、目、土木費県補助金でございます。これは、今回、県の補助金を活用しながら、地域公共交通の維持や充実にに向けた取組を進められるとのことでございます。

まず初めに、今回のニーズ調査、町としてどのような改善を目指して、どんな効果を期待できるのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。この計画について、いつ頃までの策定を目指しておられるのか、また、どのような進め方で検討されるのか、現時点でのスケジュール感をお伺いします。

もう1つは、市町村同士が連携して取り組む広域的な交通の検討もお考えなのかどうかも併せてお伺いいたします。

もう1つが予算書13ページ、款、衛生費、項、保健衛生費、目、健康増進事業費、アピアランスケアの支援事業についてでございます。この支援事業の助成金補助が20万円ということで、今回、この補正に至った理由をお聞かせいただきたいと思っております。それと、申請手続、がんの治療中の方は体力的にも精神的にも負担が大きいと思っておりますので、行政手続等が難しい方もおられるかなというふうにも思いますが、なるべく負担なく行えるように配慮されているのではと思っております。ですので、その辺の窓口でのサポート等、工夫されている点があれば教えていただきたいと思っております。この2つでございます。お願いいたします。

○服部委員長 それでは、順次、答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長。

○俵本まちづくり推進課長 7ページ、公共交通基本計画推進支援事業補助金についてでございます。こちら、ニーズ調査の事業についてご説明いたします。本業務は、地域住民の移動実態や公共交通機関の利用状況を把握して、今後のまちづくりや地域の実情に合った公共交通の在り方を検討する基礎資料となる資料を得るために調査を行うものでございます。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○**俵本まちづくり推進課長** 追加で説明させていただきます。

この業務につきましては、9月議会、第4回補正で補正をしておりますので、こちら、ニーズ調査業務委託料601万7,000円に対する補助金がついておりますので、9月議会の第4回補正予算の資料も確認していただけたらと考えております。

○**服部委員長** 東委員。

○**東委員** 第4回の資料もありましたとおりでございますけれども、いつまでの策定とか、その辺もお伺いしましたでしょうか。

○**服部委員長** まちづくり推進課長。

○**俵本まちづくり推進課長** この計画をつくるためのスケジュールとしましては、来年度計画を予定しております、来年度の3月末までにつくれたらなと思っているところでございます。また、このアンケート調査につきましては、今年度3月末までに実施して、来年度計画をつくるための資料にしたいと考えているところでございます。

○**服部委員長** 東委員。

○**東委員** 分かりました。アンケートについては、今年度の3月末までに行うということですね。

○**服部委員長** まちづくり推進課長。

○**俵本まちづくり推進課長** そのとおりでございます。

○**服部委員長** 東委員。

○**東委員** 分かりました。

補足ですけれども、市町村同士のこういう連携とか、そういうところも入ってくるんでしょうか。

○**服部委員長** まちづくり推進課長。

○**俵本まちづくり推進課長** 今のところ、連携という点については今後協議が必要かなと考えております。まず、上牧町の地域公共を考える協議会というのが、上牧町の委員さん、約18名で構成させていただいて、立ち上げしたいと思っているんですけれども、広域で地域公共を検討するとなると、例えば広陵町さんの協議会が立ち上がっているんですけれども、それを一緒にして協議していくのか、また、協議会同士の承認が要りますので、その辺について今後検討して、もし広域的にやるのであれば、その対象となる市町村さんとも協議会をどうして運営していくのかとか、どのような運用をしていくかというのを協議していきながら、今後検討したいと考えているところです。

○服部委員長 東委員。

○東委員 分かりました。住民さんの交通のこれからの便について、よりよい方向でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○服部委員長 健康推進課長。

○松田健康推進課長 アピアランスケアの補正理由についてなんですけれども、令和5年度からアピアランスケアの事業が始まりまして、周知が浸透してきたのと、大きい病院では各市町村の申請案内をしていただいているというのもありまして、申請者の増加が理由となっております。

○服部委員長 東委員。

○東委員 分かりました。大きい病院でも上牧町のこのシステムを紹介されているということですね。それで理解が広がっていているところですね。分かりました。

先ほども申し上げましたけれども、がん治療中は体力的にも精神的にも本当に大変な負担が大きいというふうに思います。その辺の思いやりを持ってご対応いただいていると思いますが、窓口で工夫されていることとかお伺いできたらと思います。

○服部委員長 健康推進課長。

○松田健康推進課長 今現在なんですけれども、申請に関しましては、ネット、上牧町のホームページで申請用紙のダウンロードができたり、電話等で問合せで、行くのがしんどいというのであれば郵送でというのとか、対応はさせていただいているんですけれども、また今後もう少し考えていきたいと思います。

○服部委員長 東委員。

○東委員 ありがとうございます。ネットとか、ホームページとか、郵送とか、いろいろとご本人にご負担がかからないような方法を考えていただいて、感謝でございます。今後もまた引き続きこのようなサポートをお願いいたします。

以上でございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

補正予算（第5回）について、何点か質問させていただきます。

まず、大きなところで、今回、繰越明許費という形でも計上されるんですけれども、学校・

園照明LED化事業ということで、この予算書、補正予算の6ページのところの第2表のところで繰越明許費で上げられている事業ですけれども、1億8,640万円という大きな額なんですけれども、今回、この12月の年末に大きな事業の補正ということなんですけれども、これについては今後、これまでの照明が新規に作られないということもあったりとか、あと、脱炭素化の取組ということで、これまでもいろんな公共施設等や、また、街路灯などのLED化事業が行われているんですけれども、今回、12月にこのような形で大きな補正で、しかも、ほとんど起債を使われているんですけれども、この状況の説明をお願いします。それと、あと、公共施設等でLED化となっていないところ、施設があるのかどうか。まず、それを大きなところは伺います。

次ですけれども、補正予算書の歳出の13ページですけれども、先ほど東委員からも質疑がありましたけれども、この中で、地域公共交通事業費ということで、今回の補正では、協議会負担金として2万4,000円、これ、委員報酬という、本来の形だったら報酬という形の額なんですけれども、それと、事務費等で2万4,000円。これは行政担当者も入りますけれども、行政の担当者は報酬が出ないということで、主に交通事業者が入られるというふうな、資料からも読み取ったんですけれども、この人数、行政から何名がこの協議会に入られるのかということと、交通事業者、具体的にどんな交通事業者がここに入られるのかということをお聞きしたいと思います。

先ほどスケジュールについては東委員の質疑で明らかになったんですけど、それも聞く予定だったんですけど、今年度中にニーズ調査でアンケートを集約できるということで、来年度からこの協議会が動くというふうなことと理解したところですが、まず、交通事業者、どういう事業者かというのをここでお聞きします。

もう1つは、給食費関係でお聞きしたいと思います。予算書11ページでは、保育所給食費のところ、第1保育所のところで給食の賄い材料費で11万6,000円、予算に対して1.7%の増額で、予算のときでも値上げがされているということの説明がありましたけれども、保育所ではその形です。

続きまして、小学校、中学校においては、14、15ページのところに記載されているように、かなり値上げがしている分を町が賄っているという状況なんですけれども、これを町が負担していくということなんですけれども、国においては、来年度より公立の小学校の給食費の無償化で今準備がされているところなんですけれども、この無償化が進めば、小学校だけですけれども、町が負担している給食費、保護者から集めている以外の賄い材料費の負担は、

今後、町の負担はどうなるのかというところが大変心配されるところです。無償化は進むけれども、給食の量が少なくなったり、質が悪くなったりというふうなところも懸念されることです。今後、町の負担はどうなるのかというところをここではお聞きをしたいと思いません。

少し飛びましたけれども、同じページの15ページのところで、小学校管理費で修繕料のところで94万4,000円の増額となっています。これの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○服部委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、学校のLED化事業の補正予算について、なぜ今このような大きな補正予算が上がってきておるのかということでございます。これにつきましては、令和7年の6月議会におきまして、本事業の設計の予算を計上させていただいております。この設計が今回完了いたしまして、金額が上がってまいりましたので、今回、工事費と管理の委託料というような形で補正予算を計上させていただいたところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 続けて答弁を言っていただいているんですけど、設計が上がったならば、本来は令和8年度の当初予算に上げてくるんですけども、起債との関係で何かありますか。そこ、たしか期限があったりとかあると思うんですけど、その辺のところと、あと、蛍光灯が新規に製造されない等もあると思うんですけど、わざわざ令和7年の年末に上げるというところを説明いただきたいと思いません。

○服部委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、起債についてご説明させていただきます。本事業につきまして、脱炭素化推進事業債、こちらの起債を予定、借入れを予定しておりまして、この起債については令和7年度までの時限的措置というような形の起債になっておりまして、ですので、令和7年度中に本工事に着手をする必要、これがございますので、今回、補正予算として計上させていただいております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、ずっと順番に進められていますけれども、LED化にされていない施設というところはあるですか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 LEDができていないというところがございますが、おおむね各公共施設に

つきましても、今回も片岡台出張所であったり、コミュニティセンターのできていないところという形で今回補正計上させていただいておるんですけども、ほかの分につきましても、ほとんど大きな分につきましては終わっております、今後予定しておりますのが、今、道路につきましては、計画的にLED化を進めさせていただいておるんですけども、公園についても今年度設計を上げさせていただきまして、当初予算にできたらLED化を上げたいということで現在事務を進めておりますので、大きな分につきましては、公園と道路の部分というところになるかなと思っているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。結構です。

次の公共交通のところ、お願いします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○俵本まちづくり推進課長 予算書13ページ、地域公共交通協議会負担金でございます。こちら、地域公共交通協議会なんですけれども、先ほど委員、来年度から発足という形でお問合せいただいていたんですけども、協議会自体は令和8年2月、今年度の2月に発足したいと考えているところでございます。それで、その委員構成でございますけれども、一応18名予定しております、そのうち行政が5名、それで公共交通事業者でございますけれども、6名で、奈良県バス協会さん、奈良交通株式会社さん、奈良県タクシー協会さん、ひまわりタクシー株式会社さん、志都美タクシー株式会社さん、あと、奈良県交通運輸産業労働組合協議会さん、この6団体に参画していただきたいと考えているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和7年度に委員会を1回するというので、その予算ですね。令和8年度からというのは、令和7年度ということで理解しました。

それで、令和8年度に本格的に審議とか入ってくると思うんですけど、大体何回ぐらいの委員会の予定でしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○俵本まちづくり推進課長 今年度1回させていただいて、2月中旬に1回させていただいて、来年度につきましては3回から5回想定しているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。

ニーズ調査は今年度中に行われるということなんですけれども、現在の取組状況、まだ何

も町民のところには行っていないような状況だと思うんですけど、年度内に調査をして集約をするというところまで可能なんですか。その細かいスケジュールをお聞きしたいと思います。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○俵本まちづくり推進課長 今、アンケート調査の、どういう調査をするかというのを決定を急いでおりまして、その決定次第、12月19日、最短で郵便局に持ち込みしたいと考えております。それで、1月17日までの調査とさせていただいて、それで分析につきましては、2月に分析を予定しております。それで、報告書については3月末までに頂けたらというスケジュールで今進めているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 かなりタイトな感じで、年度内に何とかされるというふうにお聞きをしておきます。ありがとうございます。結構です。

次の学校、幼稚園の関係のところをお願いいたします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、小・中学校、幼稚園の給食の賄い材料費の件でございます。このたび、物価高騰、消費者物価指数、大体25%ぐらい上がっているということで、足りない分を補正計上させていただいたんですけれども、無償化のお話も特に具体的なことはまだ下りてはきていないんですけれども、来年度以降も賄い材料費に関しましては、栄養、質を落とすことのない給食の提供ということで、歳出は考えていかなければならないと考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和7年度の当初予算のときには値上がりですが、令和7年度は15%ぐらいというふうに説明があったんですけど、それからまたかなり上がっているということで、本来なら保護者負担の給食費にこの分が上乘せのところを町で負担をしていただいているということについては、大変努力を頂いていると思います。今後も、今、上牧町の学校給食、大変おいしいということで、先日も伝統食みたいなのも、切り干し大根とかも家庭ではなかなかしないけれども、子どもが知っていた。何でと聞いたら、学校給食で出るというふうなことも声を聞きましたので、いろいろ工夫されていて、おいしいという大変評判ですので、安全でおいしい給食ということで、質や量が変わることなく、少なくなったり悪くなったりすることのないように、引き続きこの点においては支援いただけますようお願いしておきたいと思

ます。

無償化については、まだいろいろ検討されている内容ですので、ここではこれ以上は回答を求めません。

1つ、次の項目ですけど、小学校の管理費のところでは修繕料ですけど、予算では660万ぐらいたったんですけど、今回、修繕料が上がっているところについて説明をお願いしたいと思います。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 こちらの内容といたしましては、上牧小学校の給食室の雨漏り修繕と放送卓用パワーアンプの取替え修繕、それから、上牧第二小学校の受水槽の破損による修繕でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、いずれも当初では分からずに、年度途中で明らかになったという内容でしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

以上で終わります。

○服部委員長 石丸委員、幼稚園のやつはいいですか。

こども未来課長。

○水本こども未来課長 先ほどご質問のありました保育所における給食の、今回、補正で上げさせていただいた分につきましては、保育所におきましては、お米と牛乳代の分の値上がり分を計上させていただきました。今現在、第1保育所におきましても、栄養士さんや調理師さんがいろいろ工夫してくださって、給食の栄養や質が落ちることのないよう努力してくださっているのと、引き続き来年度以降につきましても、同じように受益者負担はあると思うんですけども、町としましても、上がった分につきましては町が負担し、引き続き給食を園児さんに楽しく、給食の質が落ちることのないように引き続き取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 答弁者席に待機していただいていて、申し訳ありません。確かに保育所のところ

も言いまして、分かりました。主にお米、牛乳代で値上がり分ということで、ありがとうございます。

これで終わります。ありがとうございました。

○服部委員長 それでは、ほかにございせんか。

牧浦委員。

○牧浦副委員長 牧浦です。よろしく願いいたします。

1つだけなんですけれども、16ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書というところなんですけれども、一番上の上牧第二中学校跡地活用事業、これ、約1,400万出ているんですけれども、いろいろ見ていると、積算根拠というのを教えてもらってよろしいでしょうか。

それと、庁内検討委員会の運営支援とあるんですけれども、庁内、どの課が担当するのか、メインで担当するのかを教えてください。

以上です。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 補正予算書16ページの上牧第二中学校跡地活用事業についてでございます。

こちらにつきましては、上牧第二中学校の閉校後の跡地を利活用するに当たりまして、市街化調整区域であるということ踏まえまして、まず、整理をさせていただき、その方向性や方針を固めていくための基本構想・基本計画の策定を行うものでございます。

それで、この根拠となります業務内容の部分でございますが、資料にもお示しをさせていただいておりますとおり、まず、計画準備、体育館用途変更に伴う支援業務、基本構想・基本計画の検討、基本構想・基本計画の策定、庁内検討委員会の運営支援、それと、業務報告書の作成というところで、こちらにつきましてはコンサルに委託するための費用というふうになっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 分かりました。計画としてはいつぐらいから始めていって、いつぐらいに基本計画を議会に発表できるかというのは、まだそれも分かっていないのでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 スケジュール的なことなんですけれども、まずは令和7年度におきまして業者の選定を行いまして、基本構想・基本計画の策定に関しましては、令和8年度いっぱいか

かるというふうな見込みで考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 8年度いっぱいには報告書が出てくるという認識でよろしいでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 それでは、庁内検討委員会の運営支援とあるんですけれども、庁内検討委員会というのはどういうメンバーでやっていくのか、教えてください。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 庁内の委員会に関しましては、役場職員で基本的には検討委員会を立ち上げさせていただこうと思っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 外部からは入らないということで、そうしたら、どの課がメインになって担当していくんでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 上牧第二中学校につきましては、閉校後、普通財産となりますので、基本的には総務課で行うこととしております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦副委員長 分かりました。あとはまた一般質問でお願いします。ありがとうございます。

○服部委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内でございます。何点かお伺いをしたいと思います。

まずは、7ページの第3表、債務負担行為補正というところがございまして、上牧小学校、第二小学校、第三小学校、それから、幼稚園の給食室空調機新設工事がそれぞれ600万、169万、350万、350万と計上されておるわけなんですけど、これ、たしか数年前に空調設備をされたと思うんですよね。なぜ今回またこのような予算を計上されたのか、まずもってお伺いをしたいと思います。

次に、説明書の13ページでございます。それで、議案説明会するときにもございましたが、学校適正化事業費のところ、通学問題に関して、いわゆる2.5キロ以上は自転車オーケーだという話なんですけど、2.5キロというこの規定でいくと、どの辺に居住をされている児童、生

徒が対象になるのか、まずお答えを頂きたいと思います。

質問事項は以上でございます。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書7ページの債務負担行為の小学校、幼稚園の給食室空調機新設工事についてでございます。令和2年度、令和3年度に配膳室や給食室にエアコンを設置いたしました、そのときの馬力といたしますか、それが少し、今の状況、すごく暑くなっている状況で、給食室がすごく暑くなっている状況の中で、今の馬力ではやはりもう暑さを耐えしのげないというか、もっと馬力のあるものが必要になってきましたので、このたびの計上とさせていただきます。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 私、空調の会社を約40年以上やっておりましたので、数年前に設置したときに現場へ全部行ってきました。何という工事をしておるのやと。今やから申し上げるんですよ。そのときは全然申し上げていないですよ。ここに換気扇があるところの真横にエアコンをつけておる。換気扇を冷やしているわけじゃないわけですから、冷気は全部即外へ出ていく。何という工事をしておるのやなと思いつつながら、プロではないなという感じを、プロの業者がやったんじゃないなということで印象を持って、各給食室を全部案内していただきました。どこやというのは、業者は今でも覚えているんですけども、あまり業者名は出さんとおきたいと思います。

それと、その当時にしっかりとやっておけば、二度手間じゃないですか。それらのエアコンはどうされるんですか、既存のエアコンは。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そちらも動かして、今回つけたものと同時に、同じように起動させて使います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 安物買いの銭失いという言葉がありますけれども、当初にきっちり計画をして、きっちり設計をしてもうて、きっちりしておいたら、数年前の工事は要らなかったわけですよ。これはいかがですか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 その当時は、そのときでき得る限りの工事をして、今回はそれに補完する形ということで設置をしたいと考えております。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 全くもって、私は、予算の組み方、また、計画の立て方がまずかったように思いますよ。つい数年前なんですよ、設置したのが。外気温度が急激、二、三年で上がったわけじゃないわけですよ。令和2年の時点でもうとっくに暑いんです、地球温暖化で。これが30年前、40年前というたらまた別の話ですよ。だから、計画をもっと緻密に立ててやらんと、税金を使ってやっておるわけですから、もったいないし。

それから、もう1点お聞きします。上牧小学校が600万、第二小学校が169万、第二小学校から見ると上牧小学校は約4倍ぐらいになっておるんですが、これはなぜですか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 つける台数が違うのと、場所によりまして工事内容も変わってきておりますので、金額は変わっております。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 これもしっかりと設計をされて、専門的な業者にきっちりと仕事をしていただくように。第二小学校と上牧小学校との給食室の面積は、私、感覚的にですよ、変わらなかったように思っておるんですが、面積は変わっていますか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 上牧小学校と第二小学校の大きさはそんなに違いはないと思います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 であるなら、あまりにも今の補正予算の金額が違い過ぎるんですが。第二小学校から上牧小学校を見ると約4倍です。これは何ゆえですか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 第二小学校は、大規模改修工事のときに馬力の大きいクーラーというものを設置しておりますので、補完という形では中身が変わってくるかなと思います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 いつやられました。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 平成27年頃だと思います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 平成27年でやって、そのエアコンを動かすから、第二小学校は169万円で済むんだという理解でよろしゅうございますか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 その当時つけたものも今回も使います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 とにかく計画をきちっとしてやらんと、二度手間、三度手間になって、税金の有効な使用ができない、いわゆる無駄遣いになってしまうということをきちっと指摘しておきたい。課長も補佐も部長も教育長も見てきてくださいよ。エアコンがついておるの、真横がフードなんです。ここ、フードがあって、換気扇が当然、王将なんかに見られるようなフード、ステンレスのフードがあって、換気扇がついておって、そこから中の熱とかそんなのを外へ排出するようになっておるんですが、真横にエアコンをつけておるんですよ。その換気扇を冷やしているわけじゃないから、人を冷やすわけやから、そこら辺のところをきちんと、しっかりした業者に頼まんと、全くもってエアコンが有効に使用できていないと、活用できていないということは指摘しておくので、部長も課長も教育長も全部一遍、現場を見て、しっかりと取組を頂きたいと思います。これは結構です。

それじゃ、次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書13ページの通学に関しての2.5キロの件でございますけれども、大体地区として想定しておりますのは、桜ヶ丘、片岡台、緑ヶ丘、金富、梅ヶ丘になるかと思います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 それで、これは上牧町学校適正化だよりのナンバー11というやつを、私、今見ているんですけども、桜ヶ丘でも、役場というか、新しい中学校に近いほうでは、2丁目とかそんなのは該当する方だと思うんですが、こちらの3丁目とかはどうなんでしょうかね。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 指定通学用道路って、今、本流は大体指定しているんですけども、そこに合流するまでにどの道を通ってくるかというのはご家庭によって違うと思いますので、それによって距離も変わってくるかなと思います。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 当然2.5キロだったかな、この2.5キロというあれは決めておるんですが、ここら辺のところはあんまり、2.5キロでないとあかんみたいなことじゃなくして、柔軟な姿勢が必要かなというふうに私は思っております。あとはもうそちらで判断されたらいいんですけど

ね。

松里園は該当しない。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 松里園は上牧中学校地区で、従来どおり徒歩通学というふうに考えております。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃ、通学のこと、生徒もそうですし、ご父兄も大変気に病んでいると思いますので、できるだけ許せる範囲で柔軟なお取り組みをされるように求めておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 柔軟に取り組んでまいりたいと考えております。

○服部委員長 木内委員。

○木内委員 私は結構です。以上でございます。

○服部委員長 それでは、ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。

議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、質問させていただきます。

予算書、説明書の7ページです。先ほど来ご質問がありましたけれども、土木費県補助金の説明欄、公共交通基本計画支援事業補助金ということで、ニーズ調査の内容については、さきの9月議会でも詳しく説明がありましたし、確認という意味で先ほど東委員からも質問があった点です。

これについてなんですが、300万円の補助金については、予算審議の折に全額一般財源だけれども、これは財源はどうなんですかという質問をさせてもらったときに、追加募集をする見込みで300万を予定していますということで、今回それがめでたく採択されたということでうれしいなと思うんですが、この300万円が説明では補助率10分の10、100%、上限300万円ということなんですが、今回の事業費が9月の予算審議では、ここにもありますが、600万ぐらいかかるんですが、さきの11月4日の入札で、入札差金ということにもなるんですが、370万7,000円で落札されています、今回のやつ。ということは、持ち出し70万少しぐらいで調査ができるのかなというふうに考えたんですが、そのあたりについて、財源の内容と入札が370

万円ということになりました。予算と比較して65.3%の執行率になるんですが、このあたりの確認をお願いしたいと思います。

続きまして、9ページです。歳出のところの戸籍住民基本台帳費の説明欄で委託料、戸籍法改正対応システム改修委託料253万1,000円出ていますが、この戸籍法改正の内容と、それに伴う改修委託、どのような委託をするのかという説明、その下の管理備品についての説明をお願いしたいと思います。

続きまして、13ページです。13ページの学校適正化事業、説明欄下から2つ目のところです。委託料、上牧中学校移転業務委託料、こちらについて、先ほど木内委員からも詳しい質問を頂いているところなんですけど、これにつきまして、先ほど木内委員からも2.5キロのお話がありましたけれども、その2.5キロ、私も歩いてみたんです。どこが一番遠いのかなと思っていろいろ歩いてみたんですが、片岡台2丁目の中山台との境のところから、いろんな歩き方があるんですけども、私の中でそこが2.6キロでした。それと、あと、片岡台1丁目、星和台との境のところから歩いてみたら2.5キロ、あと、金富、下牧7丁目、ここから歩いたら2.6キロ、先ほど対象外と言いましたけど、木内委員が言われました松里園の3丁目、ここからが2.3キロというところでした。

というので、もし歩くルートによっては2.5キロを超えるんじゃないかなと思うんですが、今予想している2.5キロの対象者がどのぐらいいらっしゃるのか、そして、2.5キロに決めた根拠ですね。ご案内のとおり、不動産屋さんのお話ですと、1キロ80メートルで計算するので、これは30分です、2.5キロという。個人的な話で、私、実は中学校のときに、私の家の前の家は自転車通学で、私、自転車通学じゃなくて、ばしっと家の前で切られていたんですけども、そのあたりの柔軟な対応、隣の家の子だけ、この子は通学路によって自転車だけ、この子はそうじゃないというのがあったりするんで、その2.5キロをしっかりと決めるかどうか、柔軟な対応ができるか、木内委員も指摘されましたけれども、そのあたりの確認をしたいと思います。

その下の工事請負費の件、移動のことで。交通パネルのところでの話なので。

ここで僕、交通安全パネルは大変大事なことだと思うんですが、少しここで伺いたいのが、パネルよりも大事なものがあると思っていまして、まず第1に、道路交通法の啓発ですね。自転車というのはどうやって走れるのか、どこを走っていいのかという啓発は、やはり絶対するべきではないかなというふうに思っているのと、あと、道路標識です。パネルももちろん大事ですが、私、先ほど話をしました片岡台の2丁目から上牧中学校にどうやって自転車

で行くのかなということ、実際、自転車で走ってみたんですが、イメージは、ナナツモリのところから出てきて、県道14号線をばーっと走ってくるんです。柿の葉すしのところのちょっとややこしい交差点をしながら、西名阪のボックスカルバートを下って、そこから恐らく滝川の遊歩道に行くというルートで、滝川遊歩道まで行ったらめっちゃめっちゃ安全なんですけど、そこでまず見ていただくと分かるんですが、県道14号線というのはかなり交通量が多いんですが、ご案内のとおり、途中で車道外側線、ここから先は車で走っちゃいけないところ、ここからは自転車でいいところが途中でぶつと切れていますよね。なので、自転車がどこを走っていいのかということ認識できるかどうかということを見ると、パネルも大事ですが、ここを走るんだよという道路の標識というのは絶対必要じゃないかなというふうに思っているのと、ご案内のとおり、西名阪のボックスカルバートの恐らく北から南に下りてくるのは、こちらからいうと右側を走るんですが、歩道があるんです。その下に外測線の幅がもう数十センチしかなくて、あそこを自転車でどうやって通るんだろうという、ほとんどの自転車は歩道を走っていますわ。ただ、歩道は本来は走っちゃいけない。このあたりというのをどうしていくのかということをはっきり考えてあげないといけないかなと思っているので、そのあたり、交通安全パネル設置工事と関連する質問で申し訳ないですが、伺いたいなというふうに思います。

前後しましてすみません。1個上の移転業務委託料、これについては、移転というのは、上牧中学校から、二中から必要なものを移転するという業務だと思うんですが、議案説明会の中で、今期中に終わらないものは随時移動していくという話があったんですが、今回費用を計上するので、恐らく年度内に支払いは完了すると思うんですが、年明けからも移動するに当たって、この費用で済むのか、追加で発生するのか、このあたりについて伺いたいなと思います。

それと、これ、関連で申し訳ないんですが、使わなくなったものというのはどうするものなのか。処分するのか、私、以前から言っていますけれども、財産収入ではないですが、オークションとかで売るとか、そういう予定があるのかどうか伺いたいなと思います。

最後です。16ページの債務負担行為のところの上牧第二中学校跡地活用事業です。こちらにつきましても、さきの牧浦副委員長、木内委員からも詳しい説明をされましたが、説明にもあるとおり、これを業者さんに委託するという事なんですが、委託内容がかなり多岐にわたっているんで、どういうイメージのコンサルさんを想定しているのかというのをまず伺いたいなというふうに思います。

具体的に言うと、例えば体育館の用途変更のための支援業務、これは開発行為に関することだと思いますし、併せて基本構想・基本計画を検討しなければいけないし、検討委員会の運営支援もしなければいけない。かなり業者さんの的には絞られてくるんじゃないかなと思うんですが、どういう業者選定をする気持ちなのか、その辺について伺いたいのと、あと、ここ、少し気になったのが、(2)で体育館用途変更に伴う支援業務とあって、これ、ぱっと見ると、体育館の用途を変えるんだと。体育館を違う建物にするのではないかなというふうに考えてしまうかもしれないんですけども、これについての説明をお願いしたいというふうに思います。

そして、基本構想・基本計画を策定するとなると、コンサルさんがこういうほうがいいんじゃないかということをやっぱり言わないと思っていて、町である程度、建物であったり、グラウンドというのは、こういう形にしていきたいという方向性を踏まえてやる、それが活用検討会議だと思うんですが、そのあたりについての考え方を伺いたいなというふうに思います。

以上、長くなりましたが、随時お願いします。

○服部委員長　ここで休憩したいと思います。25分再開で、10分ほど休憩します。その間に答弁を考えてください。

休憩　午前11時16分

再開　午前11時25分

○服部委員長　それでは、再開いたします。

まちづくり推進課長。

○依本まちづくり推進課長　7ページ、公共交通基本計画推進支援事業補助金についてでございます。こちらの補助金につきまして、開札しましたのが11月4日、この落札金額が先ほど委員からおっしゃられた370万7,000円でございます。それで、補助金につきましては10分の10の補助金になりますので、300万頂く予定をしておりまして、町からの持ち出しは70万7,000円ということで今認識しているところでございます。

○服部委員長　遠山委員。

○遠山委員　ありがとうございました。

次、お願いします。

○服部委員長　まちづくり推進課長。

○依本まちづくり推進課長　こちら、予算が601万7,000円、9月補正で計上させていただいた

んですけれども、入札金額が370万7,000円、執行率が65.3%でございました。こちらにつきましては、企業努力していただいて、入札金額が下がったのかなと今考えているところがございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。

次、お願いします。

○服部委員長 住民保険課長。

○中岡住民保険課長 それでは、歳出の9ページ、戸籍住民基本台帳費の委託料、戸籍法改正対応システム改修委託料の内容でございます。こちらは、現行法では、離婚後の親権は父または母のどちらか一方を指定するという単独親権に限られていますが、改正案では、現行法の単独親権に加えて共同親権も選択できるというシステム改修となっております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。

共同親権に関する法律が変わりまして、それに伴う改正ということで理解をしました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○服部委員長 住民保険課長。

○中岡住民保険課長 それでは、委託料の下の備品購入費、管理備品の件でございます。こちらは、在留カード等のICチップに住居地等を記録するための住居地等記録端末を調達するための機器でございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。ありがとうございます。

関連で申し訳ないです。戸籍法改正といえば、1個戻るんですけど、この5月に戸籍法がもう1つ変わりまして、名前に振り仮名表記をするという戸籍改正があったと思うんですが、それに対するシステム改修というのは生じないのでしょうか。

○服部委員長 住民保険課長。

○中岡住民保険課長 それに対してはもう完了していますので、影響しないと考えております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。この5月26日ぐらいから全員の皆さんに案内があったんですね。振り仮名がこれでいいのでしょうか。変更する場合のみ返事をくださいというところで、例え

ば私だったら「ケンタロウ」というんですが、これ、「スコタロウ」に変えられるんですよね、今回。らしいんですよ、名前によってはということで。変える人はいませんがね。という内容で、それが今、自治事務ということで住民課で受付していただいていると思うんですが、それが来年の5月までということで、もう皆さんも忘れられているかと思うんですが、ここで周知じゃないですけども、変えられる方がありましたら、来年5月までにお願いたいということで、ここで申し上げたいなと思ってお話をしました。

ありがとうございました。住民保険課さんは以上で結構です。

次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算書13ページの上牧中学校の移転業務委託料から説明をさせていただきます。

今年度で終わらなかった分に関しましては、来年度以降、自分たちで運べないものに関しましては追加の費用が発生すると考えております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。今回、780万円を計上しまして、これはあくまで3月までであって、4月以降、順次移転するのは、別途それは補正等で上がってくる、そういう解釈でよろしいですか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○遠山委員 分かりました。

じゃ、次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それで、使用しないものにつきましては、再利用であったり、売却であったり、廃棄であったりというふうに考えております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。ありがとうございます。極力リサイクル等で、あと、財産収入等で検討していただきたいと思いますのと、あわせて、この780万で随時とあるんですけども、極力収まるように、補正予算が少なくなるように努力をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、同じページ、引き続きまして、交通安全啓発パネル設置工事に関しまして、2.5キロ以上の想定人数でございますが、対象となり得る生徒の数といたしましては70名程度を想定しております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。

意外に多いなという印象を受けました。私が歩いた中でいうと、本当の一部、上牧町というのは6平方キロしかないので、本当の一部しか、真ん中に中学校があるわけですからと思ったんですけども、思ったより70人というのが多いなというふうに思いました。そこは感想だけで結構なんですけど、じゃ、次、お願いできますか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 2.5キロ以上とした根拠でございますが、上牧中学校地区で最も遠いとされているところが松里園地区でございますが、その松里園地区の中で遠いところだと2.5キロあるだろうという想定の中で、その地区の方は今でも徒歩で通学していますし、小学生も上牧小学校まで歩いているという中で、自転車通学を認めるのならば、それ以上の距離にしようというところが根拠でございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 松里園は歩いているんだから、松里園より遠いところしか駄目だよと、多分そういう感じということだと思うんですが、今後の議論でもあると思うんですが、先ほど、給食室じゃないけど、暑さ対策ということを考えて、松里園も、特に松里園の場合は基本的に行きは上りですよ。ずっと坂を登っていくようなイメージになってくるので、そのあたりも考えて、やっぱり不断の見直しというのは必要かなと思うんですが、そこだけはもう一度、もう一度検討は難しいかもわからないですけども、今後でも結構だと思います。暑さ対策等を考えて、通学の検討はお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 今後は状況に応じてまた検討もしていきたいと考えております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 お願いします。

では、次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 柔軟な対応ということですが、やはり保護者の方によって安全で最短な道というのはまた変わってくると思いますので、柔軟な対応というのもしていきたいと考えております。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 啓発に関してですが、交通安全教育という観点では全校生にはするかなと思うんですが、まず、自転車通学をする子どもに対しましては、終業式の日学校から奈良県警の交通安全ガイドブックを配布しながら、自転車通学の交通安全に対して、少し集めてお話をするというのを予定しております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。これについては、一般質問でたしか竹中議員が詳細に通告されていると思いますので、このあたりで引きたいと思うんですが、やはり70人かもしれないですけど、個別にどこの道を走るのか、ここはこういうところはしなきゃいけないよということは、僕は必要ではないかなと思いますので、そのあたりについては今後の検討ということで委ねたいと思います。

次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 標識の件でございますが、道路を管轄している関係機関とまた対応しながら、今度、協議検討を進めていきたいと思っております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。といっても4月から始まるわけですから、検討が遅ければ遅いほど、4月からの安全対策という意味で。いや、本当に走ると分かりますよ。ナナツモリのところから14号線を通って、柿の葉すしの前、どう渡るんだろうとか、それを渡った後にボックスカルバートをどう抜けるんだろうというところを考えると、かなりシビアな状況にはなっていると思うので、やっぱり道路標識については不断の見直しといいますか、検討をお願いしたいと思います。これについても通告が出ていますので、詳細についてはここで終わりにしたいと思いますが、私からもお願いということでここで申し上げておきたいと思えます。

以上です。

次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 それでは、予算書16ページの債務負担行為での上牧第二中学校跡地活用事業の部分でございます。

1つ目の質問ですが、まず、コンサルの要件の部分でございますが、こちら、都市計画及び地方計画の資格を有し、かつ一級建築士事務所の登録を行っているという部分でございます。建築的な部分もございまして、技術士、一級建築士の技術者の配置も要件とさせていただいているところでございます。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 それでは、2つ目の質問でございます。体育館についてでございます。

こちらにつきましては、学校から町民体育館に用途変更するもので、そういった部分の必要となる許認可手続の部分の支援を行っているものでございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 時間的にもあれなんですけど、2点伺いたいんですが、学校体育館から町民体育館に変更するのに、許認可上に変更というのが必要なのかというのを伺いたいのと、あと、体育館もそうですけれども、校舎についての変更に伴う協議というのは不要かどうか、そのあたりについて教えていただけますか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 体育館につきましても、県に相談は行かせていただいているんですけども、必要かどうかという部分についても、再度手続を調べさせていただいて、必要であれば、手続の方向になっていくというところでございます。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 校舎の部分につきましても、今後、許認可、必要となってくるとおられますので、そういった部分についても手続、整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 それについては、この委託内容といいますか、これ、債務負担行為なので詳細には次上がってくるのかもわからないんですが、含まれているという解釈でいいですか。

○服部委員長 総務課長。

○野村総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 補足の説明をさせていただきます。

まず、1点目、町民体育館というんですか、体育館の部分につきましては、学校教育現場の体育館から町民体育館に使うに当たりましての事前の協議という中で、その中でもし町民体育館ということになれば、手続、許可というんですか、そういうのもなしに恐らく使えるであろうというふうには確認を取っているところでございますので、そのために一応書類を上げて確認をする必要があるということでございますので、それに伴う業務ということでございます。

校舎等につきましては、先ほども少し課長から説明がありました、市街化調整区域というところに建っている建物でございますので、これを議会からも民間での活用というんですか、そういうのも踏まえて検討してほしいということもございましたので、コンサルさんに法的なものを含めて整理をしていただくと。その結果を基にどういう活用をしていくのかを決めていくということでございますので、あくまでも結果をもってどういった手続が必要になるのかということも、一定限度、その中ではお示しはしていただく予定はしておるんですけども、最終的には、目的、どういう活用をするかによっては少し手続的なものも変わってくるのかなと思っているところでございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。業務内容の(3)と(4)のところに校舎の部分は含まれていると、そういう解釈でよろしかったですか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 そのとおりでございます。

○服部委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。体育館の用途変更、私の中では条例改正だけで済むんじゃないかなというふうに思っていて、学校の施設からこちらの町の施設に変わるというだけで済むかなと思っていたので、それを念のために確認をするというのはいいことだなと思うので、お願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事の請負契約の締結ですけれども、今回、この汚染土撤去工事ということで、これまでの建設工事ではないのですけれども、総合評価落札方式ということで、技術提案の内容も評価対象となるような契約の入札方法なんですけれども、これにした理由、それを説明いただけますか。素人考えでは、土を運ぶだけではないかというふうに思うんですけれども、汚染土ということもありまして、かなり深いところなんですけど、どういうところで技術提案の内容が評価される落札方式なのか。結果的には1億2,751万2,000円の最低価格が2社ともあって、くじ引で決まったというふうなところなんですけど、この総合評価落札方式とした必要性、この説明をお願いしたいと思います。

○服部委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まず、今回の工事におきまして総合評価ということでございますが、この中で技術提案を求めたその理由というところでございますが、まず、今回の工事、今ご指摘のとおり、汚染土搬出という部分がメインになってくるわけでございますが、それに伴って工事車両の出入りというところがかなり頻繁になってくるのかなという部分がございます。それに伴って、そのあたりの出入口の安全対策、さらなる安全対策というところで技術提案という部分も求めております。

それと、あと、今回もこの現場なんですけれども、西側の道路につきましてはかなり見通しが悪いという部分もございますので、一般車両に対する安全対策という部分を含めて技術

提案を求めているというところでございます。

それと、今回、もう1つ、施工管理という部分も技術提案を求めているんですけども、これにつきましては、隣接付近に住宅地があるというところで、かなり大きい重機等も入ってまいりますので、その点の騒音対策という部分につきまして、さらなる技術提案を求めていったという部分でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 汚染土を搬出するというところでは、特段に何か留意とかあるんでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 汚染土搬出につきましても、土壌汚染対策法に基づいたしっかりとした搬出方法という形も求めておりますので、その点につきましても、そういった経験、同種工事の経験という部分も求めておりますし、あと、これに関しましては専門的な知識も必要となってきますので、委託業務、施工管理の委託業務というところも予定しておりますので、そういった部分も求めながら、しっかりと工事を進めていきたいと考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきますが、2社でくじ引ということで、くじで村本建設さんが決まったということで、大手の業者さんなので、工事については心配がないのかもわかりませんが、いずれにしても、また同じような業者が決まったなという感はあります。それは感想ですので、分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 1点だけお聞きします。

汚染土を搬出して、搬出場所、最終処分場所についてはどこだというふうに業者からお聞きになっておるんでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今予定しておりますのは、県外になるんですけども、兵庫県の尼崎にそういう専門の施設がございます。汚染土をそこに持って行って、そこで洗浄すると。洗浄して通常の土に戻すという形の施設でございますので、今、搬出に関してもそこで検討をしているところでございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにござ異議ございせんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ござ異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございせんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○服部委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにござ異議ございせんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ござ異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

○阪本町長 全議案可決すべきものとご決定を頂きまして、ありがとうございます。本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございます。

ございました。

○服部委員長 これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

服 部 公 英

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月9日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例について
- 議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)につ
いて
- 議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について
- 議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算(第2回)について
1. 出席委員 委 員 長 氏原 賢一 副 委 員 長 竹中 亮造
- 委 員 上村 哲也 竹之内 剛 安中 和
- 康村 昌史
1. 理事者 町 長 阪本 正人 教 育 長 永井 工仁
- 総 務 部 長 中川 恵友 都市環境部長 吉川 昭仁
- 健康福祉部長 山下 純司 総 務 部 理 事 高木 真之
- 住民生活部理事 山本 敏光 教 育 部 理 事 丸橋 秀行
- 総 務 課 長 野村 浩之 企画財政課長 中本 義雄
- 下 水 道 課 長 南浦 伸介 住民保険課長 中岡 美鈴
- 税 務 課 長 野崎 威志 生き活き対策課長 杉分 太
- こども未来課長 水本多朱子
1. 事務局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
- 書 記 林 大貴 書 記 大関 誉文

開会 午前10時00分

○**氏原委員長** 皆様、おはようございます。文教厚生委員長の氏原賢一でございます。

昨夜、青森県東方沖で発生した最大震度6強の地震から一夜明け、高市総理は先ほど、これまでのところ、負傷者30人、住宅火災1件などの報告を受けていると明らかにしました。上牧町議会も11月1日には、議会BCP、議会業務継続計画を策定しております。議員の皆様、また、理事者側の皆様も、地震の備えには十分に注意していただき、自らの命は自ら守るという原則に基づき、防災行動をよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

○**阪本町長** 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託されました議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）についてでございます。慎重に、また、活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定していただきますようお願いを申し上げまして、冒頭でのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**氏原委員長** 本委員会に付託された議案は、お手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから審議を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○**安中委員** 4番、安中です。よろしくお願いいたします。

上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、たくさんの文書を頂きまして、読ませていただきました。細部にわたり、すごい気の遣われた、子どもたちが安心して通われる条例だなと思って見させていただきました。これに関してなんですけれども、これは上牧町で子どもというのは通園をもう現にしているわけですから、

以前に条例の1段階としてあったと思うんですけども、そこがあったのか、それともこれを初めてここまできっちりつくられたのか。あったとしたら、どこのところを中心に充実させようと思ってつくられたのか、その点を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○氏原委員長　こども未来課長。

○水本こども未来課長　今ご質問のありました今回の乳児等通園支援事業の条例についてですけども、こちらは令和6年6月に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新しく創設されました制度としまして、令和8年4月より全国の自治体で実施される事業となっております。この制度におきましては、現在、保育所等に通っておられない6か月から満3歳未満の子どもさんを月一定の時間までの利用の可能枠の間で就労要件を問わず通園できるもので、乳児等が心身ともに健やかに育成されることを保障するための設備及び運営に関する基準について、今回制定させていただくものとなっております。

○氏原委員長　安中委員。

○安中委員　ありがとうございます。先日も説明を聞きまして、その部分をユーチューブで発信していただき、ほかとは、今後、子どもが取り合いになる世の中に今でもなっていますので、若い人たちが、どこがいいの、上牧町がいいの、河合町がいいの、広陵がいいのという、うちの息子もこちらに来まして、どこがいいんだろうという話をしたときに、やっぱり施策、中の中身、こんなに上牧町はいいですよとか、何か差別化みたいなのがあったらすごくいいなと思ったんですよね。その部分でも、今回、こういうちゃんとした6か月の子たちのことも、もちろんほかのところもやっていますけれども、上牧町のこの放送を見ていた、ユーチューブを見ていた方プラスアルファ広がって、ああ、上牧町、こんなことをやっているんや、やっぱりいいなということのためのユーチューブだと思いますので、聞かせていただきました。ぜひ今後もアピールというのをやっていただければ。このユーチューブというのは皆さんが見ていることが多いということを利用して、もっと利用していただければなと思って、今回言わせていただきました。本当によくやっていただいていると思いますので、今後もよろしくお願いします。

以上です。

○氏原委員長　上村委員。

○上村委員　おはようございます。上村です。

3点お聞きしたいんですけど、当町、上牧町では、どの施設、民間も含め全部なのかどう

かと、ここに今、一定時間までの利用とあるんですけど、その一定時間がどれぐらいなのかと、あと、令和8年度の2月中旬の申請受付なんですけど、そのときの受付の人数次第では保育士の拡充等も考えておられるのか、お聞きします。

○氏原委員長　こども未来課長。

○水本こども未来課長　今ご質問を頂きました3点、もしくは4点につきましてですが、まず、どの施設が今回対象となっておりますかということなんですけれども、令和8年度実施する予定といたしましては、公立の第1保育所を予定しております。

利用時間、どのぐらいの時間が対象となるかというご質問についてですけれども、こちらにつきましては、月10時間ということで予定をしております。

続きまして、2月中旬頃の周知ということですが、こちらにつきましては、2月中旬頃に周知、広報等でさせていただきます。それから、利用希望者の方に申請していただきましたら、それを町で受付しまして、それから認定を行い、また、利用者の方には利用施設で申込みを希望日にさせていただいて、面接等を行い、利用という形にはなるんですけれども、その利用の枠としましては、予定といたしましては、ゼロから3歳で各3名程度を予定しております。

ただ、日にちとかにつきましてはまだ未定ということで、乳児等通園支援事業といたしまして、保育士1名専任ということで配置するように、今現在、保育士の確保を行っているところでございます。

○氏原委員長　上村委員。

○上村委員　ありがとうございます。この件は石丸議員が一般質問でもされるので、これぐらいでお聞きしておきます。

○氏原委員長　ほかにございませんか。

竹中副委員長。

○竹中副委員長　竹中です。どうぞよろしく申し上げます。

今、お2人の委員が質問されましたけれども、加えて、何点か質問させていただきます。

まず、いわゆるこども誰でも通園制度ですけれども、たしか自分の記憶では、3年ぐらい前に政府がこども未来戦略というのを出して、こども家庭庁なんかもできて、そういう中で新たな異次元の子育て支援とかというふうなことも言っていましたよね。そんな中でできてきた新制度だと理解しています。3歳児までの小さな子どもさんですよ、乳幼児の子どもさんが、こども家庭庁のホームページを見ましたら、未就園の子どもさんが6割ぐらいいる

という、僕もそれは初めて知ったんですけれども、それだけの子どもさんに対する手だてというのが今まで公的になかった中で、新たに制度をつくられたという、そういうふうな理解はしているんですけれども、1つは、4月から新制度が開始されるということで、試行的に取り組んでいるところが各地にあるというふうにホームページなんかでは載っているんですけれども、上牧町ではやったのかどうか。それで、やった上でどういう状況であったか、手応えであったかということをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、今、質問の中で、0歳、1歳、2歳が各3名ずつという、そうしたら、大体10名ぐらいを最大想定されているのでしょうか。それで、ニーズに間に合うのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、こども家庭庁のホームページによりますと、形ですよ、余裕活用型にするのか、一般型にするのかという、上牧町が今想定されているのはどういう形なのかということも併せてお答えください。

私の質問は以上です。

○氏原委員長　こども未来課長。

○水本こども未来課長　今ご質問のありました令和7年度、ほかの市町村におかれましては、試験的に導入されたところもございますけれども、本町におきましては、保育士の確保等々、ほかの事業のこともございましたので、今年度においては試験的な導入は行っていないというところでございます。

続きまして、先ほどお答えさせていただいた各年齢で3名程度ということなんですけれども、ゼロから3歳を同時にお預かりするというわけではなく、曜日、ゼロ歳はこの曜日ということではばらばらにさせていただいて、お預かりするときは各年齢ごとで、ゼロはゼロ歳、1歳は1歳という形でさせていただこうと思っておりますので、保育士につきましては、専任においては1名ということを考えております。

続きまして、第1保育所で受け入れる活用型につきましては、第1保育所においては、実際、今の保育所の枠とは別の一般型でさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○氏原委員長　竹中副委員長。

○竹中副委員長　説明ありがとうございます。最後に1つだけ、費用負担、どんなふうに決めておられるのか、これもご説明をお願いします。

○氏原委員長　こども未来課長。

○水本こども未来課長 利用料につきましては、保護者の方々が利用しやすく、また、利用しやすさと公平性のバランスを考える必要があると思っているところでございまして、現時点におきましては、国の基準を参酌した価格設定が必要というふうには考えているところではございます。

利用料のベースとなる時間の単価につきましては、国からまた公定価格等に基づき金額が示されるんですけども、現時点においてはまだ金額がお示しされておられないということもありまして、現在、また、近隣自治体の金額も、動向も注視しつつ、無理のない範囲内での設定をというふうに現在考えているところでございます。

○氏原委員長 竹中副委員長。

○竹中副委員長 分かりました。準備、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。

上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について質問させていただきます。

さきの委員からいろいろ質問された中で、つまり、この条例というのは、いわゆるこども誰でも通園制度、その対象者というのは、あくまでも自宅で保護者が子どもたちを見ている、その子どもたちが対象という解釈でよろしいのでしょうか。

○氏原委員長 こども未来課長。

○水本こども未来課長 基準となりますと、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない児童ということでありますので、必ずしも自宅でおられる方というだけではございませんので、それ以外に、例えば認可外保育所さんに通っておられる方は対象になったりということではございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 認定こども園とか行っている子でも対象になるという解釈でよろしいの。

○氏原委員長 こども未来課長。

○水本こども未来課長 いえ、認定こども園につきましては、こちらの保育所と同じように、保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていないということになりますので、その中には、保育所、認定こども園、幼稚園と、あとは企業主導型保育所、保育園に通っておられる方な

どは対象にはならないので、それ以外の方につきましては、こちらのこども誰でも通園制度は対象に、それ以外の方は対象になるということでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 この条例を読ませてもらうと、その対象者がちょっと分かりにくいというのが正直なところで、それで質問させてもらったんですけど、一時預かり保育との違いというのをまた教えていただきたいんですけど。

○氏原委員長 こども未来課長。

○水本こども未来課長 こども誰でも通園制度と一時預かり事業につきましては、目的、定義面の違い、また、給付制度と事業といった制度的な違いがございまして、一時預かり事業につきましては、保護者の立場からの必要性に対応するものということで、保護者が例えばフレッシュしたいと、または一時的に預けたいといったときに利用できる制度になっております。

こども誰でも通園制度におきましては、保護者のために預けるというわけではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的となった制度となっております。

また、一時預かり制度は事業である一方で、こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度からは給付制度として実施されるということで、こども誰でも通園制度につきましては、子どもさんにとっては一定の権利性が生じまして、全国どの自治体でも共通で実施される事業ということになります。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。聞いておきます。

○氏原委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 竹之内です。2点ほどお願いします。

皆さん質問されたんですけども、竹中委員が質問された中で、ゼロ歳、1歳、2歳の中で、各3名なのかということを知りなかつたのか、聞き逃したのか、その点と、それと、今、2月に募集をかけて、4月から施行されるということで、いろいろ策を考えておられると思うんですけども、これ、オーバーした場合、キャパが多い、募集が多い場合も考えられるので、その辺は、この制度を聞いて、あっ、いいわ、ちょっと預けてみようと思う方がたくさん出てこられたらありがたいことやと思うんですけど、保護者の方が自由な時間をつくれるということで。その辺の、もし多くなった場合、先ほど、曜日に分けて、保育士1人で月

10時間以内で預けられるということだったんですけれども、その辺のことだけ少しお聞かせ願いたいなと思います。

○氏原委員長 こども未来課長。

○水本こども未来課長 今ご質問のありましたゼロから2歳までの各年齢ごとで定員は3名ということで考えております。

2月の周知した後の利用者がもし多くなった場合ということなんですけれども、上限といたしましては定員3名ということですので、利用の予約が埋まってしまうとほかの曜日を予約していただくという形にはなるんですが、もし実際事業が始まってみまして、また利用がやっぱり多いということであれば、今後それについてもまた考えて、何かしら対応していかないといけないのかなというふうには考えております。

○氏原委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 理解できました。ありがとうございます。以上です。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○氏原委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○氏原委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○氏原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。

上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

令和7年4月1日から奈良県広域水道企業団に上水道が出来上がって、広域で上水道事業がされていると。その水道企業団を利用して上牧町の下水道の料金を上牧町に代わって徴収していただいていると思うんですけども、その点はそれで間違いないでしょうか。

2点目が、この資料、頂いた6なんですけれども、これ、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

以上です。

○氏原委員長 下水道課長。

○南浦下水道課長 それでは、1点目の企業団が徴収手続をしていただいている、上水道と下水道ともに処理していただいている状況でございます。それはそのとおりでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それを受けて、これの説明をお願いします。

○氏原委員長 下水道課長。

○南浦下水道課長 議会資料のナンバー6を見ていただければ、資料の下の段、表がございませぬ。奇数月の検針と偶数月の検針と分かれております。この中で、ここにも書いているんですけども、偶数月の検針は6月の検針分から新料金になると。奇数月の検針分につきましては、7月の検針から新料金を適用と。あと、もう1つ、4月1日以降に水洗化になったところにつきましては、4月1日から偶数月、奇数月にかかわらず、新料金という体制になってくるものでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 この検針というのは、上水道の使用量の検針ですか。

○氏原委員長 下水道課長。

○南浦下水道課長 そのとおりでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。終わります。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○氏原委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○氏原委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○氏原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。

令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、1点質問させていただきます。

予算書の説明書の7ページです。款4保健事業費、その説明欄、特定健康診査事業費、償還金、利子及び割引料、償還金7,000円と。これ、説明によりますと、過年度精算金のことだということだったんですが、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。お願いします。

○氏原委員長 住民保険課長。

○中岡住民保険課長 それでは、7ページの特定健康診査事業費、償還金、利子及び割引料の償還金についてでございます。こちらは、令和6年度の保険者努力支援制度の事業費分ですが、558万4,000円の交付決定を頂いていたんですが、実績が557万7,000円でございますので、7,000円の返還が発生しましたので、今回、補正計上させていただいたところでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。これで終わります。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○氏原委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○氏原委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○氏原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。お願いします。

この説明書を読ませていただきまして、タブレットの2、この事業によって、移行するというので、どのように便利になったのかなとか、ここはすごかったなとか、これ、もっと早くやっておればよかったなとかというような、そういう思い、いろいろこの事業というのは本当に複雑で大変なところだと認識しているんですが、特にこういうのをされたということはよっぽどあったと思うんですけど、そこをお聞かせ願えればなと思います。よろしくお願いします。

○氏原委員長 何ページかな。

○安中委員 説明欄、14ページになりますね。介護予防サービス事業です。

○氏原委員長 歳出の款1 サービス事業費、項1 介護予防サービス事業費、目1 介護予防サービス事業費、この分の説明欄、介護予防サービス事業費、12委託料についてでよろしいですか。

○安中委員 ありがとうございます。そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 それでは、ご説明申し上げます。

介護予防支援事業費の歳出についてでございますが、この事業に関しましては、要支援1、または要支援2の認定を受けた方が介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成やサービス事業との連絡調整を行い、総合的に支援する事業でございます。本事業の対象となる介護予防サービスの計画の作成を居宅介護支援事業所へ委託させていただいているものでございます。

○氏原委員長 安中委員。

○安中委員 委託しているものですかということで、以前からしていたのか、今回初めてされたのかというところをお聞かせ願います。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 この介護予防サービス事業費の歳出、歳入に関しましては、地域包括支援センターが介護予防支援事業所として予算をさせていただいているものでございまして、介護予防、要支援1、2の方に関しましては地域包括支援センターとの契約になります。その契約を他事業所にプラン作成を依頼させていただいているものでございまして、以前から契約としては他の居宅介護支援事業所へは委託させていただいているものでございます。

○氏原委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。理解できました。以上でございます。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 10番、康村昌史です。

令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算に関する説明書の7ページです。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、この一般管理費の委託料、電子計算費67万7,000円と、このシステム改修費という説明があったのですが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それと、その下の賦課徴収費ですが、11役務費14万1,000円、手数料とあるんですが、これの説明をお願いいたします。

最後に、先ほど安中委員が質問しました予防プラン作成委託料125万円なんですけれども、これは何人分なのかを教えてくださいたいと。この増の要因を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 それでは、ご質問にありました一般管理費の67万7,000円につきましてご説明申し上げます。

資料の介護ナンバー1をご覧くださいませでしょうか。よろしいでしょうか。

事業概要は、令和7年度税制改正に対応するため、介護保険システムの改修を実施させていただきたいと思っております。実施内容といたしましては、令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除のみ最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられることとなり、市町村民税課税の有無や合計所得等の所得基準として算出している介護保険第1号保険料について、この税制改正による一部の被保険者の標準段階の移動が生じてしまうため、第9期介護保険事業計画で、令和6年度から令和8年度の保険料の収入が減少し、収入不足となる可能性を鑑み、税制改正による影響を遮断することとされたことに伴う介護システムの改修を実施するものでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○氏原委員長 税務課長。

○野崎税務課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書7ページの手数料について説明させていただきます。

この分については、介護保険料の納付に対する手数料でございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 それでは、先ほど頂きました介護サービス事業費の補正についてのご説明を申し上げます。

当初予算のときには、新規契約が60件で、継続契約が2,100件というところで当初予算は見込んでおりました、ご承認いただいたところではありますが、今回、継続契約が増えておりました、今のところ平均で算出させていただくと、新規が大体年間で58件、継続契約が大体2,411件というところで、継続契約が増えておりますので、歳出の補正をさせていただいたところでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 これ、何人分ですか。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 人数、何人分というか、一応毎月になっておりますので、58件足す2,411件で2,469件分の年間となっております。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 私の間違いですか、この125万円というのはどういう意味なんですか。

○氏原委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 あくまで当初予算が894万1,500円を組ませていただいております。今のところ増加分が、継続が大体210件ほどの増になります。新規契約も大体25件ぐらいの増になりますので、トータル、年間で算出させていただいたら、1,191万453円というのが歳出として必要でございますので、当初予算の金額から必要部分を引いた金額が補正額とさせていただきますのでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○氏原委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○氏原委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○氏原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、質問させていただきます。

補正予算書の3ページなんですけれども、節10負担金、説明によりますと、下水道使用料改定に伴うシステム改修費と、715万円という補正なんですけれども、この負担金を奈良県広域水道企業団に支払うのかどうかを教えてくださいたいと思います。下水道事業を奈良県広域水道企業団にお願いしていますので、私は、これ、委託料で、上牧町で見積りを取ってシステム改修をするのかなと思ったんですけれども、その辺がよく分からないので質問させてください。つまり、この715万円というのは、奈良県広域水道企業団から提示された金額なのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○氏原委員長 下水道課長。

○南浦下水道課長 ご質問のシステム改修費なんですけれども、料金のシステム自体は企業団が持っておられます。企業団がシステム会社に委託を出して、業務を進めていくものになっております。町側といたしましては、負担金として企業団に渡す形で、ほかの市町村、料金改定されている市町村も均一で皆同じ形でされていると聞いております。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。要は、水道企業団から提示された金額を支払って、システム改修を行うという解釈でよろしいんですね。

○氏原委員長 下水道課長。

○南浦下水道課長 システム改修も企業団が行って、それを町側が負担金として企業団に支払うものでございます。

○氏原委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上です。

○氏原委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○氏原委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○氏原委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○氏原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたします。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

○阪本町長 全議案可決すべきものとご決定を頂きまして、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○氏原委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時45分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

氏 原 賢 一

令和7年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和7年12月11日（木）午前10時開議

第1 一般質問について

6番 牧 浦 秀 俊

3番 竹 中 亮 造

4番 安 中 和

10番 康 村 昌 史

7番 服 部 公 英

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	上村哲也	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	牧浦秀俊
7番	服部公英	8番	竹之内 剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	阪本正人	教 育 長	永井工仁
総務部長	中川恵友	都市環境部長	吉川昭仁
健康福祉部長	山下純司	総務部理事	高木真之
住民生活部理事	山本敏光	教育部理事	丸橋秀行
総務課長	野村浩之	企画財政課長	中本義雄

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	林 大貴	書 記	大関誉文

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇牧 浦 秀 俊

○議長（遠山健太郎） それでは、6番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（6番 牧浦秀俊 登壇）

○6番（牧浦秀俊） 6番、牧浦秀俊です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

師走を迎え、今年度も残すところあと僅かになりました。町政の重要課題が山積する中、特に教育環境の充実と地域の活性化は、町の未来を左右する大きなテーマであります。今年度は、新しい中学校の整備が具体化する一方で、上牧第二中学校の跡地をどのように有効活

用していくかが地域の大きな関心事となっています。本日は、子どもたちの学びの場づくりと跡地を生かしたまちづくりの両面から、町の考え方と今後の方針をお伺いしたいと思えます。

私の質問事項は、上牧第二中学校、再活用についてでございます。

質問の要旨には、1番、上牧第二中学校の今後の在り方について。

2、三郷町では、大学跡地を活用、サテライトオフィスを整備している。この情報に関してどこまで認知しているのか。

3番目、第二中学校の跡地について、活用方法案は議員懇談会で発表された分のみなのか。

4番目、第二中学校の移行後の管理をどうするのか。

5番目、用途変更について二、三年かかると聞いたが、その説明を。

6番目、プロジェクトチームをつくって管理することは考えられないか。

以上、私の質問内容です。どうぞ誠意ある答弁をお願いいたします。

再質問につきましては、質問者席で行います。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） それでは、よろしく申し上げます。

1番目から入らせていただきたいと思えます。

上牧第二中学校の再活用に向けた基本方針についてお伺いします。

上牧第二中学校は、新中学校の開校に伴い、一定の期間をもって教育施設としての役目を終えます。しかし、校舎、体育館、敷地はいずれもまだ十分に活用ができ、地域にとって重要な資源であります。一方で、少子化が進む中、単に空き施設として残すことは、維持費の増大、老朽化の放置につながり、自治体としての負担が大きくなります。だからこそ、町として明確な再活用の方針を早期に示すことが極めて重要であります。

そこで質問いたします。第二中学校跡地について、町としての基本方針はいつ示されるのか、策定スケジュールと検討体制を伺います。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 第二中学校の活用にということで、検討スケジュール等々ということでご質問いただいております。

この分につきましては、まず、庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、庁内で何に活用すればいいのかということで、各課から現状、今、要望を頂いて取りまとめをさせていただいたところでございます。

もう1つ、本定例会にも債務負担行為ということで計上させていただいておりますように、議員の方々もご存じのように、第二中学校につきましては調整区域に建物が建っているということで、少し活用するに当たっても法律的なところも踏まえて、少し整理をする必要があるということでございまして、今回、コンサルのほうにお願いをいたしまして、法律的なもの、建物的なもの、維持管理的なものも含めまして、現状お願いをしているところでございまして、それが現状、令和9年の3月末でコンサルさんのほうに一応答えを頂くという流れで現状進めさせていただいております、その他におきましても、少し議員からもご意見等賜っておりますように、グラウンド、体育館等につきましては、何とか先行で使えるようにならないかということもご意見を頂いております、町長からも、体育館等につきましても、先行で利用できるような形で調整をしてもらいたいということで指示も出ておるところでございまして、そういった形で、まずはグラウンド、体育館等も先行で使えるような形でということで、今回、コンサルの中でも、手続上のこともございまして、そういった部分も含めてお願いをさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

先日行われました懇談会でその話も出たとは思いますが、でも、話の流れでそれを聞かないと次の質問に入れないものですから、ありがとう、再度聞かせていただきました。

それでは、2番目の、三郷町では、大学跡地を活用、サテライトオフィスを整備している。この情報に関してどこまで認知しているのか。

まず、次に行ってもらえたらと思います。

これが私なりに考えた三郷町と上牧町の共通点と違いということで、私なりにまとめた分であります。

まず、立地なんですが、三郷町は、三郷駅徒歩圏、大阪なら約20分。一方、上牧第二中学校跡地は、近鉄五位堂、JR志都美駅からアクセス良好、大阪まで40分圏内。

活用建物は、三郷町は、一応駅前に、自転車置場の上にもあるんですが、ここでは大学跡地とさせていただきます。広い敷地と多棟構造、それから、上牧町では、中学校跡地で教室、体育館、運動場とあります。

主体、今は三郷町は、町と企業連携によるPPPというので行われております。これから上牧町が目指すところは、町プラス民間プラス商工会プラス教育団体の連携可能でありますので、この辺を加味してもらったらどうでしょうかと思います。

そして、主な機能なんですけど、三郷町は、オフィス、撮影スタジオ、テレワークでやっておられます。一方、上牧第二中学校跡地案としては、オフィスもいけますし、創業支援もいけますし、子育て支援、交流スペース、これもいけると考えております。

そして、特徴、三郷町は、若者誘致と企業進出支援ということを2本立てでやっておられます。一方、上牧町では、案としては、町民定着、リスクリテラシー重視、これがいいんじゃないかと考えております。

以上、私の考えたことなんですけれども、今、町で知っておられるところまでご答弁ください。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、牧浦議員からお示しをしていただきました。この分につきましては、事務局といたしましても認識しているところがございます。旧大学の跡地のキャンパスを利用して、健康、教育、産業をテーマに、未来技術であったり、SDGs、共生社会を柱として、全ての人が学び、働き、交流する場の創造を目的に施設をリニューアルされて、また、スポーツパークやサテライトオフィス、福祉教育施設、奈良おもちゃ美術館などの施設が多様にわたり入っているということで、令和5年3月に開設されたというところは認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 本当に近隣の三郷町では、旧学校施設を改修して、複数企業を誘致、スタートアップ支援やコワーキング機能を備えた拠点として成果を上げています。

上牧第二中学校においても、教室を小規模オフィス化、地域創造拠点、企業の研修場所、テレワークスペースなど、多様な用途が考えられます。調整区域に位置する場合でも、既存建物の用途変更であれば、比較的スムーズに実施できる例もあります。

そこで伺います。第二中学校の校舎をサテライトオフィスや企業誘致に活用する可能性について、現時点での町の考え方を伺います。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現段階での考え方といいますか、そこにつきましては、少し先ほども説明をさせていただきましたとおり、一応、コンサルさんのほうにお願いをさせていただきます。施設のあの場所の活用をどういったことができるのかということで、今回、コンサルさんのほうに整理をしていただきたいと思いますということでお願いをしておるところでございますので、まずはその結果をもって、どういったことができるのか、どういう活用がいいのか、

もしくは町の中でも一応プロジェクトチームを立ち上げまして、議員からもいろいろ以前からご提案いただいておりますように、子どもの居場所づくり、遊び場的なものも少し設置できないかということで、内部の中でもそういうご意見も頂いているところでございますので、そういったことも含めて総合的に、また、維持管理的なコスト面もありますので、できれば、議員ご提案のとおり、民間を活用することによって一定限度の収入も入ってくるというようなこともありましたら、そういった経費等にも少しでも負担が少なくて済むのかなというところも考えておりますので、しっかりとまずはコンサルさんの後の、頂いた基本構想等を基にしっかりと検討させていただきまして、今後も続けて考えていきたいと思っているところでございまして、今、貴重なご提案を頂きました。また、ほかの議員さんからもいろいろご提案等も頂いておりますので、そこはしっかりと認識をさせていただいておりますので、活用につきましては今後しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 本当、これ、コンサルありきということだと今聞いたんですけれども、今、町自体で、できればこうしたいなど、こうやっていきたいなどということはないでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 第二中学校の活用につきましては、以前から少し説明をさせていただいておりますように、防災拠点であったり、地域のコミュニティーの場ということで、少しそういう集える場ということ、また、高齢者の居場所づくり、そこで高齢者の方々が集っていただいで過ごしていただく。それと、また、子どもの遊び場、特に室内の、暑い気候等もありますので、子どもたちが建物で遊べるような施設等も少しできないかということで、庁内では現在考えているところでございますので、まずはしっかりと整理をさせていただきまして、どうしても調整区域ということがありますので、法律的なものをクリアしないとできない部分がございますので、特に学校の用途として土地建物を届けておりますので、まずは用途変更する必要があると。どういった建物にすると免除してもらえて使えるのか、もしくはどういったことによって手続が必要になるのかというのを少し、その中でも整理をしていただこうと思っておるところでございまして、まずはしっかりとそこで答えを見て、しっかりと考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 次の質問も答えていただきました。調整区域における土地活用と規制の

緩和の視点について、私なりに考えたんですけれども、第二中学校周辺が市街化調整区域である場合、一般的な開発は制限されますが、公共性の高い活用、既存校舎の用途変更、福祉、防災、産業振興などの公益性を持つ活用は許可されやすいのが現状でありますということです。それ、さっき答弁いただいたので、これは結構です。

それでは、次に、5番目になるんだと思いますが、用途変更について二、三年かかると聞いていますが、この説明をお願いしたいんですが。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 用途変更の二、三年かかるというところの部分のご回答でございます。

先ほど少しご説明させていただきましたように、この建物等土地につきましては、学校教育施設という形で開発並びに建築のほうの許可を頂いているということでございますので、それを用途を変えることによって、やはり一定限度の手続が必要になるということでございまして、議員からも少しお話を頂きましたが、町が運営主体とする分につきましては、手続的なものにつきましてはそんなに長くかかることはないんですが、やはり民間等を活用するということになると、やはり一定限度の手続が、県との協議が必要になるということでございますので、そういったことから、開発に伴う部分、また、建物の建築に係る部分についても用途変更が必要であるということなので、今ご提案いただいている民間をということになりますと、恐らく最低でも二、三年はかかるのかなというふうには現状考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 分かりました。調整区域でも可能な主な活用ということで、いろいろな地域を見せていただいたんですけれども、まず、公共施設、防災施設、集会所はオーケー。福祉施設、放課後児童クラブ、介護関連、オーケー。既存建築物の用途変更、オーケー。それと、地域交流施設、オーケー。それと、公益性のあるスタートアップ支援施設がオーケーになっております。これもまたどこかに入れておいてください。

そこで、注意点もありました。調整区域内の新築はハードルが高い。既存建物の用途変更を軸にするのが現実的である。公共性、地域貢献性を明確化する必要があると、こういう注意点がありました。いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員お述べのとおり、やはり開発の部分についての変更につい

ての許可をもらうに当たっては少し難しい、厳しい部分があるのかなという認識はしているところをごさいますて、しっかりと開発の部分につきまして、また、建築の部分についての許可等々、もしくはそれを使うに当たりまして、一応、今現在、学校施設ということもございしますので、やはり階段しかない施設でございしますので、一定限度、子どもに利用してもらうとなれば、例えばトイレの改修であったり、また、高齢者のための、ひよっとしたらエレベーター的なものも設置しなければならないのかなというふうに、現状、内部の中でも検討はさせていただいているところをごさいますので、議員先ほどおっしゃっていただきましたように、面積を増やすと、建築確認等のクリア部分はなかなか難しいんですが、中の面積を変えずに改修部分でありましたら、少しそういうクリア的な、機能的なものも低く済むのかなというふうにも認識もしているところをごさいますので、どういった施設をするに当たりまして、どういうものをしていかなければならないのか、また、どういうものを設置していくのかもしっかりと検討していきたいと思っているところをごさいます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 大方の答弁は頂けたと思います。

それでは、最後になりますが、プロジェクトチームについてちょっとお伺いいたします。

これは体制面ということになるとは思うんですけども、第二中学校の再活用は、防災、教育、都市計画、企業誘致、財産管理、地域連携など、多分野が横断する大きなテーマだと思っております。縦割りのままでは議論が前に進まず、検討に時間がかかる懸念があります。だからこそ、庁内横断のプロジェクトチームを設け、早期に方向性を示すべきと考えています。そして、議員懇談会の中で町長は、運営より経営と言われました。私もそう思っています。

そこで伺います。第二中学校跡地活用について、防災、教育、都市計画、企業誘致などの関係部署を横断したプロジェクトチームを設置する考えはあるのか、また、それに専念させる責任者をつくるのか、今の時点で言えることをお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状のプロジェクトチームにつきましては、今、議員のご指摘を頂いたとおり、横断的にプロジェクトチームを立ち上げまして、取組もさせていただいているところをごさいますて、各課から施設として要望いただいている課、並びに開発許可等に関しましても、そういう詳しい課の職員ということで、まちづくり推進課のほうからも少しそういう形でその中にも入っていただいております、現状しておるところをごさいますので、中

は中のプロジェクトチーム、町としてあの施設をどう活用していくのかというのをしっかりと検討もしていきたいと思っているところでございます。

ただ、今現状におきまして、誰がプロジェクトチームのトップというお話、現状、中には今、教育部の理事がプロジェクトチームのリーダーというのをさせていただいているところではございますが、今後、議員のご意見といたしましては、そういう課か、もしくは室なのかを立ち上げてはどうかというような意見とも取れたのかなというところでございますが、そこについては、現状、なかなか限られた職員で業務等をやっておりますので、各課から1つの課に集めるとなりますと、また元の課の業務負担等々のこともございますので、そこら辺も含めてしっかりと、どういう形で今後、プロジェクトチームの運用というんですか、活動していくのかもしっかりと考えていきたいとは思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○6番（牧浦秀俊） 本当に今、部長がおっしゃったように、これ、教育総務課が答弁をくれるのか、総務課が答弁をくれるのか、まちづくりが答弁をくれるのか、私もそれは思っていました。恐らくいろんな課に部局横断するものやと思っています。本当に早くこれをしていかないと、管理負担をどれだけ軽減できるのか。また、本当に公共と民間のゾーニング計画、経営収支の想定、本当に経営収支の想定というのを早くしてほしい理由というのが、本当にちょっと言い方は難しいんですけども、ここばかりにお金をかけない、かけるんじゃない、ここはここで賄えるようになってほしいと。

ちょっと私事で申し訳ないんですけど、上牧小学校、第一小学校、エントランスに入ると、まず臭い、暗い、迷路。ここをどうにかしたいなど。こういうこともひっくるめまして、ここを本当にサテライトオフィスぐらいの企業誘致をやってほしいというイメージがあります。その活用アイデアも、IT系のクリエイティブ企業の分室、地域スタートアップ育成拠点、テレワークスペース、町民と企業の併用、合同会社等の創業支援室、地域団体の拠点スペース、集会室転用、本当にこういうアイデアもあります。

それと、第二中学校が適する理由です。教室は小規模オフィスとして改装しやすい、駐車場敷地が広い、それと、道路アクセスが比較的よいと、こういうところから、私はサテライトオフィスというのは、本当に跡地利用には一番にもってこいかなということなんです、思います。

そこで、答弁というのはなかなかしにくいことやと思うので、最後に結びということで、本当に様々な角度から質問しましたと、締めといたします。

サテライトオフィスの誘致を優先するという事は、単に施設を貸すということではなく、地域に新しい働き方と人の流れを生み出す地方創生の取組のそのものだと思います。今は、町長が12月3日に全員協議会でおっしゃったように、第二中学校の跡地は運営より経営をしていきたいと。その中の中長期財政計画で、財政基金残高、上牧町では約10億以上が必要な中、令和17年では6,500万と見込まれております。そうであるならば、上牧第二中学校跡地が子どもたちの学びの場から、今度は大人たちの働く、つながる拠点へと生まれ変わることは、町にとって大きな価値を持つと思います。町として積極的な誘致方法を打ち出し、企業、県、町民が連携できる体系を築いていただくよう強く要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、6番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時35分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇竹 中 亮 造

○議長（遠山健太郎） 次に、3番、竹中議員の発言を許します。

竹中議員。

（3番 竹中亮造 登壇）

○3番（竹中亮造） 皆さん、改めまして、おはようございます。3番、竹中亮造です。よろしく申し上げます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従い、本日は、阪本町長をはじめ理事者側に大きく2つの質問をさせていただきます。

1つは、新上牧中学校の開校に向けた体制整備について、もう1つは、電動車普及の環境整備についてであります。

傍聴の皆さん、それから、ユーチューブでご覧の皆さん、ご視聴、誠にありがとうございます。12月に入り、一気に真冬のような季節になり、インフルエンザも大流行のようです。皆さん、どうぞ健康にはくれぐれもご留意いただきたいと思います。

さて、本日、私の質問に入る前に、最近頻発しております大火災について一言述べさせていただきます。

先月下旬、大分市佐賀関の港町の住宅地を襲った大規模火災は、およそ200棟の家屋が被害を受け、焼失面積は約5万平方メートルにもなるとのこと。歳末のこの時期に火災に遭い、何もかもを失った方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧の支援を政府には望むものです。木造住宅が密集し、空き家率が高く、高齢人口も多いということで、上牧町も同様のことが言えますので、到底他人事とは思えません。防災、特にこの時期は火災には留意したいものです。

群馬県の妙義山でも大規模な山火事が発生しました。海外では、香港でも高層住宅が大規模火災に遭い、200名近い人が亡くなるというニュースが連日報じられました。それぞれ原因に違いがあるかもしれませんが、共通するのは、乾燥した天候の下、そして、強風があったようです。この時期、火災が起きると大惨事になるおそれがありますので、皆さん、くれぐれも火の用心にご留意いただき、年末年始の楽しいひとときを過ごしていただきたいと思います。

では、私の一般質問通告書の要旨を読み上げさせていただきます。

1、新上牧中学校開校に向けた体制整備について。新上牧中学校の開校が間近に迫ってきた。子どもたち、保護者はもとより、地域住民にとっても大きな関心事で、スムーズに統合し、新中学校が落ち着いたスタートを切ることを切に願っている。以下、期待を込めて、統合に向けた質問をする。

主に5つ、5点あります。

先に2つの中学校が開校しますので、閉校に関する取組。

2つ目には、部活動の地域移行、間もなく始まりますが、試行されているそうです。それについて聞きます。

3つ目、子どもたちの新たな出会いに対する配慮。

4つ目、一時的な職員の負担増に対する対策。

5つ目、新通学路の安全指導、特に自転車通学が始まりますので、そのことについてお伺いします。

大きな質問の2つ目、電動車普及の環境整備について。気候変動が進み、社会全体で脱炭素の必要性が高まる中、地域社会においても一層の努力が求められている。今回は、地域交通の脱炭素化として、特に町が設けたEV充電器と公用車の電動化について、現状と課題について質問する。

具体的な質問項目は、1つは、町設置のEV急速充電器について、2つ目は、公用車の電動化について、この2点であります。

具体的な細目についての質問は、質問者席で再質問させていただきます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） では、1つ目の大きな質問であります新上牧中学校の開校に向けた体制整備、これについて質問をさせていただきます。

質問の意図、あるいは趣旨、背景なんかも先に述べさせていただきたいと思います。

新しい上牧中学校、2つの中学校が統合するわけですけれども、これは前町長から取り組んできた数年来の大きな計画です。私も議員になって3年目になりますけれども、多くの資金が投入されてきました。非常に町を挙げた事業であるということ、令和8年度4月1日に開校しますが、令和8年度の上牧町最大の事業ではないかというふうに思っています。生徒や保護者だけでなく、住民も大きな期待、関心を持っていると思います。そういう中での開校でありますので、ぜひ成功してほしい、円滑なスタートを切ってほしいということです。

私自身、教育に携わってきた者として、新しい学校がスタートすること、これは通常でも大変なんです、新学期のスタートというのは。それに加えて今回はいろんなことが加わりますので、大変さがよく分かる。議会人になった今も人一倍応援したい気持ちがあるわけです。町を挙げて支援をすることが必要かと思います。そうすることで、先生方が子どもの教育に打ち込める環境整備を整え、円滑なスタートが切れるものと考えています。

では、具体的な質問に移っていきます。

まず、1つ目は、開校が4月1日に始まる前に2つの中学校が閉校すると。この閉校、ただ単に終わった、はい、終わりじゃなくて、やっぱり閉校に関する取組も必要であろうということで、現に考えておられると思うんですけれども、式典だとか、あるいはメモリアル化の計画、もしあるようでしたら説明をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、取組についてご回答させていただきます。

上牧中学校、上牧第二中学校の閉校に関する取組につきましては、各校で検討、企画に沿

って進められているところでございます。特に上牧第二中学校では、運動会、音楽祭などの行事において、地域の方を招き、学校と地域社会の集大成として開催したり、文化鑑賞会では、書をテーマに、生徒が閉校する母校に思いをはせる取組を実施してまいりました。今後、閉校式などの行事についても計画しているところでございます。

一方、上牧中学校では、開校に向けての準備に、今現在、重点を置いていることもございまして、現時点での閉校に関する取組は実施されておきませんが、上牧第二中学校同様、閉校式の実施を予定しているほか、上牧中学校につきましては、既存校舎の解体が計画されていることから、解体するまでの間、地域の住民の方や卒業生などを招き、校舎のお別れ会の実施などを開催できればというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 丁寧な閉校の取組、既にされていますし、またこれから3か月の中で、また新しい学校が始まってからの取組まで考えておられるということで、非常に安心をいたしました、まず。それから、よくされているなという思いが改めてあります。取組を進めていただくこと、喜んでおります。期待しております。

では、2つ目の質問に移ります。多くの在校生、卒業生が学んだ中学校、特に上牧第二中学校は廃校になりますので、それを記憶化する、メモリアル化するということが今後大事になるんじゃないかなというふうに思います。校舎がなくなっても、形を変えても、記憶や思い出はやっぱりずっと残り続けるものですから、その計画、どのようにされるのか。これ、義務的なものではないんですけども、もし計画をされているようでしたら聞かせていただきたいです。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 統合する上牧中学校、上牧第二中学校の歴史に、地域の住民の方や卒業生がいつでも触れることができ、伝統を未来へつないでいけるよう、卒業制作や寄贈品、部活動などで活躍した歴史を伝えるトロフィーや賞状など、学校の歴史資料の展示場所といたしまして、上牧中学校の跡地の一室にメモリアルルームを整備することを今現在計画しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 教育部理事、もし言い直しがありましたら。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） すみません、先ほど上牧中学校と申しました。訂正でございます。

上牧第二中学校の跡地の一室にということでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） いろんな思い出を1つの部屋に設けて記録を残すという、僕はとてもいいことだというふうに思います。新しい学校のスタートでいろんなことをしなければなりませんので、時間の余裕のあるときに余裕のある形でやっていただけたらなというふうに思います。

それから、3つ目には、2つの中学校が閉校に当たりまして、在校生だけじゃなくて、過去数十年の卒業生がいると思うんです。大体何人ぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 上牧中学校の卒業生の人数でございますが、1万人を超えるのかなというふうに思っております。上牧第二中学校の卒業生につきましては、およそ四千四、五百人程度かなというふうに思っております。ですので、総数的には1万四千四、五百人程度かなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。

1万5,000人に近い人がこの上牧町の2つの中学校で学んだ。そして、多くの記憶が残っているこの2つの学校の記憶を残す取組等もしていただきますということで、その点に関しましては安心しました。ありがとうございます。

では、2つ目の質問に移ります。部活動の地域移行が、最近では地域展開ともよく言われますけれども、8年4月1日から始まるわけですが、それに伴いまして、試行の取組も既にされている、あるいは3学期にするということは聞いているんですけども、その中身、説明をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 部活動地域移行・展開に伴う試行による実証実験につきましては、卓球、バドミントン、陸上の3種目で、現在、実証実験を行っているところでございます。実施回数につきましては、卓球は2回、バドミントンは1回で、2回目なんですけれども、この12月13日に実施する予定でございます。陸上につきましては1回実施しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 3種目で既に始まっているということで、ほかの協議もあるとは思うん

ですけれども、取りあえず3種目で先行してやっていただいたということというふうに理解しておきます。

そこで、現時点ではまだ少ない回数だと思うんですけれども、各種目で参加した子どもさんの生徒の人数、それから、そのときの様子、あるいは指導者の人数等、今把握できている部分だけで結構ですので、お答えください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、参加人数ですが、卓球につきましては、1回目、17名、2回目につきましては17名、両日とも指導員につきましては6名となっております。バドミントンにつきましては、1回目、14名、2回目につきましては、先ほど申しましたように、実施予定が12月13日に行いますので、現状つかめておりません。指導員につきましては、1回目の指導員ですが、6名になっているところでございます。陸上につきましては、1回目、19名でありまして、指導員は4名であります。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。

多くの子どもさんが参加し、また、地域の指導者の方も積極的に参加していただきまして、すごいなと。この3つの部活に関しましては、取りあえず安心できるんじゃないかなというふうに思います。

参加しました子どもの様子なんかも、少ない事例かと思うんですけれども、分かる範囲でお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 今回参加してくれた生徒たちからなんですけれども、まず、この実証実験なんですけど、まず最初に、部活動の顧問の先生がクラブの練習風景を一緒にご覧いただき中で、その後に指導員に代わるというやり方をさせていただいております。そこについてなんですけれども、参加してくれた生徒たちからは、指導員に代わっての指導であったとしても違和感なく楽しくできたというふうに聞いているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 了解しました。お聞きしておきます。

では、3つ目の質問に入ります。子どもたちは、3つの小学校から今度新しく集まってくる。それから、在校生、2年生、3年生の子どもたちは、2つの学校から合流するという形になります。出会いに対する配慮というのはやはり必要かと思っておりますので、どのように取り

組んでこられたか、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、令和8年の4月の中学校の統合に当たりまして、新しい環境や人間関係の構築に不安を抱える児童、生徒の心理的負担の軽減を図るため、上牧町学校統合準備委員会学校教育部会におきまして、事前交流に関する検討を行っております。

中学校の事前交流に関しましては、学校の行事の都合や教員の意見などを踏まえ、学校長が中心となり、現在実施に向けて調整が行われているところでございます。また、小学校に関しましては、これまでも上牧小学校と上牧第三小学校との間で中学校進学前の小学6年生を対象に交流が行われておりますので、上牧第二小学校を加えた形で事前交流の実施に向けた調整が行われているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 丁寧な取組だと思います。具体的な交流の様子、もう少しもしあれば言ってください。それから、生徒たちのそのときの雰囲気、もし分かるようでしたらお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 具体的には、令和7年3月なんですけれども、上牧中学校の体育館にて、当時の1年生、今の2年生を対象に、ドッジボールやレクリエーションの交流を行ったと聞いているところでございます。今年度では、12月に人権学習やレクリエーションを予定していると聞いております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そうやって新たな人間関係を築いた上で、新中学校がスタートしていただければ安心できます。

では、次の質問へ行きます。職員の先生方、一時的な負担増は、これは明らかなことだと思うんですけれども、これに対する取組、まず最初に、もし何らかの日程面のことを考えておられるようでしたらお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 中学校の統合に関わる教職員の負担の観点から、日程面につきましては、新しい校舎への移転作業や、新しい環境に適応する準備などの時間を確保できるよう、現在、学校と協議、調整をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番(竹中亮造) ぜひ日程の無理のないようにお考えいただけたらというふうに思います。

それから、2つ目に行きます。教材や教具等の物資の移動、また、配置、これはこの間の説明で、委員会でも予算化されていることを聞きましたけれども、何らかのやはり支援というのは必要かなというふうに思うんですけれども、現状のところをかいつまんでお願いします。

○議長(遠山健太郎) 丸橋教育部理事。

○教育部理事(丸橋秀行) 家具や教材などの移転につきましては、今般、補正予算で計上しましたとおり、移転先が決定していないものや、統合までに移転する必要がないものなどを除き、専門業者に委託をする方向で現在進めたいと考えているところでございます。

○議長(遠山健太郎) 竹中議員。

○3番(竹中亮造) よろしく申し上げます。運ぶのは業者がするとは思いますが、今度、運んだ後、使えるように設置をするのはやはり先生方がいろいろ動かな無理やと思うんですね。そのあたりの大変さもまた支援できるようでしたらよろしく申し上げます。

それから、4つ目に、人員面、これは中学校の統合ですので、それもスタートを切るということで、新たな負担は大きいと思います。特に私、今、気になりますのは、新しい図書室、今回、ユニークな整備、前回聞かせてもらいましたけれども、木質の新しい整備をしてもらいますけれども、特に図書、これの整理なんかには人員が必要だと思うんですけれども、何らかの考えがあるのでしょうか。

○議長(遠山健太郎) 丸橋教育部理事。

○教育部理事(丸橋秀行) 人員に関しましては奈良県の所管になりますので、体制確保のため、奈良県に要望していきたいと考えているところでございます。また、司書教諭の配置につきましては、専任での配置は難しいのですが、統合により一時的に教員の業務量や負担が増えることが想定されますので、教員が本来の業務に専念できる環境を整備し、教育の質の向上につなげられるよう、教育業務支援員や地域のボランティアの方の協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を図りたいと考えているところでございます。

○議長(遠山健太郎) 竹中議員。

○3番(竹中亮造) これはもうぜひよろしく申し上げます。教育の支援員の方とか、ボランティアの方もいらっしゃるというふうに聞いているんですけれども、お力も借りながら整備のほうをしていただけたらと思います。

そうしたら、質問を移ります。新しい通学路の安全指導、特に旧第二中学校区の生徒は遠

方からの通学になりますので、それに対する対策、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 通学における安全確保につきましては、例年、西和警察署や奈良県高田土木事務所、庁内関係課と共に実施しております通学路合同点検や、学校統合準備委員会通学部会での危険箇所の調査、安全対策の検討結果を踏まえまして、適切に対応していきたいと考えております。

特に上牧第二中学校区からの通学に当たっては、これまで通学の際に利用されていなかった箇所も利用されることになるほか、自転車での通学を希望する生徒も一定数想定されますので、通学経路や下車する区間の指定、交通安全啓発パネルの設置など、安全対策を図るとともに、自転車通学に関する規定を整備し、各規定の遵守を徹底するよう指導するなど、交通安全教育の実施にも注力していきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） これ、ぜひ、せっかくの楽しいといえますか、わくわくする新しい中学校のスタートですので、事故が起きてしまったら、やはり大きくつまずいてしまいますので、新しい取組ですので、積極的に、安全のパネルも作っていただくということを期待しております。また、交通標識なんかも警察と相談しながら、必要になってくるかもしれないと思います。

それから、さきの総務建設委員会の中での議員の発言の中にも、やはりかなり交通安全上の心配な点もあるというふうな意見が出ていました。そういう箇所、何か所かあると思いますので、よく検討いただきたいと思います。

それから、安全対策に関わる具体的な計画、人数だとか、経路だとか、ヘルメットに関して、これについてはどうなんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 自転車通学の対象となり得る生徒につきましては70人程度と想定しております。経路につきましては、生徒は保護者の方と安全なルートを確認し、滝川遊歩道の自転車優先道を通行することにしております。上牧交差点から学校間につきましては乗車しないこととしているところでございます。

ヘルメットの着用につきましては、改正道路交通法では、自転車利用者はヘルメットの着用は努力義務でございますが、自転車で通学する生徒につきましては着用していただきます。ヘルメットの指定はございませんが、SGマークやJCFマークなどの安全基準を満たした

製品を着用することとしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そのルールを決めて、子どもたちにしっかり納得をさせて、そして習慣化する。かなり忙しい、大変な面もあると思うんですけども、どうぞよろしく願います。

最後に、経済的な支援、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） ヘルメットの購入費用に対する保護者の方への負担軽減といたしましては、本町の自転車用ヘルメット購入補助金がありますので、この補助金を活用していただきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） たしか3,000円でしたですね。分かりました。これから新しい体制整備、いろいろ大変かと思えますけれども、どうぞよろしく願います。

最後に、教育長、本件に関しまして、もう短くて結構ですので、総括的なご意見、よろしく願います。

○議長（遠山健太郎） 永井教育長。

○教育長（永井工仁） ご質問いただき、ありがとうございます。私には、新中学校に向けた体制整備に関する総合的な見解ということでよろしいでしょうか。

議員おっしゃるように、統合に向けた取組につきましてはスムーズに進めて、希望に満ちたスタートが切れるように期待をしているところでございます。教育委員会のほうでは、昨年度から学校統合準備委員会を設けまして、総務、通学、さらに学校教育、PTA、こういった各部会で町内の学校関係者、さらには、大学の先生、町民有志の皆さんに参画を頂きながら、各分野で進めてございます。ありがとうございます。

私のほうなんですけれども、10月、11月の期間で3つの小学校の6年生と一緒に給食を食べながら、いろんな話をする機会を持ちました。私のほうから子どもたちに、今楽しいこと、さらに将来何になりたいとか、そんな中で、新中学校に関しても聞かせてもらったんですけども、本当にいろんな話が聞けて楽しかったです。そういうところから、この小学校の子らは中学校に上がることをとても楽しみにしてくれているなというふうに感じさせていただいています。

開校に向けましては、皆さんご覧いただけますように、新校舎もいよいよその姿を見せ始

めてくれておりますように、着々と進んでございます。今後は、年度末から新年度に向けて、3年生の高校入試とか卒業式、さらには終了式、また、新年度、始業式、入学式というルーティンの行事も様々でございますけれども、できるだけ先生方、生徒、子どもたちの負担にならないようにしたいというふうに考えております。

一方で、子どもたちには、新中学校のスタート、自分たちが真新しい校舎で学ぶ最初の生徒ということでございますので、こんなまたとない機会に恵まれたことを喜び、先達への感謝と未来への責任を自覚してもらって、自分が中学生になる準備を進めてもらいたいというふうに考えております。

最後ですけれども、上牧中学校ここにありというふうに、みんなが大好きな笑顔あふれる元気な学校にみんなで育てていてもらいたいと考えておりますので、ぜひ和の精神で心を1つに上牧中学校の応援団として、皆さん、期待を持って見守っていただきますようによろしくお願いをいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。非常に期待を持って見守っていきたいと思いますので、どうぞ皆さん、頑張ってください。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そうしたら、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、電動車普及の環境整備についてでありますけれども、質問の私の趣旨といたしますか、背景を少しだけお話しさせていただきます。

脱炭素だとか生物多様性といった環境に対する取組、これが大切なことは、温暖化が進んでいること、気象災害の激甚化が年を追って激しくなっていることから非常に重要になってきています。にもかかわらず、これはアメリカでトランプ政権が始まってから非常に逆行する動きも目立ってきました。今のところ目立って追随する国はないのですけれども、何かここへ来まして、今までのモメンタムというんですか、勢いだとか、機運だとか、トーンが下がってきている面もあると思います。国内的にも安易に影響を受けて、再エネは無駄だとか、やっても意味がないというような主張を、今までだったら出てこなかったような政治家だとか政党なんかも見られるようになっていきます。

僕は、絶対にこれはいけないといいますか、このままではやっぱりいけないと。今こそ良

識ある行動、未来の世代に対する責任というのは、やはり着々と進めていかなければならないと。地域社会から脱炭素の取組、これはやっぱり地道に息長く続けていく必要があると思っています。

それから、脱炭素といいましてもテーマが大き過ぎますので、特に上牧町でも取り組んでいますEVの急速充電器の現状と課題、それから、公用車もEVを取り入れていますので、そのことに関わりまして、2点に絞って質問させていただきます。

まず、町設置のEVの急速充電器、これ、写真がありますので、ちょっと上げてもらえますでしょうか。

これ、2000年会館の裏にある1つですね。

もう1つ、映してください。

これも同じ場所の正面から撮った非常に高性能な急速充電器です。

それから、動かしてください。

これ、役場前の、僕らが、議員が車を止めさせてもらうスペースのすぐ前横のところですね。

お願いします。

これも同じ場所を横から撮ったものです。

町設置のEVの急速充電器につきまして、設置数、場所、費用、設置の場所は2か所、場所は今示したとおりですので、費用につきまして、これ、かなり費用をかけたものだと思います。ご説明ください。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 費用についてというご質問でございます。

充電器の費用につきましては、2か所、保健センターと役場駐車場前の両方合わせまして935万円でございます。それと、補助金といたしまして、地方債と補助金を活用させていただきました。一般財源としては66万1,000円でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 2か所で935万円と、かなり相当のお金をかけ、財源は補助金を300万円ぐらい取っていると。それから、地方債もかなり大きな、560万もかけているわけで、有利な起債を使ったと思うんですけれども、相当の費用を投入したということが言えると思います。その利用状況なんですけれども、私は大事なものはやっぱり設置していかなあかんという、それはもう私はそう思っているんですけれども、利用数がどうなのか。役場に車を止めるた

びに気をつけて私も見ているんですけど、あまり使われてへんのじゃないかという、使われている様子が少ないんですが、期待予測に達しているでしょうか。これをお願いします。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 利用状況というところでございますが、令和5年度におきましては、令和6年2月5日から運用開始をさせていただいております、3月末までの間で、本庁に5回、保健福祉センターで3回、令和6年度におきましては、4月1日から翌年の3月31日で、本庁で293回、保健福祉センターで231回、令和7年度におきますと、10月末現在ではあるんですが、本庁で91回、保健福祉センターで93回となっております、期待予測に達しているかという部分でございますが、6年度だけを見ますと、個人的にも給電されているところというのはなかなか見たことはないんですが、回数的には結構お使いいただいているのかなというふうには認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 個人で、電気自動車は確かに個人のお家で充電するのが基本になると思うんですけども、1年365日使える状況の中で二百数十回、293回とか、231回とかというのは、残念ながら1日1回使っていただけていないという計算になりますので、やはりより使っていただけて初めて、これ、脱炭素が目的でつけたものですので、設置自体はやっぱり手段、利用していただけて初めて目的達成になりますので、しっかり使っていただくことをしていただけて初めて社会実装になりますので、そのための考え、どうなんでしょうか、私は利用促進で何らかのインセンティブもあっていいかなとも思っているんですが、それについてお答えください。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 利用促進という部分でございます。一応、現状、先ほど少し議員のほうからモニター等にもお示しを頂きましたが、庁舎の前と保健センターの道路沿いには、一応そういう施設がありますよというような看板も出させていただいておりますし、広報等々、周知もさせていただいておりますので、今後も広報やSNS等も通じまして、皆さん方にしっかりと周知をしていきたいと思っておりますし、現状、少しこれをアプリ等を確認させていただきますと、上牧町以外でも、民間のアプリによりますと、上牧町の町内の中に、ほかにも上新電機さんであったり、ドンキさん等にもあるというような形で、アプリの中でどこにあるというのの周知等もしていただいているということもございまして、引き続き町といたしましても、1人でも多くの方にご利用いただけるような形での取組は進めたいと考え

ておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ぜひそうしていただきたいと思います。町から説明を受けまして、町内の民間さんの設置状況というのも自分なりにリサーチしてきました。

ちょっと出してもらえますか。

これ、上新電機に2口ありますけれども。

お願いします。

これは200ボルトの急速ではない一般タイプみたいですがけれども、これ、上新電機の駐車場に2口あります。

次、お願いします。

これはラスパの、やはりこれも200ボルトのやつで、町の急速充電器のような高性能なものではありませんけれども、設置がされているということで、上牧町内には4か所、5口の充電所があるという把握をしております。

それで、部長おっしゃったように、ぜひ利用促進を、せっかくいいものがあるわけですから、さらに取り組んでいただけたらというふうに思います。

では、2つ目に、今度は公用車の電動化について質問をさせていただきます。

ちょっと開けてくれますでしょうか。

これ、町の公用車2台のうちの1台ですね。軽自動車タイプの、僕、調べてみましたら、このタイプの、これは日産の車みたいで、今日本で売れている電気自動車の半分以上がこの車種だというふうに載っていました。一番人気のあるタイプで、最近、電気自動車、さきの東京モビリティショーでも電気自動車の発表が多くあったわけですがけれども。

次、お願いします。

これを見ていただいたら分かりますように、ゼロエミッションですね。排出ガスの無排出という意味になりますけれども。

また戻してください。

電気自動車ってやっぱり、モビリティの脱炭素という意味では切り札になるものだと思います。それから、もう1つ、災害時の停電のときの給電機能が利用できるということで、そういう利用もできると思います。脱炭素面、それから、災害面。

それから、上牧町は、僕、非常にEVが適していると思うんですよ。1つは、コンパクトシティー、乗る距離が限られている。1つは、ガソリンスタンドがなくなって、もう既にな

い。公用車だって町外に給油に行っているという、そういう中ですので、現在の電気自動車の現状と課題、どのように捉えているか。部長のほう、お答えください。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状の課題というところでございますが、電気自動車等につきましては、やはり車両の価格が少し高いというようなこともございまして、サクラを買わせていただいたとき、先ほど両方の金額でご回答、680万ぐらいというふうにさせていただきましたが、例えば先ほどお示しいただいたサクラでしたら、297万円ぐらいします。本年、車の購入を予定しております。ハイブリッドのスズキのアルトでしたら160万ぐらいで車を買えるということもございまして、そういうことも踏まえますと、やはり車両的な価格が倍近くになるということもございますので、1つは、やはり先ほど議員おっしゃっていただいております環境への配慮というところは十分理解もさせていただいておりますし、取組も進めさせていただいているところでございますが、やはり車両的な価格的なもの等もございまして、少しその辺は計画的に導入はしていきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ちょっと残り時間が迫ってきましたので、僕が思っていますのは、今ある公用車を全部EVに切り替える、そんな無茶なことを言うてはなりません。更新期に来たときに積極的に、僕は民間よりやっぱり、公共ですから、半歩前ぐらい進んでいることが大事かなというふうに思うんですね。かけ離れていてもいかんし、リードするような取組を町としてもしていただきまして、公用車に関しましてはEV化を進めていく。有利な起債もあるでしょうし、それから、政府の補助金もありますので、先ほどおっしゃったのは定価になりますから、現実にはもう少し差は小さくなるかと思えますし、また、最近、量産化が進んできて、以前ほどEVが目をもくほど高くはなくなってきていますので、順次積極的に進めていっていただきたいなというふうに思います。上牧町はやっぱり、先ほど言いましたように、絶対にEVとの相性はいいと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そうしましたら、町長にもご答弁をお願いしていますので、これぐらいで結構です。町長、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 竹中議員の質問の中で、地域公共交通の部分の中で、町の公用車についてというところのご質問かなと思います。

まず、日本の電気自動車につきましては、充電のインフラ不足、そして、もう1つ、今、部長が答弁させていただきましたように、車両価格が高いというのと、そして、製品の選択肢の少なさというところが一番、今この3つの課題が一番大きいのかなというふうには思っております。今、日本政府が打ち出しておられますのは、2035年度までに電気自動車やハイブリッド車などで100%の目標でというふうな形での打ち出しもされております。そして、中間年であります2030年には20%から30%を目指すというふうな目標設定もされておりますので、上牧町といたしましても、上牧町地球温暖化防止実行計画、令和5年3月に冊子のほうも議員の皆様にもお渡しをさせていただいたところがあると思うんです。その中の取組といたしまして、公用車につきましても、電気自動車、ハイブリッド車、そして、低燃費車等というような形での取組もうたわせていただいておりますので、先ほど部長の答弁もありましたように、更新時期につきましても前向きには検討のほうをさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 積極的な取組をしていただけるものと受け止めました。

僕、脱炭素の取組だとか、生物多様性なんかもそうだと思うんですけども、歯を食いしばってやるような問題じゃないと思うんですよ。そのシステムをつくっていき、自然と行政だとか住民の行動が脱炭素に向かっていくというような取組が一番理想的だと思います。ですから、財政にむちゃくちゃ負担をかけてやってくださいというわけではありません。更新期により望ましいものを取り替えていく。5年か10年かたったら、ちゃんと目標達成ができているという、そういうことを期待しておりますので、どうぞ脱炭素の取組、今回は充電器と公用車について質問させていただきましたけれども、上牧町も引き続き息長く持続可能な形で取り組んでいただくことを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

そうしたら、私の質問はこれで全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、3番、竹中議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇安 中 和

○議長（遠山健太郎） 次に、4番、安中議員の発言を許します。

安中議員。

（4番 安中 和 登壇）

○4番（安中 和） 皆様、こんにちは。4番、安中 和です。よろしくお願ひいたします。

本日の一般質問は1つに絞らせていただきました。テーマは、高齢者とペットについてです。長年飼っていたペット、心のよりどころになり、心身の健康にも一役買っていたようです。しかしながら、時は過ぎ、高齢になり、思わぬ病気やけがをしてペットのお世話ができなくなるという現象が起きています。まさか自分がこんなことになるなんてと思われているようです。全国的にもこの問題は注視されてきていて、上牧町内でもこの問題は起こってきています。そして、これからも増えていく問題だと思いますので、今回は住民さん、行政と共にどのように解決していけばよいのかを考え、質問させていただきたいと思ひます。

内容に、要旨としては高齢者とペットについて、上牧町でのこの問題の発生状態について把握されているでしょうか。把握されているようでしたら、どのように対応されているのか、お知らせください。

もう1つは、ペトリエゾンについてお伺ひしますということです。

これより先は質問席で行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） まず最初に、私が動物に関して考え始めたきっかけは、町内のある地域において、おじいさんが子猫に棒を投げていると。それをまねして子どもが猫をいじめているという連絡を受けました。小さいときに弱い者に対してひどいことをするというは大変怖いことでもあります。すぐに動物愛護協会からA3の「決して捨てない、いじめない」というポスターを頂き、各自治会長に掲示板への貼り出しをお願いいたしました。ほとんどのところに貼り出すことができ、感謝しております。この場をお借りして、自治会長の皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。

ちなみに、その猫は無事保護され、元気に育っております。そんなことから、いろいろ猫

に関しての相談が入り始めて、関心を持ち、動くようになりました。

では、まず、上牧町の動物の実態をお話しします。犬に関しては、狂犬病予防接種の義務があり、把握が可能な部分なので、今回は、まず、猫についてお話しします。

上牧町には25自治会があります。それぞれの地域性で野良猫に対する受け止め方が違います。古くからある地域においては、猫はそこら辺にいるものだと考えている地域。新しい地域になると、春先の猫の声がうるさい、庭に排せつし、臭いがひどいと住民間のトラブルになっている地域、まあ、いるだろうが気にならないという地域、いろいろパターンはあるようですが、最近ではそれらの苦情も減ってきているようです。

その理由は、上牧町には、猫を保護して、町の助成金も使ってTNRを行い、また元のところに戻してあげるといふ活動を人知れず行ってくれる方々が少なからずおられるからです。TNRとは、トラップ、猫を保護し、ニューター、不妊・去勢手術を行い、リターン、元のところへ戻すといふ活動のことです。また、真美ヶ丘の公園では、昔、野良猫が多く、ふん尿の被害、苦情もあったそうですが、1人の女性が全ての猫にTNRを行い、以前の立て看板には「猫に餌をやらないでください」と書いてありましたが、今は「餌をあげる人はいますので、あなたがあげなくても大丈夫」と書いてあります。この地道な活動をされた方が上牧町の方だとお聞きし、驚きました。

TNRについては賛否あるようですが、自然のままに放置しておくが増え過ぎて、他の動物に食べられたり、交通事故死、虐待の対象になったり、思わぬ結果を招いてしまうということになります。また、元のところに戻すことの意味は、縄張意識の強い猫の存在は、ほかから入ってこようとする猫にその地域の防衛猫になるということなのです。このようないろいろな観点から、猫を愛する人たちの努力の中で上牧町の猫たちは存在しています。

先日の議員報告会にも、動物と共生できる先進的なまちづくりを進めてほしい、ペットを飼えなくなったお年寄りへのサポートなどネットワークづくりを早急に進めてほしい、これから高齢化社会がますます進む中、スピードが必要と質問が来ていました。

では、ここで質問させていただきます。上牧町内でのこの問題の発生状況について把握されていますでしょうか。把握されているようでしたら、どのように対応されているのか、お聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、把握されているのかというところのご質問でございます。

これにつきましては、高齢者とペットの問題というところで、いわゆる高齢者がペットを飼

い続けることができなくなったというような事例かと思えます。このことにつきましては、現在のところ、住民の方から担当課のほうへご相談はございませんので、状況把握はできていないという状況でございます。

しかしながら、以前に安中議員、そして、ボランティアの方や生き生き対策課の職員から、高齢等の事由によりまして飼えなくなったペットの引取り先を善意で探していただいて、また、探すことに非常に困難であったというような事例の報告は受けておるところでございます。それで、それ以外につきましてははないという状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。

そうなんですよね。本当に人知れずもう始まっていますので、住民さんも巻き込まれて大変な状況になっているところなんです。私も上牧町内で起こっている事象について深掘りをするために、議員研修にて日本獣医生命科学大学獣医学部の水越美奈先生の「動物愛護に自治体ができること」という講習を受けさせていただき、全国で行われている活動を学ばせていただきました。東京・台東区の場合は、30年以上をかけて行ってきたこれ以上不幸な猫を増やさないためという地域活動や、文京区の人と動物の共生などの活動事例や、被災地ではぐれた動物とその引取り手の仲介をされて、全国を走り回っている人々の活動、この活動には上牧町の方も何人かおられます。本当に頭が下がります。

原点に戻りますが、なぜ地域猫がいるのか。地域猫とは飼い主のいない猫のこと。では、なぜ飼い主がいないのか。人間に飼われていた猫が捨てられたり逃げ出したりして野良猫になった。それが原因。結局、人間が原因です。現在発生しており、これからももっと発生する問題として、ここで取り上げたいのは、愛情をかけて一緒に生きてきた犬猫、動物、飼っている人間が高齢になり、認知症、けが、体調不良のため、世話ができなくなり、放置されてしまい、地域猫問題が起きているということです。これが高齢者とペットの問題と言われるものです。

しかし、決して高齢者だけの問題ではなく、発覚が高齢であっても、その原因がはるか以前に生まれていたケースは珍しくはなく、例えば飼育不可の賃貸物件で不妊手術をせず、複数頭飼いを続けていけば、5年後、10年後の結果は明白です。ですから、今から注意喚起の必要性を感じます。

また、問題の多くは経済的な事情を含む社会的に弱い状況の方々の中で起きています。孤立した環境でSOSが届かず、支援の手が回らない場合もあります。あるいは、本人の自覚

が薄いまま月日を経て問題の芽が育つなども、現在では社会問題に至っている一因と言えるかもしれません。もちろん初めから問題を起こすつもりで飼育する人はいません。ペットを家族として心の支えとしている人も多いです。その末に飼い主とペットが共倒れしかねないのが現実です。問題の芽を早期に摘み取るには、関係各所との連携と啓発が必要です。また、ペットがいるから入院できない、ペットがいるから施設に入れない、ペットがいるから転院を拒んでいるという問題もあるようです。

周知のとおり、ペットは法的に飼い主の財産であるため、自身の意図、決定抜きに第三者が介入するには制約があります。とはいえ、動物虐待に近いケースやペットの命に関わる事態に何ができるのか。高齢者に関わらざるを得ない福祉課やケアマネジャーはどうすればいいのか。これには、多頭飼育問題と同様に、単身高齢者の飼育困難事例が問題です。人の問題と動物の問題の両面からアプローチしないと解決できないと言われています。

そうしたら、写真の1を出していただけますか。

これは、文京区の行政での会議の資料の一部です。既にこの点に注目して、どうすべきかというのを考えられているそうです。一番下の福祉職と動物職の連携、ここにとても重きを置いて考えているそうです。

ありがとうございます。写真2をお願いします。

行政と介護現場、動物福祉——動物の知識を持つ局のこと——の立場から議論が必要で、この写真、次の写真は、環境省から出しているガイドラインです。この写真は、上牧町でも作られているガイドラインの中に投入できる、ピンクの部分が、下の部分は上牧町の部分と同じようなものなんです、そこにピンクの部分、動物に関することを挿入させているというところ、環境省から出ております。

ありがとうございます。

この動物保護、動物愛護推進員、動物病院、地域猫ボランティア、この方々の問題、この存在の問題に取り組んでいかないと、この問題は、この件は解決しないということを物語っていると思います。何かをプラスするということは、職員さんにとってはまた仕事が増えると思う。そういうお話を持っていても、そういう雰囲気を感じてしまうというのがあるんですが、この取組は、これから発生する問題に対し、職員やケアマネジャーさんたちの心労を防ぎ、解決するものだと思いますので、そののところをよく理解していただきたく思います。

ここで質問させていただきます。先ほどのペトリエゾンについてご存じでしょうか。お

教えてください。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） ペットリエゾンについてお答えさせていただきます。

まず、ペットリエゾンといいますのは、ペットとリエゾン、フランス語で連携、橋渡しの役という意味で使われているそうなんですけれども、これを掛け合わせた造語であるということは認識しております。このことにつきまして、先進地の神奈川県では、ペットに関する困り事の相談に対して、ペットリエゾン、いわゆる訪問型動物相談支援員が事案ごとに改善策を考え、飼い主への助言等を支援するということと、また、必要に応じてペットシッターなどのペット関連事業者への橋渡しを行い、問題解決をサポートする取組を事業化されておるといふのをお聞きしております。

なお、このペットリエゾンの体制の構築をするということになりますと、主として保健所管轄になると考えておりますので、当町といたしましては、まず、一つ一つの案件ごとに県やボランティアの方、そして、地域の方の協力を得ながら、状況に応じた対応ができればというふうを考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。

ペットリエゾン、この横文字、私も初めて聞きまして、ちゃんと全国的にもひたひたとういうことを考えて進まれているということが知れてよかったなと思っております。現時点では、建設環境課の動物担当の方が広報やホームページにて動物に関する情報を流して載せてくださっています。

写真3をお願いします。

こういうものがちゃんとホームページに載っております。中、五、六ページありまして、しっかり詳しく載っておりますので、また皆様もご参考にご覧ください。

人と動物という点に関心を寄せてくださっているのは本当に感謝いたします。また、台東区が環境省の資料にペットの終活ノート、自分にもしものことがあったらというのを作っています。

次、4をお願いします。

これがペットの終活ノートということで、ご老人のところにケアマネジャーさんとか、介護とかの方が行かれたときにお渡しするだけで意識を高める。この子をどうしようかということよりも、そのご老人はもう今の自分がどうしようかというところで悩んでいることが多

いんだけど、でも、飼っていた動物のこともちょっとひとつ考えてみませんかということで、意識づけにこういうものをお渡ししているそうです。

次、お願いします。

これが詳しいところで、もしも自分に何かがあったらということで、そこで詳しくいろんなことを書いていただいて、じゃ、このわんちゃん、猫ちゃんは、私が亡くなったときには、娘にお願いしようとか、近所の方をお願いしようとか、保険を掛けようとか、いろいろな企業さんにお任せしようとか、いろんなことを選択肢を選べるものだと思いますので、すごく有効に活用できるようなものだと感心いたしました。

ありがとうございます。

こういう点をしっかりと考えていただいて、行政と介護現場、動物福祉の立場からの議論、まず、議論を行っていただきたいと思います。やっぱりこういうことをするにはお金がかかりますので、重層的支援体制整備事業というのが、皆様ご存じだと思いますが、令和3年4月に社会福祉法改正により創設された市町村の任意事業です。社会福祉の現場にこの重層的支援整備事業の考え方を取り入れていただき、動物との共生の大切さ、ペットの存在と福祉支援、人とペットを分離しない、共に生きる支援の形の実現、そこで起こる問題等の解決を考える組織を加えていただきたく思います。この事業には補助金がついているということで、利用していただければと思います。

心ある住民さんたちもすごく心配されております。今動かなければ、ペットを飼っている高齢者の不測の事態に関し、関わる行政、ケアマネジャーの苦労が発生し、そして、あぶれた猫の行く先を探しに住民が翻弄される、このような問題は必ず起こってきますし、現に起こっています。

上牧町地域包括支援事業の中に、高齢者とペットという問題解決のために、多機関協働事業、アウトリーチ等を行っていただき、啓発や発生した場合の町ぐるみの協力体制をつくっていただけますようお願いしたいと思います。

このような施策を始める中で、神奈川県では、動物愛護推進員というのを立ち上げて、行政だけではなく、住民と連携して地域に根づいた活動を行っています。ということで、この問題は、今までお聞きのように、福祉課が関わる問題と思うんですけども、以前にちょっとお話ししましたが、お答えは、建設環境課の問題だと言われまして、今回は福祉課にはお尋ねいたしません。この件につきましてどうお考えなのか、町長にお任せしますので、ご指導をお願いします。

一言、町長からお願いできますか。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今、安中議員の中の重層的整備事業の件なんですけど、この部分については、庁内のほうで再度、もう一度検討のほうをさせていただきながら、どこの部署が一番いいのかという部分も含めまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） もうぜひよろしくお願いいいたします。どこの課、どこの課というのは私にはよく分かりませんので、もうお任せするしかございませんので、住民のために、また、職員のためによろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、4番、安中議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は13時30分とします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時30分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。

◇

◇康 村 昌 史

○議長（遠山健太郎） 次に、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、自民党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に沿って一般質問を行います。

私の一般質問の質問事項は2点から成っております。

1点目、上牧町の高齢者独居世帯について、2点目が、友が丘入り口付近の歩道整備につ

いてです。

1 点目の上牧町の高齢者独居世帯についての質問の要旨をお話いたします。

令和7年10月末日現在の人口は2万932人、うち男性9,927人、女性1万1,005人、65歳以上の高齢者数7,523人、うち男性3,250人、女性4,273人で、高齢化率は35.94%です。

1、上牧町高齢者独居世帯数の推移（過去2年間、男女別）。

2 点目が、上牧町内の孤独死の推移（過去2年間）。

3 点目が、孤立化を防ぐための事業についてですが、1、上牧町が実施している事業の内容、2、孤立化防止の取組の課題についてです。

4 番目が、孤独死を防ぐためのさらなる仕組みづくりが必要と思いますが、どのように考えていますか。

2 点目の質問事項、友が丘入り口付近の歩道整備についてです。

質問の要旨は、友が丘入り口付近の北側の歩道はきれいに舗装されていますが、南側の歩道の整備は遅れていると思われます。

1、現状について。

2、地権者との関係はどうなっていますか。

3 点目、早急な歩道整備を求めます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、1 点目の上牧町高齢者独居世帯数の推移についてですが、2025年の日本の65歳以上の人口は、総務省統計局の推計によると3,619万人で、総人口に占める割合は29.4%となり、過去最高を更新する見込みです。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の高齢化率は2040年には34.8%、2045年には36.3%に達すると見込まれています。さらに、2070年には65歳以上の人口の割合が38.7%に達すると推計されています。

上牧町の高齢化率は、令和7年、2025年10月末現在、既に35.94%です。また、最近、テレビや新聞などで孤独死、孤立死という言葉が耳にすることが増えてきましたが、令和7年1月から6月の上半期で全国のひとり暮らしの方による孤独死は4万913人に上ると警察庁から発表されています。

警察庁は、孤独死、孤立死の実態を明らかにするために、令和6年から孤独死、孤立死の調査を始めました。令和6年、2024年1年間の統計によると、孤独死、孤立死7万6,020人、そのうち65歳以上の高齢者が5万8,044人占めており、全体の約8割です。

そこで、1つ目の質問です。上牧町の高齢者独居世帯数の推移、過去2年間、男女別を教えてくださいたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） ただいま議員よりご質問いただきました件について、ご回答させていただきます。

本町の高齢者独居世帯数の推移でございますが、本町の住民基本台帳を基に世帯数を抽出させていただきました。住民基本台帳につきましては、住民の住所や世帯構成を記録する制度であり、住民からの届出に基づく記録であるため、実際の生活実態と必ずしも一致しない場合がございます。また、生活状況や支援の必要性まで把握できないという限界がございますので、現在、台帳上でつかんでいる世帯数を回答させていただきます。

本町の高齢者世帯数につきまして、令和6年度と令和7年度を比較して申し上げます。

まず、本町の全世帯数は、令和6年の1万62世帯から令和7年には1万118世帯となりまして、56世帯の増加となっております。

次に、ひとり暮らしをされている単身世帯数でございます。この単身世帯につきましては、若年から高齢者までの総数でございます。令和6年は3,791世帯、うち男性が1,601人、女性が2,190人、令和7年度が3,938世帯、男性が1,661人、女性が2,277人となり、147世帯増、男性60人増、女性87人増となっております。

次に、年齢別でございます。

高齢者の部分でございますが、65歳以上が令和6年で2,181世帯、うち男性が617人、女性が1,564人、令和7年度で2,268世帯、うち男性が649人、女性が1,619人となります。世帯数は87世帯増となっております。男性が32人増、女性が55人増となっております。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の説明で高齢者世帯数が毎年増えていることがよく分かります。

それでは、次に、上牧町内の孤独死の過去2年間の人数を分かる範囲で教えてくださいたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 議員よりご質問いただきました件につきまして、ご回答させていただきます。

孤独死の件数につきましては、住民基本台帳上では死亡の事実のみが記載され、死亡の状

況や発見経緯など、いわゆる孤独死に関連する情報は記録されておられません。仕組み上、住民基本台帳から孤独死の件数を把握することはできませんので、過去2年間の人数につきましても、住民基本台帳上による集計は行っておられません。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） なるほど、よく分かりました。

参考に申し上げておきますが、警察庁のホームページによりますと、令和6年度の奈良県警が取り扱った奈良県内の死者数は2,317件、そのうち自宅での独り死亡は759人で、そのうち65歳以上の高齢者が618件占めており、全体の81.4%となっています。

先ほど述べました、警察庁は、孤独死、孤立死の実態を明らかにするために、令和6年から孤独死、孤立死の調査を始めました。令和6年、2024年1年間の統計によりますと、孤独死、孤立死7万6,020人、そのうち65歳以上高齢者が5万8,044人占めており、全体の約8割です。つまり、孤独死の約8割が65歳以上の高齢者になります。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

高齢者の孤立化を防ぐための事業についてですが、上牧町が実施している事業の内容をお話しいただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、孤立化を防ぐための事業についての、1つ目の上牧町が実施している事業の内容についてお答えさせていただきます。

高齢者の孤独死の背景には、核家族の進行、地域のコミュニティーの希薄化、長寿化による高齢者人口の増加等の社会的要因がございます。また、孤立化のリスクが高い高齢者には、独居であること、男性であること、持病があること、経済的に困窮していること、社会的に孤立していることなどが共通の特徴でございます。

当町におきましては、民生児童委員や理事会、警察署、医療機関などから頂く情報により、地域包括支援センターの専門職が適宜高齢者訪問を実施させていただいております。事業といたしましては、高齢者に対し、配食による見守りサービス、緊急通報システムの設置、事業の実施をはじめ、通いの場として、高齢者教育及び高齢者サロン、地域体操教室、脳の健康教室、ボランティアによる小物作りの講習会等の開催、傾聴を希望する方へのボランティアの訪問活動支援を実施しているところでございます。また、各地域におきましては、シルバークラブ友愛会が見守り活動や文化活動等を実施し、閉じ籠もり予防に寄与していただい

ているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

それでは、次に、2番目の高齢者の孤立化防止の取組の課題があればお話ししたいと思えます。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、孤立化防止の取組の課題につきましてお答えさせていただきます。

先ほどお答えいたしました様々な事業に多くの住民の方々に参加いただいているところではございますが、見守りの拒否や無関心、近所付き合いへの負担感などの理由から、これらの事業に参加いただけない方々もおられます。こういった方々の通いの場などへの参加意欲をどのように高めていくかが課題と考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

そこで、通いの場などへの参加意欲を高めることが私は本当に難しいと考えております。さきの答弁で、町は様々な事業を行っていますが、昼間の時間帯が中心になっています。独居高齢者の夕食はほとんどが独りで食べなければなりません。独りで食べることがどれほどつらいことかと私は想像できます。子ども食堂のような独居高齢者食堂なるものも考えていただければと思えます。

それでは、最後の質問の4番目の孤独死を防ぐためのさらなる仕組みづくりが必要と思えますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、孤立化している住民の方に対しましては、情報提供等による高齢者訪問の継続、さりげない日々の安否確認の実施、地域の中での関係性の確立、地域の集まりや輪へ引き込むことが重要であると考えております。そういった方の孤独死を防ぐためには、現状の事業を継続しつつ、自治会及び民生児童委員や医療機関、警察署などの関係機関との連携をより一層密にし、官民一体となって検討していく必要があると考えております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

上牧町では自殺者ゼロを目指していますので、ぜひとも高齢者の孤独死、孤立死もゼロを目指して頑張ってくださいと思います。

それでは、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、1番目の質問です。上牧町の歩道整備における現状について説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 町内道路における車道並びに歩道の舗装修繕につきましては、毎年、多数の修繕要望を頂いておりまして、個別施設計画に基づき計画的に実施しておりますところでございます。過年度より継続して実施している車道の舗装修繕については一定の進捗が見られることから、ようやく歩道の維持修繕に着手することができておるところでございます。

歩道の舗装修繕の進捗状況につきましては、令和4年度に個別施設計画を策定させていただきまして、令和5年度に歩道舗装の詳細設計を実施させていただきました。そして、令和6年度におきましては約300メートル、そして、令和7年度は約630メートルの歩道整備が完了しておるところでございます。

そして、今回、議員の質問要旨にございます友が丘入り口付近の歩道の舗装修繕につきましても、過年度の点検により経年劣化が進んでいる箇所として認識しておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の質問で、ようやく歩道の維持修繕に着手することができたと、本当にうれしいことだと思います。

それでは、2つ目の地権者との関係はどうなっていますかとの質問ですが、まず、友が丘団地の入り口付近から次の三差路までの南側の歩道について、パネルをご覧いただきたいと思います。

一見きれいに歩道の整備が行われているように見えます。しかし、次のパネルを見ていただきたいと思います。

地権者と歩道の段差を埋めるためにモルタルで固めています。歩道が平らでないので、高齢者が転倒する危険性があり、実際、車道側を歩かれる方もいると伺っております。

また、次のパネルをご覧いただきたいと思います。

右側がハイツなんですけれども、ハイツと歩道との境目もはっきりしませんし、歩道も整備されていません。

また、次のパネルもご覧ください。

歩道にコンクリート平板が敷かれています。段差ができていますし、なぜこの部分だけがコンクリート平板を敷いているのか分かりません。

これらのパネルをご覧ください、どのような対応をしていただけるのかをお尋ねいたします。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、歩道の一部に隣接地権者が利用する乗り入れのための構造物が設置されている件でございます。これにつきましては、周辺の道路利用者から通行の支障となるため、改善してほしい旨の要望も上がっており、地権者と協議させていただいて、歩行者の安全な通行を確保するため、改善が必要な旨をお伝えし、改修に対して了承を得ることができております。今後、当該路線を整備する際には、事業の一環として改修する方向で考えておるといところでございます。

そして、次に、歩道の整備及びコンクリート平板ブロックの件でございます。これにつきましては、当該路線である友が丘1号線の歩道については、恐らく開発当時に平板ブロックを用いた歩道整備がなされたと考えられておりました。そして、現状は、議員ご指摘のとおり、部分的に下がっている部分もあるというのは見受けられております。この部分につきましても、歩道の舗装修繕の際に改修していく予定でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

それでは、3つ目の早急な歩道整備を求めますとの私の質問ですが、友が丘の住民から、できるだけ早く歩道の整備をしてほしいとの要望があります。高齢者が歩道ではなく車道を歩く姿を見ますと、危なくて本当に心配です。当該箇所の修繕計画についてはどのようなになっているのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 上牧町が管理する歩道の片側総延長は約28キロあるということから、全ての歩道舗装を良好な状態に修繕するというのは長期的な期間が必要でありまして、継続的な事業として計画していく必要があると考えておるところでございます。

令和6年度より歩道舗装の修繕を計画的に実施し、維持管理を行っておりますが、当該箇

所の歩道修繕については、次年度の令和8年度に詳細設計業務を行いまして、令和9年度に舗装修繕を予定しておるところでございます。ただし、緊急を要する事象が発生した際には、応急処置等で対応したいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。

しかしながら、この当該箇所については早急な修繕が必要と私は思っていますので、できましたら、令和8年度で実施設計を行うとのことですが、令和8年度で舗装工事をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 舗装修繕につきましては、先ほども申しましたように、個別設計画に基づきまして、順次計画的に実施しているところでございます。町内における歩道の修繕が必要な箇所は多数ございまして、順位づけを行い、計画的に進めていく必要がございます。当該路線については修繕の順位も上位の区間であることから、令和9年度の実施に向け、来年度に設計を予定させていただいております。ですので、令和8年度での修繕要望でございますが、修繕を行うには各箇所における適正な復旧断面等で施工する必要があり、詳細設計が必要不可欠でございますので、施工に関しては最短で令和9年度となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） なるほど、よく分かりました。

令和9年度早々には工事に着手していただけるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 舗装の修繕工事につきましては、有利な起債であります公共施設等適正管理推進事業債を活用しての実施というところでございます。年度初頭に申請を行いまして、所定の手続が整い次第、早々に工事発注できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 部長のこれまでの答弁で、友が丘の住民の皆さんも大変喜んでもらえると思います。本当にありがとうございます。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇服部公英

○議長（遠山健太郎） 次に、7番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（7番 服部公英 登壇）

○7番（服部公英） 皆さん、改めまして、こんにちは。7番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

まず初めに、大分市佐賀関の大きな大火災でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い元の生活を取り戻せるよう祈念しております。

それでは、一般質問通告書に従い、質問してまいります。

私の質問は、財政の現状について、今回はその1点で成り立っております。

まず、歳入については自主財源と依存財源から成っているため、どちらもこれから増加が望めるものではなく、少しでも歳入を増やすため、どう取り組むのかを聞かせてください。

①ふるさと納税制度に伴う歳入の影響額について伺います。

（1）ふるさと納税がない場合、本来の税収は幾らですか。

（2）ふるさと納税により得られた寄附金は幾らですか。

（3）ふるさと納税により収入減となった額の4分の3が地方交付税にて補填されると伺いましたが、結果、当町の税収はどのようになるのか、聞かせてください。

②ふるさと納税は、努力次第では歳入を増やすことができると思います。この点について、

当町の取組はどのようになっているのか、聞かせてください。

③令和6年度の決算でも企業版ふるさと納税が収入増に貢献していましたが、今後も積極的に企業に寄附のお願いをしていくことが大切だと思いますが、町としての見解と取組について聞かせてください。

④企業版ふるさと納税（人材派遣型）活用事例として、葛城市のDX推進事業として、リコージャパン株式会社から派遣された人材（SE）が中心となり、同市のDX推進の一環として住民サービス改革及び庁内業務改革のためのアプリ（15個）を開発し、オンライン手続による住民サービスの向上や業務プロセス効率化等の庁内業務の改善をはじめ、DX推進の取組が大きな成果を上げたと紹介されていました。当町でも葛城市を参考にしたDX推進ができないか、見解をお聞かせください。

再質問におきましては質問者席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 質問に入る前に、少しふるさと納税の本質を説明しておきます。

ふるさと納税、皆さんもご存じのように、地元自治体納税を回避する所得税控除、節税に努めるものです。また、2つ目には、返礼品として返礼品を返してもらえるものです。そして、3つ目として、高所得者優遇政策であるということも分かってもらいたいと思います。

例えば、共働き子ども1人当たりの家庭で年収300万円の家庭では1万9,000円所得控除されます。年収1,000万円の家庭では16万6,000円の所得控除がされます。こういった点を踏まえて、この上牧町でも自治体として流出する部分、これ、例えば1万円減ると国が7,500円補填してくれるということになっているんですが、結果、2,500円分の上牧町の自治体サービスが低下するというふうに理解できると思います。流入の部分については、1万円を超える流入があったとしても5,000円分の経費が必要になり、結果、納税額は総体の半分になります。こういうことを踏まえて質問に入っていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） ふるさと納税制度に伴う歳入の影響額についてお伺いいたします。

本町の町民の方々が他市町村へふるさと納税を行ったことにより、本町の個人住民税と本来納められるべきあった税額、すなわち、他市町村へ流出した税額は幾らになるのか、お示してください。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） ただいま議員よりご質問がございました件について回答させ

ていただきます。

本町の個人住民税における控除額、町民の方々が他市町村へふるさと納税を行ったことにより、本町の税収として本来納められるはずであった税額は、令和7年度が5,688万1,078円となっております。この額が本町から他市町村へ流出した税額に相当するものでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 自分が思っていた額より大変大きな額になっているなということが分かります。もし分かるようであれば、過去3年間のふるさと納税での寄附の人数、寄附金額、個人住民税控除額の推移について教えていただけますか。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） それでは、寄附の人数と寄附額、それについて随時説明させていただきます。

寄附者数につきましては、令和5年度が1,261人、令和6年度が1,425人です。令和7年度が1,548人です。増減比較しますと、令和6年度が164人増、令和7年度が23人の増加となっております。寄附金額につきましては、令和5年度が9,901万6,300円、令和6年度が1億1,192万6,950円、令和7年度が1億2,188万2,523円で、増減比較いたしますと、令和6年度が1,291万円の増、令和7年度が995万5,573円の増加となっております。控除額につきましては、令和5年度が4,605万7,725円、令和6年度が5,227万6,538円、令和7年度は5,688万1,078円で、増減比較いたしますと、令和6年度が621万8,813円の増、令和7年度は460万4,540円の増加となっております。

ふるさと納税につきましては年々増加傾向となっており、税収についても若干の影響はあるものと考えております。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございます。

今皆さんも聞いてもらったように、年々ふるさと納税は増加しております。これ、一度ふるさと納税を経験された住民の方は、次の年度もまたされるような感じやと思います。というのも、物価対策にもなりますし、町内に住民税を払うより、ふるさと納税をすることによって、自分の手元においしいお肉とか、おいしいカニとか、そういったものが届くということで年々増えるように思うんです。

今回、私がここで言いたいのは、ふるさと納税により収入減となった4分の3補填されると聞きましたが、結果、当町の税収はどういう形になるのか、聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） それでは、ただいま議員のほうよりご質問がありました件につきまして回答させていただきます。

ふるさと納税により収入減となった額の4分の3でございますが、地方交付税にて補填される仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） それで、私、個人研修で東京のほうに行つてまいりまして勉強してきましたんですけども、この補填額7,500円分の差、4分の3返ってくるという部分なんですけれども、交付税によって補填されて返ってくるとあるんですけども、交付税総額は増えないということで、ふるさと納税の分で補填してくれているはずの金額であるにもかかわらず、総額が増えないということで、本当に補填されているのかなというふうに不安なところがあるんですけども、入ってきていないのであれば、ふるさと納税を全額上牧町が外へ出しているような感じになっているのかなというふうにイメージ的には捉えたんです。今さら私が町民の方、また、住民の方に、ふるさと納税は上牧町のためにならないからやめてもらいたいというようなことを言う立場にありませんし、町民の方も、住民の方も、やっぱりふるさと納税、日本で認められた制度ですから順番にやっていくと思うんです。

今後、できればこういうことを理解してもらって、上牧町にできるだけ住民税、所得税を払ってもらえればいいなというふうにと考えているところなんですけれども、そういうことで、次の質問項目に行くんですけども、次に、質問項目の2番目の、ふるさと納税は努力次第では歳入を増やすことができるというふうな書き方で書かせてもらっているところで、通告する部分が少ないので、ここでまた追加して聞くんですけども、当町における返礼品の品目というのは、当町の分は何点ぐらいあるんですか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） ふるさと納税返礼品の数ということでございますが、令和4年度から事業実施をさせていただきまして、そのときでは、品目数としては58品目、令和5年度で106品目、令和6年で164品目、令和7年で11月末現在で205品目でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） ①の部分については、出ていく部分のふるさと納税ということで質問して、今聞いているのは入ってくる部分を聞かせてもらっているわけなんですけれども、今、

返礼品の品目が200近くなっているんですけども、一番人気というのはどの部分になりますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） いろいろ品目はある中で、一番多く寄附金を頂いている品目といたしましては、一応キャンプグッズでございますね。それと、時期にもよるんですが、時期によりますと、イチゴであったりとかというところ、サンダルであったり、ピザ釜ですか、そういうことが多いというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今聞いた中で、食べ物というのがイチゴというような答弁もありました。そのほかに上牧町としては、大きな山もないし、海もないので、海産物を返すものもできないし、農産物を送ることもできないんですけども、私、考えるに、今、米不足になっているので、米不足じゃないんですけども、米がちょっと高額になっているので、米を返礼品として取り扱えないかなというふうに思うんですけども、米を返礼品とした場合、上牧町では、そういう米を提供してくれる農家というのはあるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、今、お米の分というのは返礼品の中で登録は頂いておりません。ですので、一応、随時事務局のほうからも少し返礼品に登録していただけないかというように形でお声等もかけさせては頂いているところではあるんですが、現状におきますと、お米の返礼品というのは登録いただいていないというのが現状でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今、ふるさと納税の入の部分について議論させてもらっているんですけども、どうしたらこのふるさと納税が寄附をたくさんしてもらえるようになるというふうにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） ここ本町におきますふるさと納税の返礼品というのはかなり難しい部分があるのかなと思っておりまして、先ほど議員のほうからも少しお話がありましたように、特産品に肉であるとか、海産物があるとかという町ではありませんので、なかなか難しいのかなと思うところはあるんですが、ただ、特産品とかというものがない中での205品目という形で、多くの事業者さんのほうにご登録を頂いておりますので、これからも引き続き、場合によっては返礼品を開発するための補助金であったりも出させても頂いておりますし、

また、寄附していただきやすいようなサイトの登録というのも最近かなり増やさせていただいておるところでございますので、そういったものを含めて、少しでも寄附、ふるさと納税を頂けるような形での取組は進めたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今、答弁の中にもあったように、ふるさと納税に出品していただけるような支援している補助金というのは、上牧町でも出している実例があれば教えてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和4年度で3件、令和5年度で2件、令和6年度で同じく2件させていただいておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今、答弁いただいた業種を教えてくださいたいのと、その事業展開はどのようになっているのか、聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和4年度におきましては、イチゴを発送するための箱ですか、そういうのを返礼品の活用の補助金の中でさせていただきました。

あと、残りにおきましては、さっきも少し言いましたように、キャンプグッズが少し人気ということで、これを開発するための関する費用の補助金、もしくは一応雪駄をされている業者さん、履物をされている業者さん等もございまして、これにつきましては、ゆりはちゃんを使ったような雪駄の開発であったり、また、もしくは、これにつきましては、万能ソース、ドレッシングを作るための事業をされているところへの補助金であったり、もしくは、これはケーキですか、それを作ってもらうための、開発するための補助金というようなものに充てさせていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 聞いておきます。出ていく、流出していく部分は年々年々増えていくのは、これは目に見えて分かっていますので、入る部分の努力をこれからまた頑張ってもらいたいというふうに思って質問していますので、今後とも、ふるさと納税の入の部分が、寄附が増えるように努力してもらいたいと思います。

この質問はこれで結構です。

それでは、次、よく似ているんですけども、ふるさと納税と企業版ふるさと納税では全

然違うもので、企業版ふるさと納税の部分について質問に入っていきます。

令和6年度の決算でふるさと納税収入増に貢献していましたというふうに書かせてもらったんですけども、当町における企業版ふるさと納税の実績を聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和6年度で4件、令和7年度で1件でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 金額にして幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 6年度で677万円、令和7年度で10万円でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） この企業版ふるさと納税は、今のところ答弁いただいた分にはあったんですけども、いつまで続くと思っておられますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分の終わりというのはまだ国のほうでは示されておりませんが、これにつきましても7年度で終わるようなお話等もございましたが、現状におきましては、まだあるというようにはお聞きしておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） それでは、地方公共団体が行う地方創生に対する企業の寄附ということで、法人税関係を控除してくれるという制度なんですけれども、町内にある小さな企業なんかにも黒字の企業に寄附してもらおうということは可能でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど少しふるさと納税の期間の件をお聞きいただきまして、私のほうで期間は示されていないということでご答弁させていただいたので、申し訳ございません、この場で訂正をさせていただきます。

令和7年度の税制会議におきまして、適用期限を3年間延ばすということになりましたので、令和9年度までということでございます。今おっしゃっていただきました企業版につきましては、これもあくまでも他町村からという話の寄附ということでございますので、それにつきましては、うちのほうの地域再生計画に基づく事業に使うということで寄附を頂いているところでございますので、その内容と合致するようなことがございましたら、ふるさと納税の寄附ということでお受けさせていただくことは可能だと考えているところでございます。

す。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） それでは、当町にゆかりのある企業に町長自らトップセールスをしていただいたりしたら増やせるようなものなのか。これ、町内に有名な企業家の方が住んでおられるということとかがあって、企業納税していただけるというようなことがあるのか、聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 企業版ふるさと納税につきましては、どちらかといいますと、企業さんのほうの地域貢献というのも少しあるのかなと思ひまして、奈良県下の市町村に順番に寄附をされているというような企業さん等もごございますので、そういったことで何件か本町におきましても少し寄附を頂いているのかなというところでごございますので、ここにつきましてもできる限り、先ほどの企業版ふるさと納税以外のふるさと納税、個人さんの分につきましても、少しでもできるような形での取組は今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今後とも頑張って企業版のふるさと納税がしてもらえるように努力してもらいたいと思います。

それでは、最後の項目に入ります。葛城市を参考にしたDX推進ができないかということで説明させてもらったんですけども、上牧町として葛城市の取組について、どのぐらい理解しているのかというところを聞かせてもらえますか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） この葛城市さんの取組といたしましては、葛城市さん自身がスマート自治体を実現するために、新たな市内でのIT化ニーズに対応した住民サービスの在り方を検証されていると聞いておりまして、その中で、リコージャパン株式会社の人材をDX推進という形で市のほうで任用されまして、住民向けのサービスの開発であったり、専門的知識を持った民間の視点でICTを活用した地域の課題を解決するために職員等への支援を行ってもらわれたということは認識しているところでございます。

具体的には、健診の予約等をオンライン化し、また、保健師等が妊婦等の状況を把握し、必要な支援プランを作成するなど、ICTを活用した地域課題の解決を目指されたというふうには認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 上牧町でもそういう専門職の方を派遣してもらうということは可能なん
でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） この企業版ふるさと納税（人材派遣型）というのも、当町において
も、もし来ていただける企業さん等がございましたら、お受けさせていただくことは可能か
な。ただ、先ほども少し言いましたように、やっぱり本町におけるDXをするための、まず
はどういったことを支援してもらうのかというのを整理する必要があるのかなと思ってお
りますので、そういった中で協議等もさせていただきまして、最終的には、ふるさと納税の企
業版、人材派遣型を活用しての取組というのもできるのかなと思っているところでございま
す。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○7番（服部公英） 今後とも取り組んでもらいたいと思いますので、取り組むべき事業を選
択して考えていってほしいと思います。

私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

私の質問は終わりました。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、7番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれで散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 2時37分

令和7年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年12月12日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

2番 氏原 賢 一

5番 東 初 子

9番 石丸 典 子

8番 竹之内 剛

11番 木内 利 雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	上村哲也	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	牧浦秀俊
7番	服部公英	8番	竹之内 剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	阪本正人	教 育 長	永井工仁
総務部長	中川恵友	都市環境部長	吉川昭仁
健康福祉部長	山下純司	総務部理事	高木真之
住民生活部理事	山本敏光	教育部理事	丸橋秀行
総務課長	野村浩之	企画財政課長	中本義雄

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	林 大貴	書 記	大関誉文

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇氏原賢一

○議長（遠山健太郎） それでは、2番、氏原議員の発言を許します。

氏原議員。

（2番 氏原賢一 登壇）

○2番（氏原賢一） 議席番号2番、公明党の氏原賢一でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私からの質問は2点でございます。

1点目は、終活相談窓口の設置についてでございます。全国の単身高齢者が900万世帯に上る中、頼れる親族がおらず、身寄りのない高齢者が増加しています。これまで家族が行って

きた日常生活の支援や死後の事務などを誰が担うのでしょうか。国は、そうした終活をめぐる公的支援のモデル事業を各地で実施しております。

そこで、上牧町の現状等を3点お聞きいたします。

1つ目、直近で上牧町の単身高齢者の世帯数、2つ目、1つ目のうち、身寄りのない高齢者世帯数、3つ目、上牧町の取組及び今後の対応について、3点をお聞きいたします。

次に、2点目は、障害のある方の転入手続についてでございます。先日、障害を持った方から相談があり、本庁舎で転入手続をしたのですが、その後2000年会館にも行かなければならなかったとのことでした。マイナンバーカードと障害者手帳の情報連携により本庁舎のみで手続が終えられるのではないかと考えています。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1つ目、転入手続の流れ、2つ目、おくやみ窓口との違い、3つ目、今後の対応、以上3点お聞きします。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、1つ目、直近で上牧町の単身高齢者の世帯数について答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 山本生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） ただいま議員よりご質問いただきました件につきまして、単身高齢者世帯数につきましては、これまで明確な数値としては把握しておりませんでした。今回は住民基本台帳のデータを活用し、65歳以上の方のうち、世帯人数が1人世帯を抽出させていただきました。単身高齢者世帯数を算出させていただくに当たりまして、あくまでも世帯情報から算出したものであることから、実際の生活実態としての世帯数には一定の乖離が生じることがございます。これには、住民基本台帳上お一人であっても、ご家族宅で過ごされている方、施設入所や長期入院により居住地と登録情報が異なる方がおられます。このような理由から、住民基本台帳の数値と実際の単身高齢者世帯の実態については乖離が生じるものとするものでございます。

では、本町の単身高齢者状況につきましては、直近の令和7年10月31日現在のものを使用しております。

まず、本町の全世帯数は、令和7年には1万118世帯となっております。

次に、ひとり暮らしをされている単身の世帯数につきましては、若年の方から高齢者の方

までの総数でございます。令和7年は3,938世帯のうち、男性が1,661人、女性が2,277人となっております。

次に、年齢別でございます。65歳以上の単身高齢者世帯が、令和7年が2,268世帯となっております。うち男性が649人、女性が1,619人となっております。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。そこまで出していただき、ありがとうございます。

2つ目の高齢者の世帯数のうち、身寄りのない高齢者世帯数についてお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 山本生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 単身高齢者につきまして、身寄りのない高齢者につきまして算出させていただきました。

身寄りのない高齢者につきましては、法律上、明確な定義はございません。一般的には、親族が存在しない、または親族がいても高齢、疾病により支援が困難である場合、さらには、親族との関係が疎遠で連絡、支援を期待できない場合など、日常生活において継続的に支援を受けられる者がいない状態を示すものとされております。

なお、本町の住民基本台帳から年齢や世帯構成といった基本情報は把握できますが、親族の有無や関係性、実際に支援が受けられているかどうか、身寄りの有無までは把握できないことから、ご質問いただきました身寄りのない高齢者世帯数については、住民基本台帳上では捉えることができない情報となっております。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。

その数字をもって、また、2000年会館、福祉課のほうと連携していただければ、よりきめ細かいサービスができると感じております。

また、身寄りのない高齢者とは別に、40代から50代で、親には元気でいてほしいけど、元気うちに意思を聞いておきたいと考える方が多いと聞いております。ですが、親の死後話題に財産を受け取る側の子どもからなかなか言い出しにくいとも聞きますので、誰でも相談できる終活窓口の設置を望みますが、次、3つ目の上牧町の取組及び今後の対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、3つ目のほうをご回答させていただきます。

高齢化が進み、高齢者の単身世帯の増加が見込まれる中、身寄りのない高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、令和4年度から国において、持続可能な権利擁護支援モデル事業が実施されており、令和6年度から新たに死後事務委任等の取組が追加され、全国で28自治体で実施、または実施予定となっている状況でございます。

上牧町の取組といたしましては、終活相談窓口等は設置しておりませんが、生き生き対策課におきまして、広報や出前講座などで、もしものときのために前もって医療やケアについて話し合い、共有する人生会議、いわゆるアドバンス・ケア・プランニングについての説明の実施や、北葛4町合同で作成しましたエンディングノート、旅じたくノートですね、それを配布しているところでございます。

また、今後の対応につきましては、終活やアドバンス・ケア・プランニングに対する専門職の知識の向上に努め、各機関と情報を共有するなどの連携をさらに強化するとともに、国や県の施策や動向に注視し、当町の規模や起きている問題を勘案しながら対応を検討することが重要であると考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） その旅じたくノート、いいですね。各家庭に1冊あるという理解で聞いております。また、アドバンス・ケア・プランニングは人生会議という愛称で呼ばれていると理解しております。

そうしたら、答弁をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 先ほど旅じたくエンディングノート、これを紹介させていただきましたけれども、全世帯じゃなしにご希望の方に配布させていただいております。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。私の理解が間違っておりました。ご希望の方に旅じたくノートということですね。

終活は空き家問題にもつながってくることでございますので、引き続き丁寧なご対応、窓口に来られた方に丁寧なご対応、また、その旅じたくノート等も紹介しながら、皆さんの健康、そして、また、この先のことを考えていただければよろしいかと思っております。

そうしたら、1点目の終活相談窓口の設置については以上でございます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 次に、2点目の障害のある方の転入手続についての1つ目、転入手続の流れについてお聞きいたします。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 転入手続の流れでございますが、本町では、転入される方の負担をできるだけ軽減できるよう、世帯の状況に応じた手続のご案内に努めております。単身世帯、夫婦世帯、高齢者世帯、障害者の方がおられる世帯、子どもがいる世帯など、様々な世帯形態に対応し、必要な手続を分かりやすくご案内できる体制を整えております。

まず、本町では、住民保険課窓口におきまして、住民異動に関する手続の転入手続のほか、国民保険や国民年金などの保険関係、住民税等の税関係、さらには、ごみの排出方法や指定袋などの生活環境に関する案内や、その他転入に関する案内を一元的に行っております。

また、子育て支援、福祉関係、介護保険などの関係する課につきましては、本町の2000年会館内に課がございますので、手続の必要な方に対しましては、2000年会館へ行っていただくようなご案内を行っております。

本町の行政機能は、本庁舎と2000年会館に分散していることから、物理的な配置の関係上、全ての転入手続を1回の来庁で完結させることは現状では非常に難しい状況でございます。そのため、庁舎間での情報共有や案内に対しての強化を図ることで、来庁者の負担をできるだけ軽減し、手続の重複や移動の負担を最小限に抑えられるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） そうですね、本庁舎と2000年会館、どうしても2つの庁舎がある以上、物理的に1回で済むというのは難しいのは理解できました。

そうしましたら、2つ目、おくやみ窓口との違いについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） おくやみ窓口との違いでございますが、本町のおくやみ窓口につきましては、住民保険課横に専用スペースを設けさせていただいております。ご遺族の心身の負担を少しでも軽減できるよう、関係手続をまとめてご案内する専用窓口としての運用をしております。おくやみ窓口は、お一人お一人に十分な時間を確保するため、事前予約制としており、落ち着いた環境で必要な手続を進めていただける体制としております。

このように、転入手続は通常の来庁で随時対応しているのに対し、おくやみ窓口は専用スペースで予約制対応をするなど、目的に応じた運用方法により、利用される方にとって分かりやすく、負担の少ない窓口提供に努めているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） おくやみ窓口、本当によくできた窓口だと思っておりますし、また、私の知り合いの方も行ったときには、本当に楽だったとお聞きしております。このおくやみ窓口については、公明党の議員が携わっていただいたと聞いております。ありがとうございます。

続きまして、3つ目、今後の対応についてお聞かせいただけますか。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 今後の対応といたしましては、住民サービスを1か所で一括して対応するワンストップの体制につきましては、現行の制度や業務体制の都合上、現時点では実施が難しい状況でございます。そのため、当面は現状の体制を維持し、各窓口においてこれまでどおりのサービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

今後にも必要に応じ改善の検討を進め、より円滑なサービス提供ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 先ほどから障害者手帳を持っておられる方の転入手続ということでございます。2000年会館のほうにおきましても、本庁舎において転入手続が終わった後、2000年会館の福祉課に来ていただいております。窓口におきましては、障害者手帳等に関する住所変更手続及び制度説明等をさせていただいております。その後、奈良県の障害者担当窓口である更生相談所、または精神保健福祉センターに進達を行っております。

マイナンバーカードと障害者手帳情報の連携につきましては、原則として奈良県が進達情報を基に更新したデータを副本データとして中間サーバーにアップロードされております。その情報を市区町村窓口で直接利用することは現在不可能であるため、当面の間は、障害者手帳をお持ちの方については、福祉課窓口へお越しいただくことは避けられないと考えております。

今後の法整備やマイナンバーに関するシステムの更新が行われることなどによりまして、手続の簡素化が進んでいくことを期待しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） そうですね、私もそういった簡素化、ぜひとも進めて行ってほしいと思います。マイナンバー制度が始まって10年が経過して、デジタルは便利な社会を生み出しておりますけれども、アナログの部分はまだまだなくならないと思っております。引き続き対面重視、そして、住民第一で丁寧なご対応をよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、2番、氏原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇東 初子

○議長（遠山健太郎） 次に、5番、東議員の発言を許します。

東議員。

（5番 東 初子 登壇）

○5番（東 初子） 改めまして、皆様、おはようございます。5番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を得ましたので、通告書を基に一般質問を行わせていただきます。

その前に少しだけ。先月18日に大分市佐賀関で発生した大規模火災では、住宅など187棟が焼損し、貴いお一人の命が奪われました。この厳しい寒さの中、多くの方々が避難所で不安な日々を過ごしておられます。心よりお見舞い申し上げます。

また、8日深夜には、青森県東方沖を震源とする強い地震が発生し、建物被害や負傷者が相次ぎました。気象庁は、北海道・三陸沖後発地震注意情報を初めて発表し、多くの地域で津波警報や強い揺れにより住民の皆様が大きな不安を抱えておられます。今回の地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、復旧支援に当たっておられる関係者

の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

上牧町におきましては、幸いにも現在、大きな火災や地震などの被害は発生しておりません。しかし、空気の乾燥が続く中、全国各地では住宅火災や山火事が相次いでおります。年末に向けて何かと慌ただしい時期ではございますが、私たちも改めて火の元には十分注意し、安心して過ごせるよう心がけてまいりたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、質問事項の1つ目でございます。1か月児健診費用助成及び5歳児健診早期実施についてでございます。

質問の要旨としまして、国は今年度より、市町村への1か月児及び5歳児健診費用の一部助成を開始しています。5歳児健診については、本町でも早期実施に向け検討を進めるとの答弁がありました。加えて、阪本町長ご自身も前向きな姿勢を示されました。一方で、1か月児健診は、乳児の健康状態や産後の親の心身を丁寧に確認する重要な機会であり、産後鬱予防の観点からも健診費用助成の早期実施が強く求められております。

そこで、以下の点について伺います。

①令和8年度からの5歳児健診の実施に向け、スケジュール感を含めてお答えください。

②発達特性を持つ子どもや保護者が適切な支援につながるために、町として関係機関との連携の進め方を伺います。

③1か月児健診費用助成の早期実施に向け、以下伺います。実施方針の有無と実施時期の見通しについて、検討している課題の整理状況について、母子の支援体制をどのように強化していくお考えかでございます。

質問事項の2つ目、教員の働き方改革に伴う業務分担見直しと小学校プール授業の民間委託についてでございます。

教員が本来の授業と子どもと向き合う時間を確保できるよう、本町における教員の働き方改革の現状と課題について伺います。

①国の新指針に基づく本庁の業務分担見直し計画の策定状況を伺います。

②天理市のような第三者窓口導入の可能性について、町の見解をお聞きします。

③教育負担軽減策としての小学校プール授業の現状課題と民間委託導入の可能性について伺います。また、専門指導員、ライフガードの部分的委託など、検討状況があればお示しください。

質問事項の3つ目、思案橋付近の危険な交差点について。下牧3丁目思案橋付近の町道が

合流する交差点について、地域住民より優先道路が分かりにくく大変危険との声が寄せられております。

①現状を町としてどのように認識されていますか。

②優先道路の明示（道路標示、看板の設置）。例えば止まれ、徐行などの再塗装、必要に応じた安全設備の検討といった交通安全対策の早急な改善が必要だと考えますが、今後の対応方針をお示しください。

再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 初めに、国は今年度より、市町村に対し健診に係る費用の一部助成を開始しております。この制度は、国と自治体が費用を2分の1ずつ負担し、もし間違っていたらすみません、1人当たり3,000円を標準単価として、全ての子どもが就学前に健診を受けられる体制整備を支援するものです。発達特性を持つ子どもは、小学校入学後に環境への適応が難しく、不登校や問題行動につながるケースが各地で指摘されています。だからこそ、就学前の段階で発達の課題を早期に発見し、必要な支援につなげるのが極めて重要です。

前回の議会答弁では、町として近隣市町の事例を研究し、早期実施に向けて取り組むのご答弁を頂きました。それを踏まえ、今回は、その後の進捗状況、今後の具体的な方向性について伺いいたします。

1つ目の質問であります。令和8年度からの5歳児健診の実施に向け、スケジュール感を含めお答えください。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、まず、5歳児健診について少し触れさせていただきたいと思います。

5歳頃の幼児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達上の問題が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長や発達に影響を及ぼす時期であると言われております。5歳児健診を実施することで、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び促進を図るものでございます。

それでは、現在予定しております令和8年度からの5歳児健診のスケジュールといたしましては、保健福祉センターにおきまして集団での実施を想定しております。4月頃から対象児の保護者に順次案内を郵送させていただき、5月から12月の間に8回の健診を想定してお

ります。1回の健診につき、14名程度の幼児が対象となる予定でございます。健診を担当していただく医師は、奈良県西和医療センターの小児科医の先生に来ていただく予定でございます。

それと、先ほど国の補助基準額を言っていただきましたが、5歳児健診のところにつきましては1人5,000円ということでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。

令和8年度からの5歳児健診のスケジュールということで、保健福祉センターで集団での実施を想定しておられるということ、また、4月頃から保護者に案内を出されるということですね。担当していただく医師は、奈良県の西和医療センターの小児科医ということで理解しております。

それでは、質問の2つ目、発達の特徴を持つ子どもや保護者が適切な支援につながるために、町として関係機関との連携の進め方を伺います。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 5歳児健診のほうでは、発達特性を持つ児やその保護者に対し、就学前に適切な支援につなげることが重要な意義だと考えております。そのため、就学前健診を担当する教育総務課や、対象児のふだんの様子を知る保育所等を担当することも未来課との連携は必須となります。

今年度の上半期から両課とは5歳児健診の令和8年度実施に向けた検討を重ね、情報を共有し、今後の連携強化を図っているところでございます。また、本庁以外の関係機関とも連携を深めていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。就学前健診を担当する教育総務課、また、保育所等を担当することも未来課との連携を必須として行われておることと、また、今後、本町以外の関係機関とも連携を深めていただけるというふうなお考えですね。ありがとうございます。

本当に5歳児健診は、身体的な成長だけでなく、言語、社会性、情緒など、心の発達を見守る最後の節目となる大切な健診です。この時期に発達の課題を発見し、関係機関が連携して支援を行うことで、子どもたちが自信を持って小学校生活を迎えることができます。いよいよ令和8年度、上牧町においても早期発見、早期支援の仕組みが整備されることを大変

うれしく思います。

以上で5歳児健診についての質問を終わらせていただきます。

次に移らせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、3つ目、1か月健診についてのご回答をさせていただきます。

現在、1か月健診につきましては、出産した医療機関等で実施されており、1か月健診の受診率は100%となっております。健診の有無や結果内容につきましては、赤ちゃん訪問時に全件把握しているところでございます。

赤ちゃん訪問では、産後の母親の心身の状態や乳児の健康状態を確認し、産後鬱の早期発見に努め、助産師等の専門職が保健指導を行っております。今年度から国は、1か月児健診費用の一部助成を開始しました。本町におきましても、令和8年4月1日以降に出生した乳児を対象に健診費用の一部助成を実施するために予算調整を行っているところでございます。また、実施に向けまして、1か月健診の業務委託契約の締結についても協議している状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に前向きに費用助成を取り組んでいただけるということで、令和8年4月1日以降に出生した乳児を対象に健診費用の一部助成を実施していただけるということでございますね。1か月健診の業務委託契約の締結を協議しているという状況で間違いありませんね。

それでは、検討している課題の整理状況について伺います。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 健診費用助成を実施するに当たり、課題といたしましては、助成対象となる方への周知を徹底することが重要であると考えております。分かりやすく漏れないような周知方法を検討していきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に周知徹底が大切だというふうに思っております。漏れない周知をお願いしたいと思います。

続きまして、母子の支援体制、それをどのように強化していくかをお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 令和7年7月1日にこども未来課内におきまして、こども家庭センターを設置させていただきました。安心して妊娠、出産、子育てができるよう、保健師、助産師、社会福祉士、保育士、公認心理師の各専門職が子育てに関わる様々な相談に対し、相談支援を行っているところでございます。

健康福祉部では、こども家庭センターを中心に、母子保健に関する健康推進課と定期的に連携会議を開催し、多角的な視点から支援方針を話し合っております。また、上牧町要保護児童対策地域協議会、奈良県高田こども家庭相談センターなどと連携強化を図り、きめ細かな対応を総合的かつ継続的に行っているところでございます。

今後も経済的支援と合わせて、母子保健の充実と妊娠期からの切れ目のない支援を行っていきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に日頃から各専門職の方が子育てに関わる様々な相談に乗っていただいているというところで、親御さんも大変助かっておられるところでございます。そして、また、きめ細かな対応、今後も経済的支援と合わせて、母子保健の充実、また、妊娠期からの切れ目のない支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

本当にさらに、この費用助成によりまして、少しでも安心して子育てを行っていただくことを願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） それでは、教員の働き方改革に伴う業務分担の見直しと小学校プール授業の民間委託について伺います。

現在、全国的に教員の長時間労働が問題となっております。授業準備に加え、事務作業や保護者対応、部活動指導など、本来の授業にしっかり向き合う時間が削られてしまっている状況でございます。国からも今年、教員業務を、1つ目は、学校以外が担うべき業務、2つ目、教師以外が参画すべき業務、3つ目が、教師が担うが負担軽減すべき業務に整理した新しい指針が示され、各自治体に業務分担見直し計画の策定が求められております。本町の子どもたちにとっても、やはり先生が授業に集中できる環境をつくるのが大切です。そのため町としてどのように取り組まれているのか、伺ってまいります。

質問の1つ目、国の新指針に基づく本庁の業務分担見直し計画の策定状況を伺います。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、策定状況についてご回答させていただきます。

教員の長時間労働の問題につきましては、今後、教員の勤務状況を改善し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限発揮して、生き生きと児童、生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向け、よりよい教育を行うため、令和7年6月に国のほうで給特法改正が行われております。

この給特法の改正の趣旨といたしましては、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校などにおける働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営、指導の促進及び教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対して業務量管理・健康確保措置実施計画の策定の義務づけなどの措置がなされたものでございます。

業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、今後、公立学校の教師の時間勤務の上限に関するガイドラインの改定が予定されておりますので、それを踏まえまして、上牧町におきましても計画の策定を進めたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ただいまご答弁いただきました。町として国の動きに沿って計画策定を進めていかれているとのお話を伺いました。教育現場からは、どこまで学校が担うべきか、何を外部にお願いできるのかといった点が非常に関心の高いところだと感じております。

そこで、確認の意味も含めてお伺いいたします。現時点で本町として外部化や削減の対象になり得る業務としてどのような分野を想定されているのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、外部化の削減の対象になり得る業務で想定している業務の外部化につきましては、保護者対応や水泳指導、部活動指導の地域展開——移行ですけれども——などが考えられます。特に教員の負担になっている保護者対応や水泳指導などについては、実現に向けて調査研究してまいりたいと考えており、教職員の負担を軽減するため、業務そのものを見直しし、必要性を精査し、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、調査、統計などへの回答につきましては、現教育総務課で回答できる分につきましては回答していますが、今後、学校の負担を軽減できるように、さらに精査が必要と考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 本当に教職員の負担軽減をするために、業務そのものの見直し、また、必要性を精査して、慎重に検討していかれるというところで伺いました。

それでは、以前にも一般質問をさせていただきましたけれども、天理市のような第三者窓口導入の可能性について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、以前にもお答えさせていただいた回答にはなりますが、上牧町の小・中学校でも保護者、または児童、生徒とのトラブルなどの対応に苦慮する場面はありますので、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けた取組といたしまして、天理市さんのほっとステーションの取組についても研究を行っているところでございます。

保護者対応の第三者窓口化に向けましては、上牧町の実態に即した取組とするに当たり、現状やニーズの把握に努めるとともに、それに対応できる専門的な人材や場所の確保、関係機関や同種の取組との連携、効率的な実施などが課題になると思われませんが、教員業務負担の軽減を図るとともに、教員が教員でなければできない業務に集中し、児童、生徒の学びと成長を支えられる環境を整えることで学校教育の質の向上につなげられるよう、可能な限り早期の実現を目指し、引き続き準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。

天理市のほっとステーションについてもご紹介いただきまして、視察のほうにも行かれたんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） ほっとステーションの視察のところにつきましては、教育長と私が現場のほうに行かせていただいて、お話を聞かせていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。直接視察に行かれたということで、いろんな発展といたしますか、その辺もあるんじゃないかというふうに感じております。

それで、保護者対応の負担を第三者が受け止めることで、教員が授業に集中できる環境づくりに効果が出ているというふうに、ほっとステーションのほうで効果が出ているというふうに伺っております。本町におきましても、現場ニーズの把握や人材確保が課題とのことで

したが、やはり現場としては早期の改善を望む声が強いうふうに感じております。

そこで、改めて伺います。本町として第三者窓口の導入に向けた導入時期のめど、必要な調査や検討の進め方について、可能な範囲でお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 調査や検討についてですが、天理市さんのほっとステーションの方にお話を聞かせていただいたりしております。体制や場所などについて検討したりしているところがございます。導入の時期につきましては、体制の確保などの兼ね合いもありますので、現時点での時期を明言することはできませんが、可能な限り早く実現できるようにしたいと考えているところがございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に体制や場所、なかなかすぐにとというのは難しいかもしれませんが、本当に可能な限り早期に実現していただきますようお願いいたします。

それでは、次に、小学校のプール授業の現状課題と民間委託導入の可能性について伺います。また、専門人材の一部委託の検討状況があればお示しください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、ご回答させていただきます。

小学校プール授業の現状、課題につきましては、プール授業を実施する際には、水を清潔に保つための水質管理や、児童、生徒に対してけがや熱中症を防ぐための安全対策を行う必要があり、教員への大きな負担となっているところがございます。

上牧小学校における水泳授業民間委託の実施につきましては、あくまでも既存施設の老朽化に伴う代替措置でありまして、教員の負担軽減に関して、副次的なものではありますが、令和6年度から2年間実施してきた中で、現場の声として、専門インストラクターによる効果的な授業の実施や、充実した環境面、天候や気候に左右されない安定した水泳学習の実施などとともに、教員の負担軽減も挙げられておりますので、その側面におきましても一定の効果はあるものと思われまます。

来年度以降の方針などを決定するに当たりまして、アンケート調査を実施しておりまして、その結果を踏まえながら、今後の展開について検討してまいりたいと考えているところがございます。

なお、専門指導員につきましては、現時点では検討できておりませんが、ライフセーバー、

もしくはライフガードにつきましては、令和5年度におきまして、上牧小学校の水泳授業を町民プールで実施した際に、教員業務支援員を監視員として配置した経緯がありますので、当時を振り返り、実効性などについても勘案しながら、併せて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に熱中症が、プール授業でもやっぱり、水に入っているから安心とかということではなくて、起きてきておりますので、この辺のところをしっかりとお考えいただければというふうに思っております。

安全確保、水質管理、熱中症対策、先生方の大きな負担になっている現状について、丁寧にご説明いただきました。民間委託によって一定の効果を感じられておられるようでもありまして、来年度に向けてアンケート調査を進められるとのことですが、現場の専門インストラクターの必要性を感じている声も伺っております。

そして、余談になりますけれども、毎朝の登校の見守りで、見守りをやっておられる、私は第三小学校の見守りのほうを行わせていただいているんですが、上牧小学校のほう、氏原議員が行っております、ふだん遅れながら行っている子が早く行っているということで、今日はどうしたんやということで聞きましたら、今日はプールがあるからということで、そういうプール施設に行くことをすごく楽しみにしているというお声も聞きました。本当に保護者の方にもすごく評判がよいのではないかというふうに思っております。

答弁の中で、ライフガードは一定の実績があり、専門指導員については検討段階とのお話もございました。

そこで、最後に伺います。ライフガードや専門指導員について、一度に全てを導入するのではなくて、まずはライフガードのみ導入、次年度以降、段階的に専門指導員を導入といった段階的な進め方も可能ではないかというふうに考えますが、ご意見を伺います。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 監視員などの導入に向けましては、ご提案いただきました段階的な進め方もあると思っておるところでございます。現場のニーズや課題などを整理しながら、実現しやすい方法を採用できればと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。教員が子どもたち一人一人と向き合い、授業づくりにしっかり時間を使える環境を整えることは、結果的に子どもたちの学びの質の向上につながる

というふうに考えております。業務の見直し、第三者窓口の導入、プール授業の負担軽減など、どの取組もすぐに答えが出るものではありませんが、少しずつでも前へ進めていただけたらと思います。

今後も、学校、町、地域が一緒になって子どもたちが安心して学べる環境づくりが進むことを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） それでは、思案橋付近の危険な交差点についてということで、まず、位置関係を。思案橋ってどこですかということで、位置関係をご覧いただいたらというふうに思います。地図で分かりにくいかもしれませんが、下牧3丁目のところ、向こう側からは、静香苑の方向から来る方向ですね、右の矢印が。左側が葬儀場、民間葬儀場の前を通過するというところで、そこで合流してしまうというところなんですけれども、そこがどちらが優先か分からないという状況で非常に危険だというお声が寄せられております。

思案橋という名前だそうなんです。ご存じでしたでしょうか。

それで、実際に私も現地の写真を撮らせていただきました、そのようなお声の下に。何か書かれているんですけども、塗装が消えかけて、判断が困難というふうなことになっておりまして、どっちが優先なんやろうということで、車同士が同時に進入して、冷やりとしてという瞬間が起きているというところですね。道路が、その周辺が斜めに交差しておりまして、橋を渡る車、横から入る車、民間葬儀場がございますので、その出入り、駐車場出入りの車、複数の流れが1点に集中するという形になっておりますので、住民さんからお声は、毎回ぶつかりそうで怖いと、また、いつ事故が起きてもおかしくない、注意書きが読めない状態のままでは危険といったような複数のお声でございます。

そこで、この思案橋付近の交差点について、現状を町としてどのように認識されているのかをお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 当該箇所の交差点につきましては、過年度、平成29年度——8年前になります——に舗装修繕及び区画整理の復旧を実施しておりますが、現在、議員お示しのとおり、経年劣化により視認性が低くなっておることは確認しております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） そうなんです、8年前に舗装修繕をされたというところで、特に優先

道路の明示、今おっしゃったように、再塗装、また、必要に応じた安全設備の検討といった交通安全対策の早急な改善が必要だというふうに考えますけれども、今後の対応方針をお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 町が管理する道路につきましては、総延長約90キロございます。予算の範囲内で毎年、舗装及び区画整理の復旧等を実施し、維持管理に努めておるところでございます。

当該交差点につきましては、付近に住宅地があることから、30キロ規制や最徐行といった看板が設置されておりまして、通行車両に対する注意喚起がなされているところではございますが、区画線の経年劣化が進んでおりますので、来年度以降になります。区画線の復旧を実施すべき箇所であると認識しておるところでございます。

なお、復旧の際には、議員ご指摘の優先道路が分かりにくいというところございましたので、優先道路が強調されるような区画線の復旧と、併せて路面標示の再塗装についても進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当にいろんな場所で手当てをしていかないといけない状況があるという中でございますけれども、来年度以降に優先の道路の示しははっきりとしていただけると、また、再塗装のほうも行っていただけるということで安心いたしました。

この場所は、地域住民だけでなく、本当に民間葬儀場の出入りとか、通り抜けの車が多くて、事故が起これば重大な結果につながるおそれがあるかというふうに思っております。この危険だという声が上がっている今こそ、早急な安全対策を講じていただきたいと強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。各質問に対しまして、理事者の皆様の丁寧なご答弁に感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 以上で、5番、東議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇石丸典子

○議長（遠山健太郎） 次に、9番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（9番 石丸典子 登壇）

○9番（石丸典子） 皆さん、こんにちは。9番、日本共産党の石丸典子です。午後1番の質問となりましたが、よろしく願いいたします。議長の許可を得ましたので、通告書の内容で一般質問を行わせていただきます。

今回は、質問事項は3項目です。

まず、1つ目、令和8年度予算の編成方針について。

2つ目、国民健康保険滞納者への対応について。

3つ目、こども誰でも通園制度の実施について。これは、通称でこのように言っておりますけれども、正式には乳児等通園支援事業となっております。

まず、1つ目の令和8年度の上牧町の予算編成方針についてです。物価高騰によって住民の生活が大変厳しくなっています。そこで、令和8年度の上牧町の支援策を伺います。また、公共料金や保険料などの改定について伺います。

2つ目、国民健康保険滞納者への対応についてです。健康保険証の廃止により、保険税の滞納がある世帯は特別療養費の支給対象者です。これは、医療機関にかかる場合、窓口で一旦10割の負担をし、申請後、後に7割分や8割分が返ってくるというふうな仕組みになります。令和7年10月17日付の厚生労働省の事務連絡では、医療を受けるとき、窓口での10割負担が困難であるとの申出があれば、市町村の判断で短期資格確認書を交付できるとされています。必要な医療が保険扱いで受けられるよう、上牧町として短期資格確認書の交付を求めるところですけれども、上牧町の対応を伺います。

3つ目、こども誰でも通園制度の実施についてです。令和8年度からこの乳児等通園支援事業が実施をされます。上牧町でも、今議会でこの事業の運営に関する基準を定める条例が提案されています。この制度は、保育所などに通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の

子どもを月10時間までの利用可能枠で就労の要件を問わず通園できるもので、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指すものです。上牧町としての取組状況を伺います。一部、文教厚生委員会でも条例についての審議の中で説明等もありましたけれども、いま一度ここで伺います。

再質問につきましては質問者席より行わせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それでは、1つ目の項目からお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の回答のうち、物価高騰によって住民生活が大変厳しくなっています。そこで、町の支援策を伺いますという部分のご回答をさせていただきたいと思えます。

令和7年度、国の補正予算において、物価高に大きく影響を受ける生活者や事業者を支援するため、地域の実情に応じたきめ細かい対応のため、重点支援交付金約2兆円が措置される見込みでございます。対象事業といたしましては、生活者支援としての食料品の物価高騰による事業など、国から示されております推奨事業メニューを参考に現在検討を進めておるところでございますが、現状、まだ限度額等が国からも示されておられませんので、まだはつきりとした額等はお出しできませんので、現在、メニュー等も参考にしながら協議を進めているところでございますが、町といたしましては、支援策の詳細が決定しましたら、住民の皆様にごできる限り早く支援が行えますように早急に補正予算計上をし、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ただいまの説明は、国の交付金を活用した支援策ということで、それが町独自、それを使って様々な支援を行うということは従来からのものではけれども、全く町独自策というのは特になくということでしょうか。交付金を使わない形の独自のというのはない。財政状況も説明いただいておりますけれども、なるべく住民負担がないような形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、国の交付金、重点支援策でいろいろメニューが、推奨メニュー等も示されるのだと思っておりますけれども、それを使っての支援策という理解でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今現状におきまして、町の支援策という部分につきましては、今回の補正予算等で計上させておりますが、給食の物価高による賄い材料費、本来ならば、給食費につきましては保護者負担というのがありますが、本町、そういう部分を保護者への負担を求めずに町のほうの財源で措置させていただいているというところでございます。

まず、1点目、そこについては町独自の支援策という形ではさせていただいているというところでございますが、例えば、それ以外につきましては、現状、先ほど議員からもおっしゃっていただきました、ちょっと財政が厳しい状況等々もございますので、交付金を活用しての事業を実施したいと考えているところでございますが、一部この分につきましても町のほうの持ち出しというものは出てまいりますので、合わせるような形で住民の方々への支援もしていきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） その支援策についてはお聞きをしておきます。

それと、次に、公共料金であるとか、保険料、保険税のところでは改定、値上げとなるようなところはあるんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 私のほうからは、公共料金についてのご回答をさせていただきます。

来年度、令和8年度に影響するものといましては、小・中学校の体育館、それと、町民体育館等に今年度末で、特に町民体育館につきましては、空調がほぼ完了するという予定でございまして、この分につきましては、ほかの施設等でも空調の電気代というのを徴収させていただいておりますので、今回つきますので、ここについての電気代のほうを徴収していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 新たに体育館にエアコン、空調が設置されたということで、これはほかの会議室を使用して空調を使った場合は電気代ということでお支払いしていますので、統一されるというふうな理解をさせていただいてよろしいですね。公共施設の使用料にエアコンの電気代を使った場合は加算されるという理解でよろしいですね。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） そのほかに、保険税など、保険料などはいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 来年度の影響、直接という部分ではないんですが、公の施設の使用料をはじめといたしまして、公共料金の見直しを実施したいと考えているところでございます。まずは来年度に、受益と負担の在り方という考え方について、少し外部の有識者等の方を交えまして、委員会を設置させていただきまして、検討していきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それは見直しに当たって検討していくということなんですけれども、それであれば、会議室等、公共施設の施設の予約の在り方も一緒に検討していただけますか。例えば2000年会館の会議室等でしたら、1か月前の申込みなんですね。多目的とかは期間が違いまして、よく会議室等を使ってイベント、もしくはいろんな報告会等する場合、1か月前の予約ではなかなか、町民に周知をしたり、ニュースを渡したりするのに期間がないということで、同じように2か月前からの申込みを可能にするというふうなことはできませんか。

以前も議会の中でも他の議員からもそういう要望もありましたし、私も会議室等を予約する場合、なかなか取れないのもあるんですけれども、多くの方に参加していただくような催しをする場合は周知期間が要りますので、1か月前からの予約ではちょっと間に合わないというのがありますので、それも含めて、料金、より多くの方に使っていただけるような形でということで、予約の期間、何日前からの予約のところで、あと、料金体系というところもセットで検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 今、議員おっしゃっておられるのは、2000年会館の多目的ホールと和室との予約期間の違いだということを認識しております。この部分につきましても、公共料金と同じように検討させていただいて、改定のほうをさせていただこうかなというのには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 同じ施設の中で会議室は1か月ということですか。できたら一緒に会議室も検討を頂きたいと思いますが、取りあえず、ほかの施設との兼ね合いもありますので、一度検討いただく課題としてお願いしたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、石丸議員のご提案というのも、ほかの施設も含めてということ

でございますので、この委員会にかけるかどうかは別といたしまして、料金と予約のということでもありますので、まずはしっかりと内部のほうで、今、予約期間の違うものについての施設等につきまして、内部で検討させていただきまして、最終的には料金の見直しと併せて、令和9年度からになるかと思いますが、そこまでの間にしっかりと検討はしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 関連になってしまって申し訳ありません。

では、保険料、保険税についてお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 石丸議員からの今お問合せなんですが、保険料などの改定といたしましては、令和8年度から国民健康保険税、後期高齢者医療保険とともに、子ども・子育て支援金分が加算されます。また、いずれにも令和8年度は両税率の見直し年度となっており、令和7年11月末時点での情報に基づき本町が実施した試算では、1人当たりの国民健康保険税が、対令和7年度プラス3,500円の10万4,900円、率にしてプラス約3.5%の増加、後期高齢者医療保険がプラス1万4,900円の10万9,900円、率にしてプラス15.7%の増加を見込んでおります。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、介護保険料について回答させていただきます。

介護保険料につきましては、上牧町第9期介護保険事業計画によりまして、令和6年から令和8年度の介護保険料をその所得段階を16段階に分けて徴収させていただいているところでございます。

令和8年度につきましては、第9期介護保険事業計画の計画年度内であるため、介護保険料の改定はございません。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 今、3つの保険料、保険税について説明いただきましたが、後期高齢者の保険料がすごく値上がる印象ですね。どちらにしても負担が増えてくるというのは、この部分ではお聞きをしておきたいと思います。その増加分で子ども・子育ての支援の事業が行われていくというところなんですけれども、そこは連動しているというところでお聞きをしておきます。

以上ですけれども、既に条例等で改正されている下水道の使用料も負担は上がりますね、

令和8年度から。

○議長（遠山健太郎） 中川総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員おっしゃっていただいております下水道料金については、令和8年度から改正をさせていただくということでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） これ、どのぐらいの上昇か、ここで分かりますか。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） もともと120円だったかと思うんですが、これが20円アップさせていただきまして、140円になります。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 1立方メートル当たり120円から140円になるという改定ということですね。分かりました。

保険料、使用料等については、一定の値上げが予定されている予算で計上されてくるということでお聞きをしておきます。

○議長（遠山健太郎） 吉川都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 補足で、消費税抜きで140円でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。

以上で1つ目の項目はお聞きをしておきます。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 国民健康保険税の滞納者への対応をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 議員よりただいまご質問がありました件につきまして、ご説明させていただきます。

本町の滞納の取組にいたしましては、上牧町国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱を基に対応させていただく予定でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ということは、ここで通告しているとおり、被保険者が窓口での10割負担が困難であるということをお申し入れれば、町として従来の保険証より期間の短い資格確認

書、短期の資格確認書を町として発行するということですか。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 一応、通達が令和7年10月17日付で厚生労働省の保険局国民健康保険課より、国民健康保険の保険料を滞納している世帯に対する措置に関する取扱いについての通知が発出されたところでございます。その事務連絡等により、通達により、本町におきましても短期証の交付は考えております。ただ、交付に当たりまして、まだ特別療養費に係る者が今現在おられませんので、今現状では、要綱を整備中、内規を整備中でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 特別療養費の対象者がいないということは、まだ現時点では資格確認書で保険扱いできているということなんですね。有効期間がまだあるということの、まだいらっしやらないということと理解してよろしいですか。いつまで、これは今年の7月に資格確認書を発送されるときに、特別療養費のお知らせの文書をつけて発送されておりますけれども、まだこの期間があると、有効であるということからの対象者がいないということでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 議員おっしゃるとおりなんですけど、もともとの経緯から説明させていただきます。

令和6年12月2日付でマイナ保険証のほうへ移行を伴いまして、本町におきましても、国の方針に基づきまして、町民の皆様が円滑に新制度に移行できるように対応してまいりました。その一環としまして、令和7年度におきまして、マイナンバーカードをお持ちの国民健康保険を利用されている方を含めまして、全ての被保険者の方に対しまして、資格確認書、1年証をお送りさせていただいております。この取扱いに関しましては、新制度の開始時点において、全ての町民の方が確実に医療機関を受診できる環境を確保することを目的としたものでございます。

また、保険料の滞納がある世帯につきましても、制度上必要となる資格確認書は他の方と同様に交付しており、移行時点では全ての町民の方が同じスタートラインに立てるように配慮させていただきましたので、1年証が今、令和8年度まで有効ですので、令和8年度の納付書を配付するとき以降から、令和8年度の納付書を送付させていただく時点で、特別療養費にならる人が出てくるのではないだろうかと考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） まだいろいろ要綱等も準備されていくということなんですけれども、どちらにしましても、そのように短期資格確認書を発行という方向であれば、その内容を広く住民の方に広報、周知していただきますようお願いしておきます。

ちなみに、上牧町では、この健康保険証を廃止までは、これまでは滞納のある方については、短期証をずっと発行されておりました。期間がいろいろあったと思いますけれども、短期証の発行でなくて、資格証というのと同時に、資格証か、短期証かというところがありまして、上牧町では、資格証という形は近年はずっと発行されていなかったということで、私も委員会等でも資格確認書の発行状況はということで確認もさせていただきました。医療が必要なときに保険扱いで使えないような、国民健康保険の資格がありますよというだけの資格証ではなくて、短期の保険証として発行するよということで、町もその方針で来られておりましたので、今後もそのような形で、本当に必要な医療が保険扱いで受けられるように、お金を10割負担といったら本当に多額になりますので、その辺は町としてこれまでの方針をそこでも貫いていただきますように、十分町民の皆さんの支払い能力に応じた形で払っていただくということで、短期証の発行を強く求めるものですが、その点はよろしく願いいたします。

それで、その形でやっていただけるとのことですね。

○議長（遠山健太郎） 山本住民生活部理事。

○住民生活部理事（山本敏光） 短期証の発行につきましては、従来の考え方を、それをベースに、今の状況であれば、前までは3か月証という形で、3か月証、6か月証という形であれば良かったんですが、今、相談を通じてという話がございますので、大体1か月証をめどに考えていきたいなどは考えております。それで、納付相談を通じまして、適切な収納対策を講じてまいりたいなどと考えております。

滞納の方もおりますが、その方の生活状況、そういう形で今の状況をこちらとしても把握した上で短期証の交付、悪質な方もおられますので、その状況把握のために、短い期間のスパンで短期証のほうを発行していくような考え方で今後はいきたいなどと考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。

悪質かどうかというのはなかなか判断は難しいところではありますが、納付の相談に応じていただくためにも、ちょこちょこ役場に来ていただけるような形もいいと思いますの

で、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、こども誰でも通園制度についてお願いいたします。

委員会で資料を出していただいております、一通りを見させていただいたんですけども、壇上では申しませんでしたけれども、この制度を実施するに当たって、上牧町内で対象となる施設、保育施設、どのようなところがあるのか。町立の第1保育所は該当のところ、その施設でこの制度を実施していかれるという委員会での説明でしたけれども、そのほかに、町内にこのこども誰でも通園制度の対象となる施設、保育所、どこが当たるのか、それをまずお聞きしたいと思います。町内の園。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 町内のこども誰でも通園制度に該当する施設ということでございます。

まず、公立の町立第1保育所でございます。あとは、私立の保育所、慈光保育園、またはやまびこ保育園、黎明保育園等になります。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。

それでは、町の取組状況ということで説明を……。こちらで再質問でお聞きしたほうがよろしいですか。

一通り資料を見させていただいたんですけども、上牧町においては、第1保育所でこの事業を行っていくということで、要は、ほかに3つの施設があるけれども、申請がなかった、申出がないという状況なんだと思いますけれども、やはり保育士の確保であるとかが大変ではないかと思っているところです。

それで、第1保育所は定員40名なんですけれども、現在40ですね。60に増えています。失礼しました、ちょっと資料を見ます。

それで、ここ最近の入所の待機児童があったかと思うんですけども、それはどのようにクリアになりますか。待機児童は解消した上で、このこども誰でも通園の園児を受け入れられるのかということ、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） まず、待機児童の問題でございますが、その部分をこども誰でも通園制度と切り離れた形でお答えさせていただきます。

その部分につきましては、第1保育所のほうでも待機児童が出ておるわけでございますが、

先ほど述べましたように、私立の保育所と連携を取りまして、できるだけ待機児童のないような形でさせていただこうということでございます。

それと、こども誰でも通園制度の部分につきましては、各クラス定員以外というか、定員外での受入れを想定しておりまして、各クラス3名ずつの9名の受入れを想定しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） この資料からは、実施方法、一般型乳児等通園支援事業ということになってはいますが、この一般型には、在園児と合同、または専用室の独立実施というふうになってはいますが、上牧町はどちらのほうになりますか。在園児と合同の保育でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 第1保育所での実施体制といたしましては、一般型としまして、在園児と共に合同で実施する予定でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それと、実施の方法で募集の希望者がどのくらいあるかというのは大変分かりづらくて、月に10時間ということで、なかなか利用しづらいというふうな利用者の声は、2024年度で試行的事業が全国で118自治体、801の事業所で行われているんですけども、この中で、こども家庭庁が調査報告書を今年の3月に策定されている意見等を見ますと、利用可能時間が短か過ぎて使いづらいというのが全体の、1,000件の回答の中で58.2%の方ということで大変多かったというふうにあります。

どちらにしましても、この制度は、子どもたちがいろんな人と関わって、家ではなかなかできなかったことができ、いい取組だという評価もありますので、いい取組ですけれども、このような条件整備であるとか、保育士の確保、それが一番課題だと思います。

委員会では、保育士1人をここに充てるということでしたけれども、これは保育所と一体に運営する場合は専従職員を1人とすることができるという規定にはまっていると思います。定員3人、各年齢3人、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、それぞれ3人ずつの定員を考えているということだったんですけども、中には、子どもにはすごく手のかかったり、配慮が要る子どもであったり、預けられることに慣れない子どもさんにとったら、1日泣いている場合もありますので、本当にこの保育士さんの確保というのが大変だと思いますけれども、その辺はどのようにされますか。通常の保育に支障が出ないようにということで、保育士さんも

そうですし、子どもたちにも影響がありますので、その辺、一番心配するところですけども、保育士の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） それでは、まず、利用可能時間の部分のほうでお答えさせていただきます。

まず、利用可能時間につきましては、国の基準どおり、子ども1人当たり月10時間と考えているところでございます。しかしながら、先ほど議員申されたように、長時間を希望される方もおられるかと思えます。令和8年度から事業を実施させていただきますが、利用実態を分析しながら、また、可能な限りの柔軟な運用を心がけたいというふうには考えているところでございます。

それと、保育士の確保という部分でございます。今現在、保育士の確保につきましては、正職と会計年度任用職員の保育士の募集を行っております。また、奈良県とも連携しながら、保育士・保育所支援センター等を活用し、人材の確保に努めているところでございます。

それと、各クラスごとの今おられる保育士の先生方、それと、また、こども通園制度の先生方というところがございますけれども、今おられる先生方も兼務という形で手伝っていただくような形を取ろうかなというのも考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 保育士さんの確保というのがなかなか大変で、募集もされているということなんです。その辺が一番対応が、力の入れるところだと思います。

あと、費用については、国では基準1時間300円というふうにも出ておりましたけれども、本来なら子育て支援で無料となってもいいところですけども、それはこれから決められるということですね。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 利用料金のほうにつきましては、利用のしやすさと公平性のバランスを考慮する必要があると考えているところでございます。現時点におきましては、国の基準を参酌した形で適正な価格設定が必要と考えております。利用料のベースとなる時間単価につきましては、国が示す公定価格等に基づき設定したいと考えております。

現在、試行的に実施されている自治体では1時間当たり数百円、先ほど議員おっしゃられた300円程度の設定が多く見られているんですけども、上牧町におきましては、近隣自治体の動向を注視しつつ、無理のない範囲で設定を考えているところでございます。また、減免

等につきましても、今後検討していきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） このこども誰でも通園制度を利用して預けるというのは、第1保育所に対して、全国どこからでも申し込めるわけですね。オンラインで空いているところを探して申し込めるということで、必ずしも町内の人がそこに必ず希望したら行けるということになっていないと思いますので、制度的には全国どこからでも利用できると。例えば、出産後の里帰り出産で利用される方もあったりとか、慣らし保育で空いているところととにかく入れるというのもあるようです。そうすると、地元の町内の子どもを支援するという観点からちょっと離れていきますので、上牧町においては、利用者が大勢あれば、希望者がたくさんあれば、町内の子どもの通園を優先にするというふうな仕組みも必要ではないでしょうか。上牧町が実家で、里帰りの出産で利用されるという方は例外に認めるというのはあったとしても、町内の子どもの通園を優先にさせていただきたいと思えますけれども、そのようなお考えはどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 町内の子ども優先ということでございますが、来年の1月中に乳児等支援給付認定に関する規則を制定させていただき予定でございます。その中で、町内の子どもを優先的に受け入れるかどうかという実務的な部分につきましては、規則の制定とともに要綱や要領の中で定めていければなどは思っておりますが、検討させていただきたいというふうには考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それは要綱等で定めることはできると思います。全国どこからでも申し込めるけれども、大勢になれば町内の方を優先にということで、ぜひそれはさせていただきたいと思えます。

これ、来年、令和8年2月中旬頃から利用者の募集、申請ということで、果たしてどのくらいの方の利用の申込み、申請があるかというので大変変わってきますので、試行的事業をやっているところでも、本当に利用があるのかなと思ったら、意外とあったというふうな意見も出ておりましたので、使い勝手が悪いと言いながらも、やはり利用される方もあると思いますので、その辺はぜひ、上牧の町内での地域の子育て環境の改善という観点から、ぜひそのようなところも配慮していただきたいと思います。

それと、もう1つ気になるところは、これは担当がこども未来課の担当になりますね、こ

のこども誰でも通園制度に係るいろんな事務の手続等。これまでよりまた違う仕事が増えますけれども、事務職員の体制は大丈夫でしょうか。例年、2月、3月頃は、保育所の入所の手続等でいろいろ大変な様子をお聞きするところですが、新しい制度が始まるに当たって、人員の配置は大丈夫でしょうか。

○議長（遠山健太郎） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下純司） 人員の部分でございますが、こども家庭センター等もございしますので、そちらのほうと力を合わせながら、このこども誰でも通園制度というのを実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） まず、人員配置というのも、職員配置、それと、保育士さん共々、園のほうも大変だと思いますけれども、この辺はしっかり人員配置ができますようにお願ひいたします。

これ、まだ8年度から始めるわけですが、一つ飛びにいろいろできなくても、少しでも進めていかないと、準備期間もありませんし、いろいろ決まっている内容もまだまだというふうにもお聞きしていますので、無理のない形でしっかり人員配置をして、安全に進められるようにお願ひしておきたいと思ひます。

いろいろご苦勞さまです。よろしくお願ひいたします。

最後に町長に、人員配置の件は、もし現場のほうから声が上がれば、十分人員の配置をしていただきますようにお願ひしておきますが、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 人員配置につきましては、また適正に配置のほうを考えていきたいというふうには考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 答弁ありがとうございます。

3項目にわたり質問させていただきましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、9番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は13時55分といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時55分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（遠山健太郎） 次に、8番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（8番 竹之内剛 登壇）

○8番（竹之内剛） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い、一般質問させていただきます。

私の質問も大きく2つになります。

1つ目、町立小学校の適正化に関する方針等について。町立小学校の適正化について、9月議会でも質問させていただきました。その後、2回にわたる上牧町学校適正化協議会が開催されています。

そこで、本協議会での審議内容や決定事項について質問します。

- 1、第2回の学校適正化協議会での審議内容について。
- 2、第3回の学校適正化協議会での審議内容について。
- 3、審議の中で決定された方針に関する今後の進め方について。

大きな2番です。全国大会等の参加補助金交付制度について。現在、スポーツの全国大会では、町民のスポーツ振興・充実のために参加補助金の交付制度が設けられています。全国大会には、スポーツ以外にも文化的な全国大会もあります。そこで、各種全国大会参加に対する補助金制度について質問します。

- 1、スポーツ以外の全国大会等参加への補助金交付の有無、対象範囲について。
- 2、補助金交付の金額について。

再質問は質問者席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） それでは、最初に、第2回の学校適正化協議会での審議内容についてお

願いたします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、第2回の審議内容についてご回答させていただきます。

第2回の学校適正化協議会では、人口動向に関する調査結果を基に検証を行ったところでございます。令和4年3月に策定した現行計画では、児童数減少に伴う小規模化によるデメリットを解消することを目的といたしまして、現在3校ある小学校を2校とする内容になっていますが、今回の推計結果において、上牧町全体として児童数が減少するという結果に変わりはなかったものの、廃校の対象としている上牧第二小学校区の児童数については、当面は現在の児童数を維持できるという推計結果となったところでございます。

主な要因といたしましては、複数の住宅開発の影響で年少人口や生産年齢人口が増加傾向にあり、人口減少が懸念されていた西大和ニュータウンの人口も減少が緩やかになっていることが挙げられているところでございます。令和8年度の児童数においても増加の見込みとなっている状況でございまして、令和13年度には上牧第二小学校の全学年が単学級となる推計を示している現行計画とは大きな乖離が生じているところでございます。

このことを受けまして、第2回会議におきましては、上牧第二小学校の廃校ありきとした検証を進めるのではなく、方針を一旦廃止にし、再度検討し直すこととなったところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ありがとうございます。

現時点では、従来のこれまでの方針を、3つのうち、第二小学校をという考えを、今の答弁の中で、検証を進める中で方針を一旦白紙に戻すということを理解しました。現時点で上牧第二小学校の廃校の方針は一旦廃止となったということを理解しましたが、とはいえ、人口減少することには変わりがないと思います。

そこで、小学校の児童数は少なくなるわけですし、小規模の小学校なりのメリットを生かした魅力ある学校運営にしていきたいと思います。そのことが、9月議会でも申し上げましたが、住みやすいまちづくりにつながると考えます。新しい推移表を出していただいて、3年前、3年間たちました。それぞれ活発な意見が出たことを議事録で確認しました。

それで、委員長におきまして、補足という形で、推移表というのはあくまでも予測がつかないと。3年前の推移表は今こうなっていると。今出した予測表は3年後にどうなっているか分からないので、これは結論としてはどなたにも責任はありませんということを補足さ

れたので、そのことも確認しました。

その中で、いろんな意見が、活発な意見が出されていたと思います。各場、PTAの代表の方もそれぞれ意見を述べられて、地域の方も述べられておりました。1つ、単学級についての懸念がされていたと前回でもおっしゃっていましたが、中に、単学級の要はデメリットではなく、こんなメリットがあるんだよというのをすごく意見がなされて、皆さんが納得されていたところもあったかと思うので、その辺のデメリット、メリットもしっかりと検証のテーブルに置いていただいて、これから進めていっていただきたい。

あくまでもこれは3つの、決まったわけではないということでは理解しておりますし、地域におきましては、一旦こういう形になったということをご報告しましたところ、ため息がちょっと笑顔に変わったというところの報告でさせていただいております。

それでは、次の第3回の学校適正化協議会での審議内容について、よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、2つ目の第3回の審議内容についてご回答させていただきます。

第3回の学校適正化協議会では、地勢に関する観点と義務教育の在り方、義務教育学校、小中一貫校などに関する観点から検証を行ったところでございます。

地勢では、自然環境に関する事項、位置、地形、気候と、人工的な改変による事項、交通、商業、住宅について、各小学校区ごとに状況確認したところでございます。

地勢に関しましては、統合を実施する場合において、どの地区の学校を残すのかという検証を行う際の判断材料となるものであり、統合を判断する直接的な材料でないため、基本情報として共有する意味合いの強い会議となったところでございます。また、義務教育の在り方についても、義務教育学校と小中一貫校、一般的な小学校、中学校のメリット、デメリットを紹介し、将来的な義務教育学校や小中一貫校の整備について意見交換を行ったところでございます。

協議会といたしましての提言をまとめ、最終的な方針を決定する際の材料として生かしたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ありがとうございます。

第3回の学校適正化会議で、地勢と人工的な改変による事項について情報共有されたと伺いました。審議された方針や、それに関する今後の進め方についてお聞かせいただきたいと

思います。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、学校適正化協議会での検証を経て決定した方針につきましては、提言書としてまとめ、町教育委員会に答申として頂くことを想定しているところでございます。学校適正化協議会から受けた答申内容について、教育委員会で検証、協議の上、正式に決定し、その後、速やかに町議会、町民の皆様へ報告、周知することを想定しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 会議におきましては、9月の議会でもお聞きしましたが、8回を想定していますけれども、5回の会議の中で今答弁していただきました答申までするというところで理解しました。あと2回会議が行われるわけですが、様々な意見がありながら、答申をされるということで理解します。

そこで、議事録等の中で、教育長が2度、3度強調して言われたことがあります。3つ学校が今あると。それぞれの地域の学校において、学校側が地域のことをどのように位置づけているのか。それと逆に、地域は学校のことをどのように位置づけているのか、そのような考え方を少し私は知りたいんだということを2度、3度おっしゃっていたので、その辺、やっぱりしっかりとそのことも踏まえて、教育長のお話も聞きながら、そのように進んでいただけたらなと思いました。

それと、地域の子どもたちを本当に中心に考えていきたいと。昨日の一般質問の中でも、竹中議員の答弁の中で、力強いお言葉で、私は笑顔あふれる元気な学校をつくっていききたいんだと、本当に心温まる締め言葉の言葉を頂きました。その中で、今3つの学校で、実はこの前、給食を食べに行ってきたと。子どもたちと給食を食べて言葉を交わす中でいろんなことを考えた。教育長自ら足を運んで現場を見られているということで、非常に感銘できました。これから会議は続いていくわけですが、まだ傍聴が許されるのであればさせていただいて、皆様の意見を聞きたいなと、参考にしたいなと思っておりますので、この件につきましては引き続きよろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） それでは、2つ目の項目ですけれども、全国大会の交付制度について、1番のスポーツ以外の全国大会での補助金交付の有無、対象範囲について、よろしく願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、ご回答させていただきます。

現在、本町において、文化的な大会参加に対しての補助金制度は現在ございません。しかしながら、近隣市町村におきましては、住民の文化大会への出場に対して奨励金という名目で補助金を交付している市町村もあると認識しているところでございます。文化的な全国大会に出場される方に対しても、補助金の創設につきましては前向きに検討していきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 答弁の中に前向きな検討と言っていたと、ありがとうございます。

今回、なぜこの質問に至ったかといいますと、数年前にも他の議員からもあったんですけども、助成金の交付について。そのときには、文化的行事というのは、スポーツはスポーツでカテゴリーが分かりやすい。予選があって、規約が、全国大会があって、予選を勝ち抜いて全国に出る、決定に助成しますと。文化的なことにはなかなか明白な線が引きにくいという答弁を頂いていました。それはつまりは、例を挙げますと、作品を作りました。その作品は、奈良県の審査会で全国大会に出品されて展示されますと。この場合は作品が行くわけであって、本人が行くのと少し思いが違うということで、これから考えていくということで聞いておりました。

今回、この質問に再度至りましたのは、実は文化的行事、スポーツ以外なんですけれども、これも全国大会のプログラミング大会というのがあるんです。資料、今、ちょっと提供できませんけれども、これは全国小学校選抜プログラミング大会というのがありまして、全国大会が東京で行われます。奈良県大会が、これは9月に、プログラミングというのは、言葉はちょっと難しいんですけれども、自分でゲームを作成します。ゲームというくりですけども、例えば今回のテーマでいきましたら、「みんなの未来」という形で、例えばこの子の作品、僕が知っている作品は、学校がありました、学校ではパソコンを使っていますけれども、パソコンは授業以外には使えない。使える方法をみんなで考えていく。決まりをつくる。こうする、こうするでゴールにたどり着いていくと。そういったプログラミングを作成して審査を受けます。これ、今回でいうと30名ぐらい奈良県で応募があって、その中で、野球やら陸上やらサッカーと同じ予選会があります。審査の方が前に並ばれていて、実際に大きなスクリーンに映してプログラミングを紹介して、30名の中から最優秀賞を選んで、その方を、これは3月の全国大会に出場するプログラミング大会があるんです。

これは本当にスポーツと何ら変わりのない選考であって、町の住民、町の代表として、県の代表として行くわけですから、この辺のカテゴリーは助成金に値するのではないのかなという形で、今回、上牧町の助成金制度に質問をさせていただきました。

このことに関しては、今、僕がお知らせしているわけであって、こういうようなこともありますよという形で、まだこの辺、理解していただければ、また詳しいことは研究していただければと思うので、よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 続きまして、それで2つ目なんですけれども、全国大会等の参加助成制度についての交付の金額についてお願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 本町の文化的な大会参加に対しての補助金制度については現状ございません。ですので、補助金の交付は現在ないというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） すみません、質問の内容があれでした。スポーツ大会における助成の額は分かれますか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） スポーツ関係の部分につきましては、小学生で1万円、中学生で1万5,000円、団体で5万円の補助になっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 小学生が1万、中学生が1万5,000円、団体が5万円ということでよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 補足という形で説明をさせていただきます。

中学生と先ほど言いましたけれども、中学生以上という部分でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 分かりました。文化的なことはまだこれからということで、この金額に対して少しお話があります。

昨今の物価の上昇でいろんなものが上昇しております。これ、数年前に東議員のほうから質問がありまして、それ以後少し上がった記憶があるんですけども、今現在におきまして、全国に行くのにはこの金額を助成しますよ。多いのか少ないのか、今この場で議論すること

ではないんですが、私ども議会で11月17日に兵庫県の播磨町のほうに行きまして、ここは明石市と加古川市に挟まれた人口3万4,000人ほどの町なんですけれども、こちらに地域のクラブ移行の研修に行ったところで、少しいろんな話があったなかで、クラブの助成金等どうされていますかという話をされたときに、質問させてもらったら、全額助成していますということで、この辺に関しては、全国大会、上牧町でも全国大会、中学校は行ったんですけれども、播磨町も行ったということで、今年は沖縄で大きなお金がかかりましたけれども、どれほど助成されましたかとお聞きしたら、全額、4名行きましたら全額助成しましたと。ああ、すばらしいですねという話をお聞きしました。

これから何が言いたいかといいましたら、物価が上昇していますし、1万5,000円といいますが、仮に東京の国立競技場に行ったとします。片道、今、新大阪ー上野、品川が1万5,000円ほどです。小人でいうと、中学生はそのままですけど、小学生は半額で、往復3万で、宿が前泊、その日に泊まって2泊で3万、大体5万はかかるので、その辺の金額についても、研究の中でできれば考えていただければなと思うところでもあります。その辺、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） スポーツ関係の部分につきましては、他の市町村の金額等も確認しながら、協議しながら考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） よろしく申し上げます。助成金につきましては、各市町村それぞれ考えがあり、金額もあると思うんです。つきましても、出る子だけというイメージもあるんですが、出るためにはたくさんの中から代表して選ばれていくという、その辺の概念をしっかりと理解してもらっていると思うので、苦情等はないのかなと思いつつながら、その辺、公平性が出るように、皆さんが納得する額、納得する種目をしっかりと検討して行って、これから考えていってほしいと思います。

以上です。

それと、その点に関して、最後にお答えいただけますか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） その辺につきましても、協議、検討、研究させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 分かりました。

これで私の一般質問は全て終わらせていただきます。ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 以上で、8番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（遠山健太郎） それでは、再開いたします。



◇木内利雄

○議長（遠山健太郎） 休憩時に木内利雄議員より、資料配付の申出が議会事務局長を通じてございました。監事と監査役の比較、遠山健太郎議員は監査役に準ずべきものか、上牧町議会、木内利雄というA3の紙があります。これにつきましては許可をいたしましたので、皆様、配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ないようですので、11番、木内利雄議員の発言を許します。

木内議員。

（11番 木内利雄 登壇）

○11番（木内利雄） 11番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

なお、今回の質問は、私にとって124回目の質問となります。本日もしっかりと60分間取組をさせていただきますので、理事者の皆さん方にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、質問事項ですが、第1点目は、上牧町フリースクールの業務委託契約についてお伺いをいたします。

2点目は、学校教育について。

質問事項は以上2点について、それぞれお伺いをするものでございます。

質問内容に入る前に、10月31日開催の議員懇談会での遠山健太郎議員の発言内容について、一言申し上げるものであります。

この懇談会は、史跡上牧久渡古墳群の整備工事で、文化庁の許可を受けずに、史跡内の土地を削って造成し、未確認の古墳を損壊して、石室の一部を出土させた。よって、国・県へは、令和6年度、7年度の補助金は返還しなければならない等々、整備工事の現状と今後の防止策について、町当局から報告があったところでございます。

その席上で遠山議員からは次のような発言がありました。令和6年度、7年度の補助金は返還しなければならない。令和8年度は、今のところはセーフだとの話がありましたが、これはセーフにしないといけないと思います。そういう意味では、政治的な話になりますが、幸か不幸か分かりませんが、文化庁の上の文科省副大臣は奈良県から選出されています。内閣総理大臣も奈良県から選出されています。そういう意味からも含めて、政治的なお願いであるというか、文科省の小林茂樹副大臣の事務所のほうに文化庁についてみたいな説明はされているのかどうかなどの発言があった。

これらの発言は、最も中立公平であるべき文化庁行政に圧力をかける、そして、力で抑えることを推奨しているものであります。行政をひずめるものであると言わざるを得ません。よって、決して看過できるものではありませんので、ここで一言付言をさせていただいたところでございます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

1点目のフリースクールの業務委託契約についてであります。このことについては、さきの6月議会の私、木内の一般質問でも明らかになったように、上牧町は遠山健太郎議員が役員を務めるNPO法人らくまちと業務委託契約を締結しました。よって、次の事項についてそれぞれお伺いをいたします。

その1点目は、業務委託契約の内容について。

2点目は、上牧町政治倫理条例について。

3点目は、地方自治法第92条の2についてであります。

本題に入る前に一言申し上げておきますが、私、木内はフリースクールの事業に反対するものではありません。むしろ、本事業がより発展をすることを願っているということを冒頭に明確に申し上げるところであります。しかし、違法な事件は放置してはならない。原因などを明らかにすることは別次元の問題であります。つまり、遠山議員が役員を務めるNPO

法人らくまちが上牧町と業務委託契約を締結した。消費税込みの契約金額は、6月議会で明らかになったように、令和5年度657万522円、令和6年度686万8,427円、令和7年度747万9,869円であります。これらの数字について、もし誤りがあれば、後ほど事務局のほうで指摘を頂きたいと思えます。

このことは、議員の兼業禁止、そして、関係私企業からの隔離を明記している上牧町政治倫理条例及び地方自治法第92条の2に違反していることは明白であります。よって、6月議会に続いて再度質問を行うものであります。

それでは、初めに、1点目の業務委託契約の内容についてお伺いをいたします。

その1点目は、6月議会でも一部指摘をいたしました。令和5年度、6年度、7年度の3か年は全てNPO法人らくまちから提出された見積金額と同額で契約をしています。よって、その根拠、理由について、まず、答弁を求めるものであります。

次に、契約金額についてであります。先ほど述べたとおり、令和5年度657万522円、令和6年度686万8,427円、令和7年度747万9,869円ですが、5年度と6年度を比較すると29万7,905円の増額となっております。次に、6年度と7年度を比較すると61万1,442円の増額であります。よって、それぞれの増額要因について答弁を求めるものであります。

次に、政治倫理条例に関してお伺いをいたします。

丸橋教育部理事は、7月9日の全員協議会で顧問弁護士と協議をさせていただいた結果、政治倫理条例には何ら抵触しないと報告を受けているところでございますと答弁をしていますが、そこで、まずは、いつ、どこで顧問弁護士と協議をしたのか、お伺いをいたします。

次に、地方自治法第92条の2に関してお伺いをいたします。

阪本町長は、7月9日の議員全員協議会で、私たちも弁護士の先生に聞いたら難しいところもありましたのでと答弁をしています。もう一度申し上げますね。私たちも弁護士の先生に聞いたら難しいところもありましたのでと答弁をしています。そこで、まずは、弁護士の先生に聞いたら難しいところもありましたとの発言についてであります。顧問弁護士との協議でどのようなところが難しいと感じられたのか、まず、答弁を求めるところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。学校教育に関してでございます。学校教育についてであります。

その1点目は、全国学力テストの結果についてであります。文部科学省は、9月30日に小学6年と中学3年を対象に、今年4月に実施した全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学

力テストの都道府県・政令市別成績などを公表しました。よって、上牧町立小・中学校の結果について答弁を求めます。

次に、学校教育についての2点目でございますが、経年変化分析調査の結果についてお伺いをいたします。

文部科学省は7月31日、2024年度に抽出で実施した学力の経年変化分析調査の結果を公表しました。小学校の国語と算数、中学校の国語と数学、英語の5教科のうち、4教科で前回の2021年度調査から学力を表すスコアが大きく低下した。よって、次の事項についてお伺いをいたします。

1点目は、上牧町立学校は調査対象の学校だったのか否か。

2点目は、スコア低下に関する要因についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

最後に、3点目についてでございますが、保護者に対する調査結果に関して、保護者に求めるものはどのようなことかについてお伺いをいたします。

質問事項・内容は以上でございます。再質問に関しましては質問者席で行わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、1点目の部分についてご回答させていただきます。

フリースクールの運營業務の委託料につきましては、人件費と消耗品などの維持管理がおおむね占めているところでございます。予算段階での稼働予定数や見込み在籍人数、在籍児童数の特性などを踏まえまして、望ましいスタッフの人数配置をするため、費用を見積りさせていただきますまして、予算計上し、契約を締結したところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） お聞きしましたが、まず、壇上で申し上げましたが、見積金額と同額で契約しているのはどういうことでそういうふうに取り計らったのか、お伺いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 予算段階ですが、先ほど回答させていただきましたように、稼働予定人数、見込み在籍人数、在籍児童数の特性を踏まえまして、スタッフの配置を適正な配置が必要だというふうを考えておりまして、その費用を見積徴取させていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それじゃ、らくまちさんから見積書が出てきた、そのままを予算案として計上し、契約金額もそのとおりにしたという理解でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 5年度、6年度、7年度、これに対して業務量の増減はあったのでしょうか。また、あったのであれば、増減はどのような業務内容の増減であったか、お示しください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 金額の増減という部分でございますが、全体的に考えますと人件費の高騰が主なところでございますが、5年度から6年度の部分につきましては、在籍予定数、11名登録がございましたので、その部分について、6年度、金額を徴収させていただいたところでございます。6年度から7年度分につきましては、卒業生もフリースクールに来ていただいてもいいという対象を広げたことによりまして、金額が上がったという部分でございます。

○11番（木内利雄） それじゃ、次、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、2点目の増額要因についてでございます。

この部分につきましては、先ほどと同じような形にはなるんですけども、在籍者人数や在籍児童、生徒の特性、支援体制として充実を目指す中、増加しているところもございます。その中で、スタッフの時給の部分につきましては……。

○11番（木内利雄） それ、さっき答弁を頂いた。その後や、次。顧問弁護士。

○議長（遠山健太郎） 引き続きどうぞ。いいですよ、続けてください。

○教育部理事（丸橋秀行） 申し訳ございません。

それでしたら、顧問弁護士にいつ、どこでというご質問でございます。この部分につきましては、顧問弁護士の先生のところは何ったのは7月7日でございますして、場所につきましては、大阪市北区西天満にあります顧問弁護士の先生の事務所でお話を聞かせていただいたという部分でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで、顧問弁護士さんのお名前、それから、同行者、同席者はおっ

たのか否か、答弁いただきます。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 顧問弁護士の先生のお名前ですが、前田弁護士でございます。この事務所、先生方に話を聞かせていただきましたのは、私、教育総務課長、教育総務課長補佐の3人で行かせていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで、上牧町政治倫理条例第4条第1項は、議員が役員をしている企業は、上牧町との業務委託契約を辞退するよう定めています。また、「町民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」と明記されているところでございますが、これらのことについては、前田先生、前田弁護士と協議されたのでしょうか、お伺いをするところであり、されたのであれば、どのような発言が前田弁護士からあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） この第4条の部分につきまして、顧問弁護士の先生にお話を聞かせていただいたところでございます。その中で、第4条では、「町長等及び議員が役員をしている企業並びに町長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は」という部分がございまして、この部分と今説明させていただいた後段の「議員が実質的に経営に携わる企業は」という、この文言の解釈の部分について確認をさせていただきました。

顧問弁護士の先生の回答につきましては、この条文の「並び」の法解釈につきましては、なおかつというふうになるというふう聞いております。

次の部分でございますが、「実質的に経営に携わる企業は」という部分がございまして、この部分につきまして、今回のフリースクール事業運営委託契約につきましては、議員が役員、監事を務めている法人と契約しているところでございますので、議員が実質的に経営に携わっているかどうかというところが焦点になるというところでございました。

そこで、監事の職務について調査するため、特定非営利活動促進法というところがありまして、そこを確認いたしました。その中で、監事の職務という項目がございまして、このところの部分について顧問弁護士に確認をさせていただいたところ、特定非営利活動促進法の規定を見る限り、実質的に経営に関与しているとは読めないが、実態がどうかというところで、法人の定款の確認などが必要ということでしたので、らくまち様の定款を確認させていただきましたが、おおむね特定非営利活動促進法の規定と同じ内容の記載となっておりますので

で、実質的に経営に携わっていないという解釈ができましたので、本件につきましては抵触しないというふうな回答になったところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） お聞きはしておきますけど、先ほど資料を渡したほうの右のページでございますが、後でもまた、これ、触れますけれども、右のページは、NPO法人らくまちの定款で第15条の第5項の部分を四角で囲んであります。その第5項のところですけど、(5)のところですよ。監事は次に掲げる職務を行う。理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することと定款には明記されておるんです。これは実質的に関わっておるといふふうに私は思っているんで、今、あなたから答弁があったことについては全く違うのではないかということだけは指摘をさせていただきます。

それじゃ、次に、町民に疑念を生じさせないように努めなければならない、この件についてはいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） その部分につきましても、第4条の部分に係ってくるところでございましたので、そのところも含めて確認させていただいて、抵触しないというふうにご意見を頂いているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 全く私とは相反する考え方でございます。前田弁護士とあなたが今発言なさったことはね。

それじゃ、時間があれですので、次に移らせていただきますが、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、阪本町長は、地方自治法第92条の2に関して、このように全員協議会で述べられております。阪本町長は、7月9日の議員全員協議会で、私たちも弁護士の先生に聞いたら難しいところもありましたのでと答弁をしております。そこで、まずは、弁護士の先生に聞いたら難しいところもありましたとの発言であります。顧問弁護士との、前田弁護士との協議でどのようなところが難しいと感じられたのか、まずお伺いします。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 木内議員のご質問の中で、前田先生と協議した結果、難しいところというふうなご質問でございます。この部分につきましては、町として判断するのが難しいというふうな形でお答えをさせていただきました。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それじゃ、次なんですけど、阪本町長は、7月9日の全員協議会で、今申し上げたとおり、このように発言をなさっております。阪本町長の発言ですよ、全協での。主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員、もしくは監査役、もしくはこれに準ずるべき者、支配人及び清算人たることができない。また、地方公共団体に対して、主として請負をする法人の役員たることを禁止したものである。これらの役員という話の中で、準ずるべき者の意義、これに準ずるべき者とは、監査役と同程度の執行力と責任を当該法人に対して有する者の意であって、果たしてこれに準ずるべき者に該当するかどうか不明であるという発言をなさっております。

そこで、少し時間を頂いて、先ほどお配りしたA3の資料なんですけど、少し時間を頂いて、できるだけ分かりやすく説明をさせていただきたいなというふうに思います。

これ、らくまちの場合は監事なんです、監事。遠山議員が監事をなさっておったと。ほんで、会社法では、この資料の左のページですよ。会社法では監査役という、らくまちさんは監事、NPO法人は監事、会社法では監査役となっております。一番上のほうに書いてございますが、地方自治法第92条の2の後段部分、後ろの部分、92条の2の後段部分、こういうふうに書いてあります。「議員は、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者たることができない」、いわゆるアンダーラインのところですが、これらに準ずるべき者になることができないと明記をされているんですね。要はなれないと。

先ほど全協での町長の発言でも、紹介申し上げたとおり、準ずるべき者の意味というのが不明であるというような発言であったので、ここで説明をさせていただきました。

ここで、大きい文字で、第1、職務の内容の比較。これ、何でNPO法人の役員が、監事が町の請負をしている法人の役員になったらあかんのかというのは、町からもうけさせてもうたらあかんからです。至ってシンプルな話です。要は、町からもうけさせてもうたら、その法人は、また、議員は町から提出される議案に公平に判断ができないというのが地方自治法第90条及び92条の精神です。

そこで、第1の職務の内容の比較というところを今から説明させていただきます。

これは、左側にらくまちの定款、右側に会社法というのが書いてあります。らくまちの定款の、先ほど触れました第15条の第5項に書いてあることを今から読みます。

NPO法人の監事は、次に掲げる職務を行う。(1)として、理事の業務執行の状況を監査

することがらくまちさんの定款に書かれてある。右側の会社法、監査役は、取締役の職務の執行を監査することと書いてあります。その枠の下で矢印のところを見てください。らくまちの監事の職務は、理事の業務執行の状況を監査すること。会社法の監査役は、取締役の職務の執行を監査すること。これ、一緒じゃないですか、右と左。よって、らくまちの監事の職務と会社法の監査役は同じことでもあります。

次に、第2の権限の比較をさせていただきます。これは、今申し上げたとおり、らくまちさんの定款の第15条第5項でございますが、監事は、次に掲げる職務を行う。これ、らくまちさんの定款ですよ。理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。会社法、右に書いてある会社法は、こう書いてあります。会社法の第383条の第1項、「監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」。次に、383条の第2項、「監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、取締役会の招集を請求することができる」と明記されています。その枠外のところにまとめておりました。矢印のところですね。らくまちの監事は意見を述べる。理事会の招集を請求する権限が与えられている。会社法の監査役は、意見を述べ、取締役会の招集を請求する権限が与えられている。よって、らくまちの監事の権限と監査役の権限は同じであります。

よって、その下に書いてあります結論でございますが、上記の第1のとおり、らくまちの監事の職務と監査役は同じであります。また、第2のとおり、らくまちの監事の権限と監査役は同じであります。したがって、らくまちの監事は監査役に準ずべき者であることは明らかであるということがここで検証、証明ができたかに思います。

そこで、町長にお伺いをいたします。町長が7月9日の全協で、先ほど読ませていただいたように、果たしてこれが準ずべき者に該当するかどうか不明であるというふうに発言なさっていますが、今、私が説明をさせていただいたことにおいて、どのようにお感じになっているのか、発言を求めたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今、木内議員の92条の2の件でございます。この部分につきましても、7月9日の全員協議会でいろいろと92条の後段の部分につきましても、お話のほうも何回かとさせていただいたかと思っております。それで、要は92条の2の準ずべき者の意義というところで、私、そのときにも答弁を少しはさせていただいておりましたが、実際に即して判断されるべきものであるというふうなところのお話もさせていただきました。このときは、会

社でどういうふうな立場でおるのかというふうな部分が一番大きくなってきておるといふふうなお話もさせていただいた中で、やはりこの部分につきましては、今、資料のほうを出させていただいてはおりますが、やはりこれにつきましては、司法のほうで判断をしていただくか、議会のほうで判断をしていただく、これが一番いいのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今のを素直に捉えれば、町では判断できへんから、ざっくばらんに申し上げて、司法のほうで判断を求めてよと、こういう取り方でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今おっしゃったように、司法か議会のほうで判断をしていただくといふふうな形になるのかなと思います。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それと、ちょっと横にあれするんですが、上牧町の政治倫理条例、これは町長がちらっと触れられたと思うんですが、これはちょっと不備な点が多いなど言いはったと思うんです。私も不備な点が多いなど後で思います。そのときはこれでよろしいやんかと言うておったけど。今1つだけ言えるのは、町長もしくは議長しか政治倫理条例の理事会というんですか、役員会を開けない。今回のように遠山議長が当の本人なんですから、これはできないんです。だから、その部分、いわゆる議員の何名かから賛成があれば招集、政治倫理条例の役員会を開けるといふふうに変えたほうがよろしいかなと、この1点だけは私はそう思いました。いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 上牧町の政治倫理条例につきましては、以前、議員提案として出させていただいた政治倫理条例だといふふうには認識しております。そのときに議員さんの中で、この条例のほうも審議していただいた内容になっておるのかなといふふうに思っていて、やはり平成14年の制定になっておりますので、この部分につきましては、今、情勢もいろいろと変わってきているような状況になっておりまして、この問題のお話があったときに、私のほうも政倫の条例の関係のほうを調べさせていただいた中で、町側と議会側と分かれているようなところの自治体もありました。同じような自治体もあるんですが、そういうふうな部分につきましては、いろんな条文等もありますので、この部分につきましては、調査研究のほうをさせていただきたいといふふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それじゃ、町長、しっかりとそこら辺、お取り組みを頂いて、より精査できるような条例につくっていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今、もし改正をするようで、全改正をするようでありましたら、町の部分と議会の議員さんの部分のこの2本立てがあると思うんですけど、以前、倫理条例、政倫の条例をつくっていただいたときは、議員提案というふうな形でも提出のほうをさせていただいておるんですが、議会の部分につきましては、どういうふうな形でやるのかという部分も、議会の皆さん方と協議をしながらつくっていかないといけない部分があるのかなというふうに思っています、その部分につきましても、ちょっと調査研究のほうをさせていただきながら進めていければいいのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 町長、しっかりとその辺も議会と相談しながらお取り組みを頂きたいなと思います。

ただ、1点申し上げておきますのが、先ほど実際にその方が、遠山議員がNPO法人の中でどのような立場であったのかというのは、この定款が全てなんです。定款というのは、ご案内のとおり、会社の在り方、理事長の役割、また、理事の役割みたいな骨格を全部書いてあるのが定款。この定款から上でもなし、下でもなし、この定款に沿って監事さんというのは、NPO法人の監事さん、つまり、今話しているところですと、遠山議員が、この監事は、次に掲げる職務を行うというふうに、(1)から(5)まで、職務の範囲等々、権限等々が書いてあるんですから、これの上でもないし、下でもない。これが全てなんです。だから、客観的に定款というものの、監事はこのような職務をしているんだ、権限があるんだということを、先ほど会社法と照らし合わせてご説明を申し上げたところでございますので、あえて重ねて申し上げたところでございます。

それじゃ、このことについては、また私も研究をして、しっかりと皆さんと、町長とも、皆さんとも討論して議論していきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠山健太郎） 阪本町長。

○町長（阪本正人） 今、木内議員のほうからこの資料を今頂きましたけど、会社法と特定非営利法人の関係性、これは多少考え方が変わってくるのかなというふうに思いますので、その部分だけご理解のほうをしていただきたいというふうには思っております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 終わろうと思ったけど。要は、この92条の2の後段に書いてある「監査役若しくはこれらに準ずべき者」になることができない、この部分に対して、会社法では監査役、NPO法人では監事ということになっているので、この準ずべき者が会社法の監査役に当たるかどうかを比較させていただいたところで、先ほどから説明をさせていただいているところでございます。またしっかりとここら辺も議論をさせていただきたいところがございますので、今日はありがとうございました。

それじゃ、次、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それでは、全く質問の内容が変わる、学校教育について、それぞれ答弁を求めるところでございます。

理事、時間がそんなにないので、細かな数字はざっくりと言っていたら。時間の許す範囲でやってください。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） それでは、本町における令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について、校種ごとに回答させていただきます。

小学校につきましては、平均正答率で国語が56、全国平均は66.8、奈良県平均は67でございました。算数は48で、全国平均は58、奈良県平均は58でございました。理科につきましては48で、全国平均は57.1、奈良県平均は57でございました。

中学校につきましては、平均正答率で国語は49、全国平均は54.3、奈良県平均は53でございました。数学は43で、全国平均につきましては48.3、奈良県平均は47でございました。

推定された能力値を分かりやすく示すIRTスコアというのがございまして、そこでは理科の部分でございしますが、理科で上牧町が485、全国スコアが503、奈良県スコアは492でございました。

小学校、中学校ともそれぞれ教科で目標としておりました県平均を下回りまして、多くの課題が浮き彫りとなった結果でございます。このことにつきまして、教育委員会といたしましても重く受け止めているところでございます。

現在、各学校とも調査結果を分析し、課題の克服に努力しているところでございます。小学生、中学生とも基礎学力の不足が思考力、判断力などのより高次の学力につながらない一因と考えられますので、より丁寧な、かつ個人の理解度に合わせた学習を積み上げ、課題克

服できることを期待しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今聞いておった点、ぞっとするような数字が並んでおったなという感じがするんですね。これ、私、今年度から発表の仕方が3段階になったみたいで、前年度みたいに1発にぼんと出てこなかったから、ずっと新聞報道等を見ておったんですけども、大変厳しいなという感じは否めないなというふうに思っております。

教育委員会としては、これは教育長なのかな、今の数字、結果等について、どのようにお考えになって、どのように現場の校長、現場の先生方にご指示をなされたのか、また、指導をなされたのかについてお伺いをいたします。

○議長（遠山健太郎） 永井教育長。

○教育長（永井工仁） ご質問いただき、ありがとうございます。

本町の小学校、中学校の調査結果を見て、どう考えるかということ、学校にどういうふう指示したのかということでございますけれども、その内容については、分析の状況については、各学校で頑張ってくれているというふうに認識しておりますので、今後、町として、教育委員会としてどういうふうに進めていくのかというあたりをちょっとお話というか、ご説明させていただきたいと思っております。

具体的には、今、理事から回答させていただいたとおりなんですけれども、目標としているところは達成できていないということで、ただ、今回の調査、文部科学省の発表によりますと、今回の調査対象の小6と中学校3年生は、実は新型コロナ禍での一斉休校、これで学校が機能しなかった影響を少なからず受けているだろうというような可能性を指摘しています。これは、本町においても同じことかなと思っております。

しかしながら、本町の指導主事の分析、報告では、現在の中学3年生のスコアは、3年前、つまり、中3の子らが小6のときの結果ですけれども、そのときに比べて国語、数学ともにアップしているというようなことでございます。つまり、目標としているところの奈良県との平均値、これが差が縮まっているということですね。だから、当人たちはもちろんですけど、学校の先生方も頑張ってもらっているのかなと思っております。

また、この調査ですけれども、皆さんご承知のとおり、文部科学省が毎年実施するものでございます。これは、生徒、児童のスコアを競うものではないということですね。学校における児童、生徒への学習指導の充実、学習状況の改善、これに役立てるために、さらには教育施策の成果、課題、こういったものも確かめながら、その改善を図るために実施をされて

いるというものでございます。

そこで、今回、私なりに注目した点がございまして、それは国語や算数などの正答率が高い児童、生徒の特徴に、学習状況調査の答えなんですけれども、課題の解決に向けて自分から取り組んだ、いわゆる主体性、それから、読書が好きという読書習慣、これについて、正答率の高い子たちの数値が高い。つまり、主体的にというのは、勉強を自分事として捉えて、誰に強制されることもなく進んでやろうと。読書好きというのは、本を通していろいろなものに興味、関心を持って、自分で知ろうとする。それが楽しいと。幼いときからそういったことで本に親しんでいるということかなと思います。そういう子たちが成績が高いということで、こういったところに注目したわけなんですけれども、そのあたり、学校の先生方とも、また、保護者の皆さんとも丁寧に確認しながら、学校や家庭における系統的な対策を教育委員会として練っていきたいなと思っているところなんです。

特に読書については、上牧の子どもたちがたくさんの本に親しみながら成長できるように、幼稚園、保育所、学校、図書館、こういったところでソフト面、ハード面、しっかりと環境を整えていきたいなと思っているところです。

この辺、一朝一夕にはいかないと思いますけれども、こういった調査結果を基にしながら、近年は、デジタル環境が発達した現代社会でも、子どもたちが自ら幸せな生き方が追求していけるように、昔からの基本的な知識、技能の習得を大切にしながら、勉強はもちろん、何事にでも自分から自分事として主体的にチャレンジしていける児童、生徒を育てていきたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解、ご協力、ご支援をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 教育長、ありがとうございます。

今、教育長の発言の中であった読書に親しむ、私、ずっと学力テストの一連の報道、新聞報道等でおったんですが、やっぱり家庭でお父様、お母様が、要は保護者の皆さん方、蔵書が何冊ある。例えば1,000冊ある、500冊ある、10冊ぐらいしかない。ここら辺の蔵書数の差によって、やっぱり家に蔵書が多くあるところはレベルが高いというか、正答率が高いというふうに載っておったような気がするんですよね。なるほどなど。私もあまり読書のことに関しては自慢できないんですけれども、なるほどなどというて新聞を読んで、今、教育長のお話を聞いて、ああ、そういうことなんだなというふうに思ったところでございます。

教育長、大変なんですけれども、しっかりとお取り組みを頂いて、1ポイントでも2ポイントでも、上牧町の小学生、中学生がレベルアップできるようにご努力を、大変だと思うんですけど、ご努力いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 永井教育長。

○教育長（永井工仁） 教育委員会挙げて、様々な皆さんにご協力も頂きながら、そういったところに向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） そうや、思い出した。これは答弁は要りませんよ。多分、私、間違っていたら、学校の図書室の予算がほとんど変わっていないと思うんです。毎年上がっているかどうかちょっと知らんですけど、ほとんど変わっていないと思うんです。だから、学校の図書室、また、中央公民館の図書室等々にやっぱり、町長もそのまま聞いておってもうたらええけど、僕、通告していませんから。ここら辺も、図書館の本に対する予算はしっかりとつけていくことが大事なのかなというふうに思ったので、通告していませんから答弁も要りません。

それじゃ、次、経年変化分析調査についてお伺いをいたします。

まずは、上牧町立学校は調査対象校だったのか否かについて、まずお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 経年変化分析調査及び保護者に対する調査は、文部科学省において、全国の小学校及び中学校から隔たりがないよう厳格な方法で抽出され、学校が対象となっており、調査対象校名や設置管理者名は原則非公表となっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それでは、次に、スコア低下に関して、どのような要因が考えられるのか、まず答弁を頂きたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） あくまでも文部科学省による全国的な結果に対する分析であることをお断りした上でご回答させていただきます。

今回の調査では、保護者の方の学歴や年収など、家庭の社会経済的背景の問題も取り上げて、家庭の状況と子どもの学習状況を分析しているところでございます。その内容で注目するところといたしましては、保護者の方がテレビゲーム、SNS、動画視聴の使用時間が長いと、同じように子どもの使用時間もそれぞれ長いということでありました。授業がよく分

かると回答している児童、生徒の分析結果では、勉強時間が長く、テレビゲーム、SNS、動画視聴の時間が短いということが分かったということでございます。

これらの分析結果を見る限り、テレビゲームやスマートフォンはルールが必要だと言われる理由だというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今、理事がおっしゃっていただいたように、上牧町のことじゃなくして、文科省が発表した全国的な意見というか、そういうことだということによって皆さんもご承知おきを頂きたいと思っております。

それで、今回の調査の中で、保護者に対する調査の結果、今、若干理事も触れていただきましたが、結果で、学校外での過ごし方に影響を与えるものというのがございました。ここで少しだけ読ませていただきますが、紹介をさせていただきますが、計画的に、要はこれはあれですよ、保護者の意識とかについて質問したことに対する結果ですよ。計画的に勉強するよう子どもに促している、また、保護者が子どもと学校の勉強のことについて話をしている保護者の子どものほうが勉強時間が長い。一方、楽しければよい成績を取ることにこだわらないと、こんな親もおるねんな、楽しければよい成績を取ることにこだわらないと回答した保護者の子どものほうが勉強時間が短い。また、ゲームの時間を限定している、スマホ、ルールを守るよう促している保護者の子どものほうがゲーム、スマホの時間が短い。特に小学児童、生徒の学校外での過ごし方が変わっている理由や背景は、この調査では分からないことは留意することであると。要は、保護者のゲームが長ければ、子どももゲーム、スマホの時間が長い、短ければ短いというふうになっておるんですね。

よって、上牧町としては保護者に何を求めるんですか。

○議長（遠山健太郎） 丸橋教育部理事。

○教育部理事（丸橋秀行） 保護者の方々には様々なお考えがございと思いますが、義務教育段階では、子どものその後の学びや可能性への基礎を築く時期でもありますので、ご家庭で子どもの学習状況を見ていただいたり、家庭学習の環境を整えていただいたりするなどの協力をさらにお願ひしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 教育長、また町長、大変難しいデリケートな問題もあるんですけども、ここらはしっかり、大事な義務教育段階ですから、これを乗り越えんと次のステップになかなか行けないわけですから、難しいデリケートな問題もあるかと思いますが、予算を

つけるところはしっかりと予算をつけて、そういった学習意欲が湧くような環境づくりにしっかりとお取り組みを頂くように申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、11番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれで散会いたします。皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 3時29分

令和7年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年12月15日（月）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 4 議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について
- 第 5 議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について
- 第 6 文教厚生委員長報告について
- 第 7 議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 8 議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第10 議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について

本日の会議に付した事件

第1から第11まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	上村哲也	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	牧浦秀俊
7番	服部公英	8番	竹之内 剛
9番	石丸典子	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	阪本正人	教 育 長	永井工仁
総務部長	中川恵友	都市環境部長	吉川昭仁
健康福祉部長	山下純司	総務部理事	高木真之
住民生活部理事	山本敏光	教育部理事	丸橋秀行
総務課長	野村浩之	企画財政課長	中本義雄

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	林 大貴	書 記	大関誉文

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、総務建設委員長報告について。

服部委員長、報告願います。

服部委員長。

（総務建設委員長 服部公英 登壇）

○総務建設委員長（服部公英） おはようございます。7番、総務建設委員長の服部公英です。

総務建設委員会の報告を行います。

総務建設委員会の審議日程は12月8日で、全委員出席の下、慎重審議いたしました。

次に、総務建設委員会に付託された議案は以下のとおりです。議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について、議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について。

次に、各議案に対する審議内容と審議結果についてです。

議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。問い。今回の条例改正の目的は何か。町としてどのような課題や現状の変化に対応するためのものなのか。答え。地方公共団体情報システムの標準化により、住登外者宛名番号管理機能を実装するための改正がされた。問い。特定個人情報の提供をするに当たり、情報の授受に関してどのような安全管理措置を講じているのか。答え。マイナンバー法により取扱規定があり、取扱事務を行っている。各課において、担当者しか見られないようにしている。問い。住登外者宛名番号整理機能を使って行う町の事務について説明を。答え。住登外者とは、町の住民基本台帳に登録されていないが、行政サービス上、記録していく必要がある個人である。町内に不動産を所有していれば、町が固定資産税を課税する、また町の被保険者証を所持した人が町外の高齢者介護施設に入所後、町外に転居した場合などがある。

議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。戸籍法改正対応システム改善委託料、備品購入費、管理備品について。問い。戸籍法改正内容、委託内容、管理備品の説明を。答え。戸籍法の改正は、単独親権のみの規定から共同親権が選択できることに伴う改正であり、それに伴うシステム改修となっている。管理備品については、在留カード等のICチップに住居地等を記録するための住居地等記録端末を導入するための機器である。

アピアランスケア支援事業について。問い。今回の補正に至った理由は。また、窓口でのサポート体制や申請書類の簡素化など、工夫されている点はありますか。答え。申請者の増加が補正に至った理由です。現在、ホームページで申請用紙のダウンロードが可能。来庁が困難な方には郵送にて申請授受、申請等を行っております。今後も追加的なサポートなどを行ってまいります。

地域公共交通事業について。問い。公共交通協議会の委員となる交通事業者の説明を。答え。奈良県バス協会、奈良交通、奈良県タクシー協会、ひまわりタクシー、志都美タクシー、交通運輸産業労働組合協議会の6団体である。

上牧中学校移転業務委託料について。問い。今期中に移転できない備品などを移転する費用は別途発生するのか。答え。今期中に運ばず、自分たちで運べないものは追加費用が発生するので、補正対応でと考えている。

交通安全啓発パネル設置工事について。問い。新中学校の通学手段について伺う。令和7年11月発行の上牧町学校適正化だよりには、通学距離が2.5キロ以上の場合は自転車や公共バスでの通学が認められていると記載されているが、2.5キロの距離については可能な限り柔軟な見地が必要と思われるが、答弁を求める。答え。柔軟に取り組みたいと考えている。問い。

通学公共交通機関や自転車を利用できる区分をとりわけ2.5キロとした根拠と対象人数は。答え。対象となり得る生徒は70名程度を想定しており、2.5キロは現上牧中学校で最も遠い松里園地区が2.5キロで徒歩で通学しているので、そこを根拠とした。問い。今後の議論にもなると思うが、暑さ対策として不断の見直しも必要と思うがどうか。答え。状況に応じて検討もしていきたい。問い。安全対策には道路交通法の啓発や道路標識、車道外側線の整備が必要と思うが。答え。交通安全教室としては、全校生徒を対象にすると思うが、自転車通学対象生徒については、始業式の日には奈良県警の交通ガイドブックを配布しながら集めて話をする予定にしている。道路標識の件は、道路を管理している機関と協議検討しながら進めていきたいと考えている。

公共交通基本計画推進支援事業補助金300万円について。問い。令和7年第3回定例会で承認した補正予算で計上された地域公共ニーズ調査業務委託料の審議時に、補助金の追加募集を申し込み、300万円を採択されると予定しているという答弁の結果の財源振替と思うが、同委託料については、11月4日の開札により370万7,000円で落札されている。予定価格601万7,000円に対し、落札率65.3%となっているが、この補助金は補助率100%、上限300万円ということなので、入札額が低くても補助金の額に変更はないのか。答え。補助率100%のため、補助金に変更はなく、財源の持ち出しは70万7,000円となる。

上牧第二中学校跡地活用事業について。問い。庁内検討委員会の人員は。答え。総務課中心で職員が行う。問い。業務報告書はいつできるのか。答え。なるべく早い時期に上げたい。その際には議会にも報告をする。

学校園照明LED化事業について。問い。1億8,640万円の事業であるが、12月の補正計上とした理由は。答え。6月議会で設計の予算を計上していたが、事業が出た主な財源である脱酸素化推進事業債は、令和7年度までの時限債であるので予算計上した。問い。公共施設でLED化されていない箇所はどこか。答え。公園と道路の照明が残っている。

学校給食費について。問い。給食の材料費が高騰し、町の負担が増えている。国では令和8年度から公立小学校給食無償化が行われているが、給食の質や量が悪くなったり少なくなったりすることのないよう求める。答え。給食材料費は、物価指数の上昇分25%を町が負担する。来年度も栄養や質が下がらないよう、町として歳出を見込まなければならないと考えている。

上牧第二中学校跡地活用事業について。問い。どんなコンサル業者をイメージしているのか。答え。都市計画及び地方計画の資格を有し、かつ1級建築士、技術士の配置ができてい

ることを要件としている。問い。体育館の用途変更とあるが、内容は。答え。学校体育館から町民体育館への変更となることから、必要となる許可手続の支援を行ってもらう。問い。学校体育館から町体育館への変更に許可手続が必要となるのか。答え。県には相談に行っているが、必要かどうかという部分も再度調べる予定である。問い。校舎の部分はどうか。答え。校舎の部分も今後検討していくつもりである。

議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結について。問い。建設工事ではないが、総合評価落札方式による入札とした理由は。答え。評価の対象とした内容は、汚染土を搬出する車両が頻繁に出入りする出入口の安全対策、隣接する住宅地への騒音対策等である。

以上、それぞれ採決の結果、全4議案について、全委員異議なく可決するものと決しました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第2、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第3、議第4号 令和7年度上牧町一般会計補正予算(第5回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第4、議第8号 塵芥焼却場跡地汚染土撤去工事請負契約の締結

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第5、議第9号 上牧中学校新校舎電子黒板購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第6、文教厚生委員長報告について。

氏原委員長、報告願います。

氏原委員長。

（文教厚生委員長 氏原賢一 登壇）

○文教厚生委員長（氏原賢一） 改めまして、おはようございます。ただいま議長から指名を頂きました文教厚生委員長の氏原賢一でございます。文教厚生委員会の報告をいたします。

文教厚生委員会の審議日程は12月9日で、全委員出席の下、慎重審議いたしました。

文教厚生委員会に付託された議案は、次のとおりです。議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、以上5議案について審議いたしました。

次に、各審議内容について報告いたします。

議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。問い。この条例の制定の経緯を教えてください。答え。令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部改正で、令和8年4月から全国の自治体で実施される事業で、現在、保育所に通っていない6か月から満3歳未満の子どもたちを月一定の時間の可能枠の間に、就労条件を問わず通園できるもので、心身ともに健やかに育成されることを保障する設備及び運営に関する基準について制定させていただくものとなっています。問い。上牧町には複数の施設がありますが、どの施設が対象となるのか教えてください。答え。令和8年度に予定しているのは、上牧第一保育所です。問い。月一定時間の利用枠とは何時間になりますか。答え。月10時間の予定をしています。問い。申請人数次第では保育士の拡充などを考えていますか。答え。ゼロ歳児から3歳児で各3名程度の受入れを予定しており、保育士1名を予定しています。問い。本条例によるこども誰でも通園制度は来年4月からスタ

トしますが、上牧町ではそれに先立ち、試行的な取組を実施したのかお聞かせください。

答え。他町では試行的な取組をしたところもありますが、上牧町では保育士の確保の問題もあり、実施していません。問い。ゼロ歳児、1歳児、2歳児の乳幼児を各3名程度、計10名程度の受入れとお聞きしましたが、保護者の要望に応えられますか。答え。年齢ごとに預かる曜日を分けて対応することを予定しており、要望に応えられると考えております。問い。保育士の人員に余裕がある場合の余裕活用型と一般型がありますが、上牧町の取る形式はどちらなのか教えてください。答え。上牧第一保育所では、こども誰でも通園制度専任の保育士を1名置く予定をしており、一般型です。問い。保護者の費用負担はどうか教えてください。答え。現在のところ、1時間当たりの単価は未定であります。利用しやすく、また公平性に配慮した利用料を考えており、国が示す標準的な単価や他町村の利用料も参考にしたいと考えております。問い。いわゆるこども誰でも通園制度の対象者は、家で保護者に育てられている子どもが対象者でしょうか。答え。対象者は6か月から3歳未満の保育所等に通っていない児童で、必ずしも家庭だけでなく、例えば認可外保育所に通っている子どもも対象です。問い。認定こども園に通っている子どもも対象者ですか。答え。保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育園に通っている子どもは対象外で、それ以外の方が対象です。問い。一時預かり事業との違いを説明してください。答え。こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、目的、定義面の違い、給付制度と事業の違いがあり、こども誰でも通園制度は保護者のために預けるのではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通して、子どもの育ちを応援することが主な目的です。一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に対応する制度です。また、一時預かり制度は事業である一方、こども誰でも通園制度は令和8年度からの給付制度として実施されます。こども誰でも通園制度は、子どもにとっては一定の権利性が生じ、全国どの自治体でも共通で実施されます。問い。制定内容のゼロ歳児から2歳児の募集人数について、令和8年1月に保護者への周知、2月中旬に利用者の募集、申請受付を予定されていますが、募集予定の人数を超えた場合はどうされるのかお聞きします。答え。募集については、年齢ごとに3名を予定していますが、周知後の利用者について、募集上限3名を超えた場合は、空き曜日の利用をしていただくことになり、事業を開始した後に利用人数が多いようであれば対応策を考えてまいります。

議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。問い。令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団が設立されましたが、上牧町の下水道料金の徴収はどうなっていますか。答え。年度初めに企業団と下水道使用料徴収事務委託契約を締結し

ています。問い。議会資料ナンバー6、新料金適用時期の説明をお願いします。答え。偶数月に上水道の検針がある地域は、令和8年6月の上水道検針分から新料金を適用します。奇数月に上水道の検針がある地域は、令和8年7月の上水道検針分から新料金を適用します。令和8年4月1日以降に水洗化になったところは、奇数月、偶数月にかかわらず新料金の体制になります。

議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。問い。款4保健事業費、項1保健事業費、説明欄、特定健康診査事業費、償還金利子及び割引料の償還金7,000円の説明をお願いします。答え。令和6年度の保険者努力支援制度の事業費分558万4,000円の交付決定を受けましたが、実績が557万7,000円で、7,000円の返還金が発生しました。

議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。問い。款1サービス事業費、項1介護予防サービス事業費、目1介護予防サービス事業費、説明欄の12委託料について、居宅介護支援事業所への委託は以前からなのか、初めてなのかを伺います。答え。要支援1または2の認定を受けた方が、介護予防のためのサービスを適切に利用できるように計画を立てる等、以前から居宅介護支援事業所に委託しているものです。問い。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の委託料、電子計算費67万7,000円の説明をお願いします。答え。令和7年度税制改正で、給与所得控除について、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられることとなり、介護保険第1号保険料について、第9期介護保険事業計画で、令和6年度から令和8年度の保険料収入が減少し、収入不足となる可能性を鑑み、税制改正による影響を遮断することとされたことに伴う介護システムの改修を実施するものです。問い。款1サービス事業費、項1介護予防サービス事業費、目1介護予防サービス事業費、説明欄の12委託料、予防プラン作成委託料125万円の説明をお願いします。答え。当初予算では、予防プラン作成の新規契約60件、継続契約2,100件を見込んでいましたが、継続契約が2,411件となり、歳出補正を行いました。

議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について。問い。下水道使用料改定に伴うシステム改修費715万円は、奈良県広域水道企業団から提示された金額なのかを教えてください。答え。奈良県広域水道企業団から提示された金額であり、他の市町村も同じと聞いております。

以上、文教厚生委員会に付託された5議案について、全委員が異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第7、議第1号 上牧町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第8、議第3号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第9、議第5号 令和7年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第10、議第6号 令和7年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第11、議第7号 令和7年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長(遠山健太郎) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長(遠山健太郎) 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

阪本町長。

(町長 阪本正人 登壇)

○町長(阪本正人) 全議案、承認、議決を頂きましてありがとうございます。また、今議会中でも一般質問等につきまして、皆様方からご提案、ご要望、ご意見等をたくさん頂きました。特に閉校する上牧第二中学校の利活用の問題につきましては、法的な整備を進めながら取り組んでまいりたいというふうを考えております。それ以外にも、上牧町には多くの問題が山積をしておりますので、一つずつ丁寧に進めていくことが我々に課せられた課題であり

ますので、引き続き、皆さん方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これからまだまだ寒い日が続いていくだろうと思います。今、インフルエンザが流行しておりますので、皆さん方には十分健康にご留意をしていただきまして、これからもお元気にご活躍をしていただきますようお願いを申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(遠山健太郎) これをもちまして令和7年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。
どうも皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 遠 山 健 太 郎

署 名 議 員 服 部 公 英

署 名 議 員 竹 之 内 剛